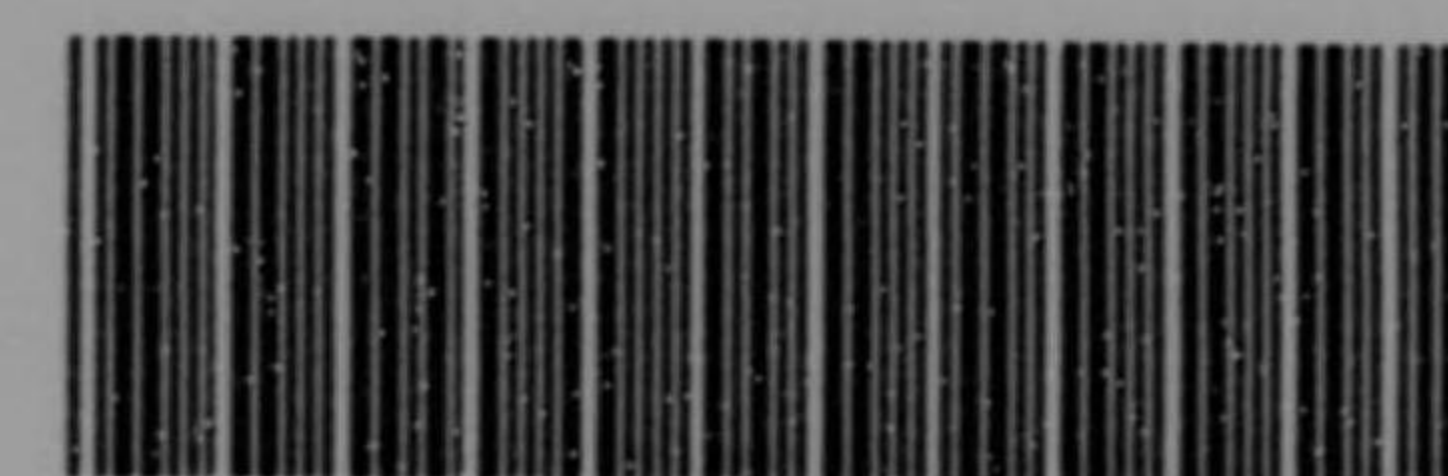


397.21
SA34



* 0056407000 *

1

0056407-000

397.21-Sa34ウ

日本海防史

坂ノ上信夫・著

泰光堂

昭和17

AJC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

日本海防史

397.21
SA34



142

397.21
SA34

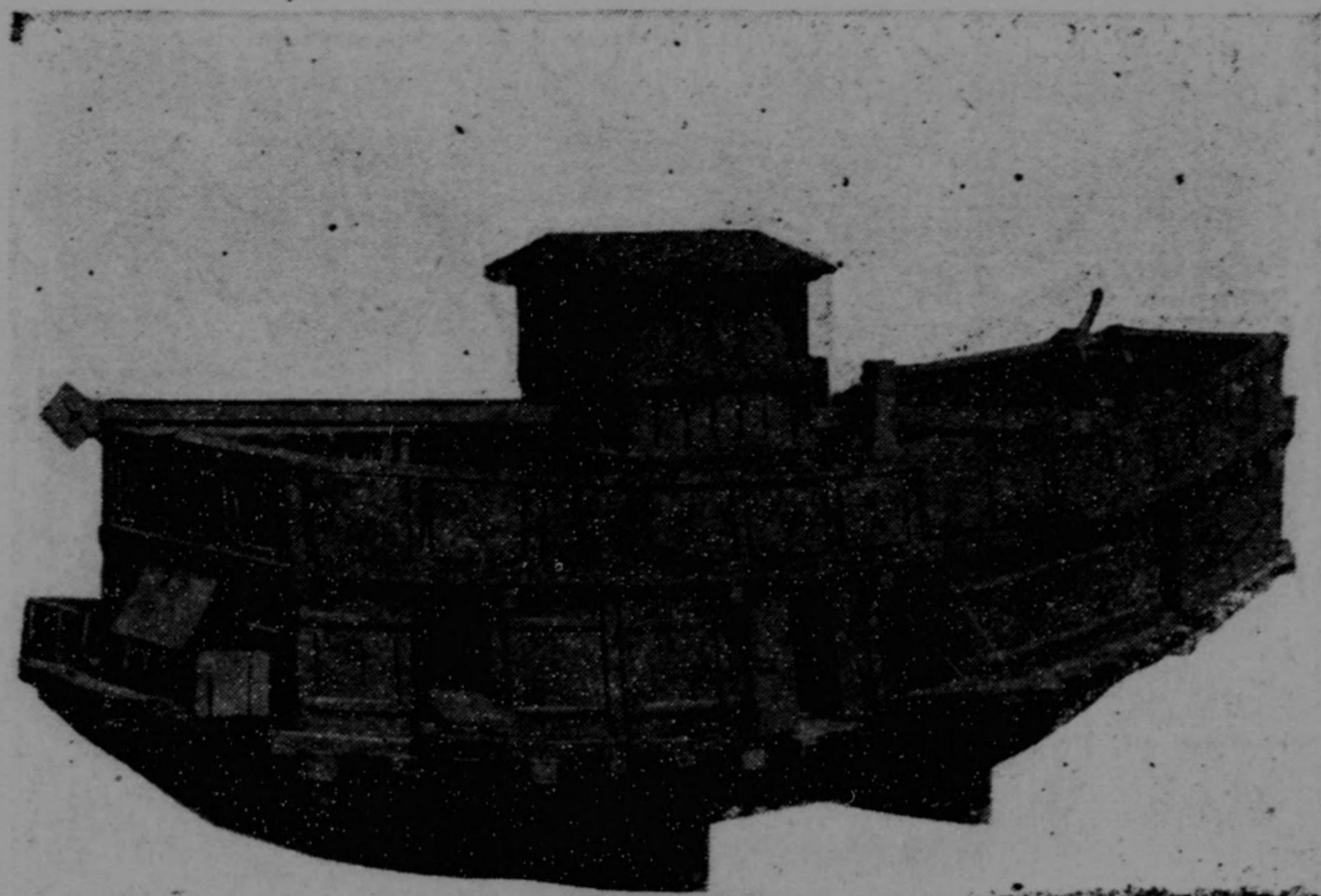
日本海防史

坂ノ上信夫著



東京・泰光堂刊行





小早川隆景朝鮮役使用の軍船模型
 (八王子信松院蔵)

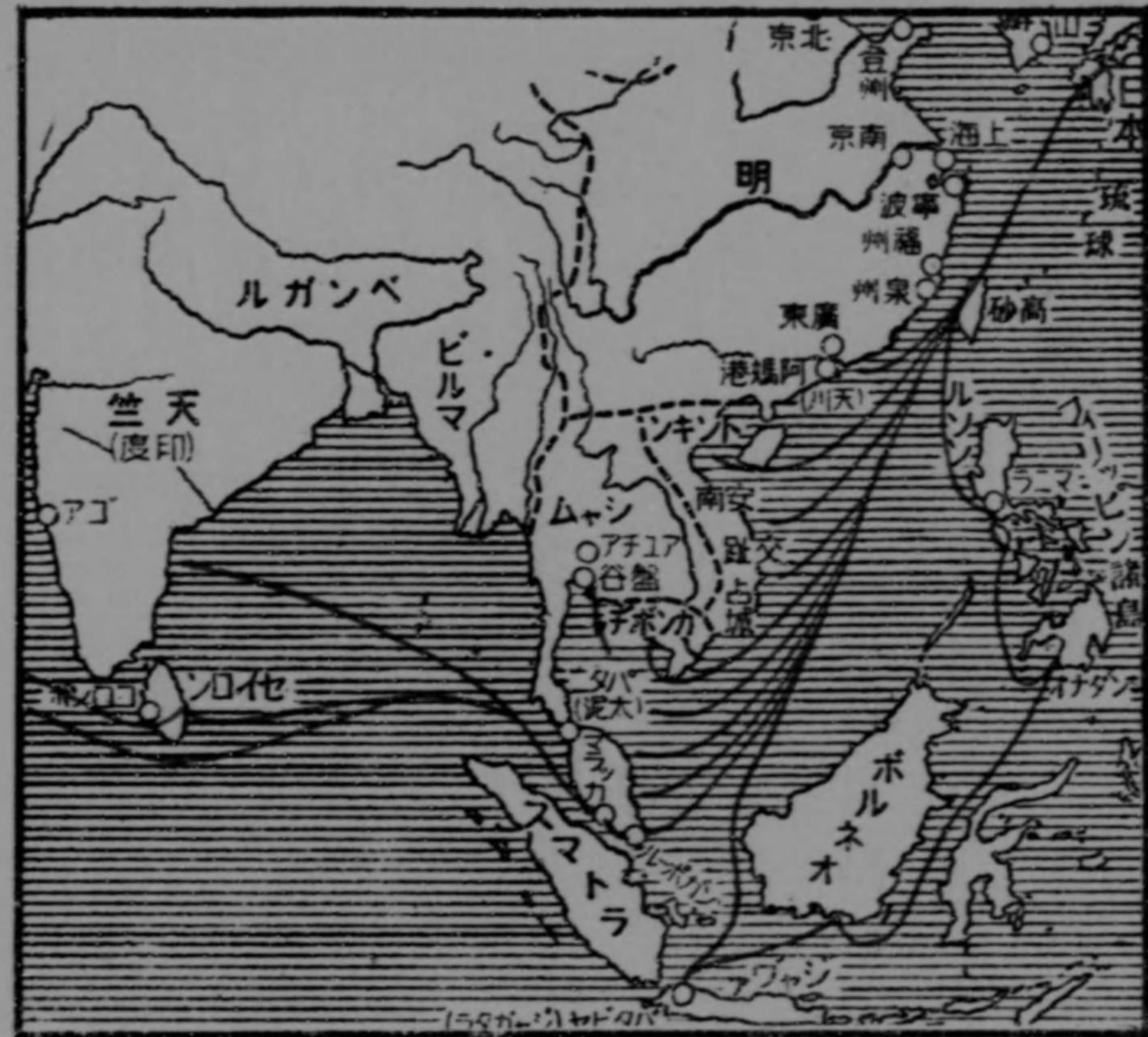
表紙繪
 扉繪

黒船圖 (黒船橋沈記)

文晁筆 (異國船の圖)

定信贊

(此船のよるてふことを
 夢のまも、わすれぬは
 世の寶なりけり)



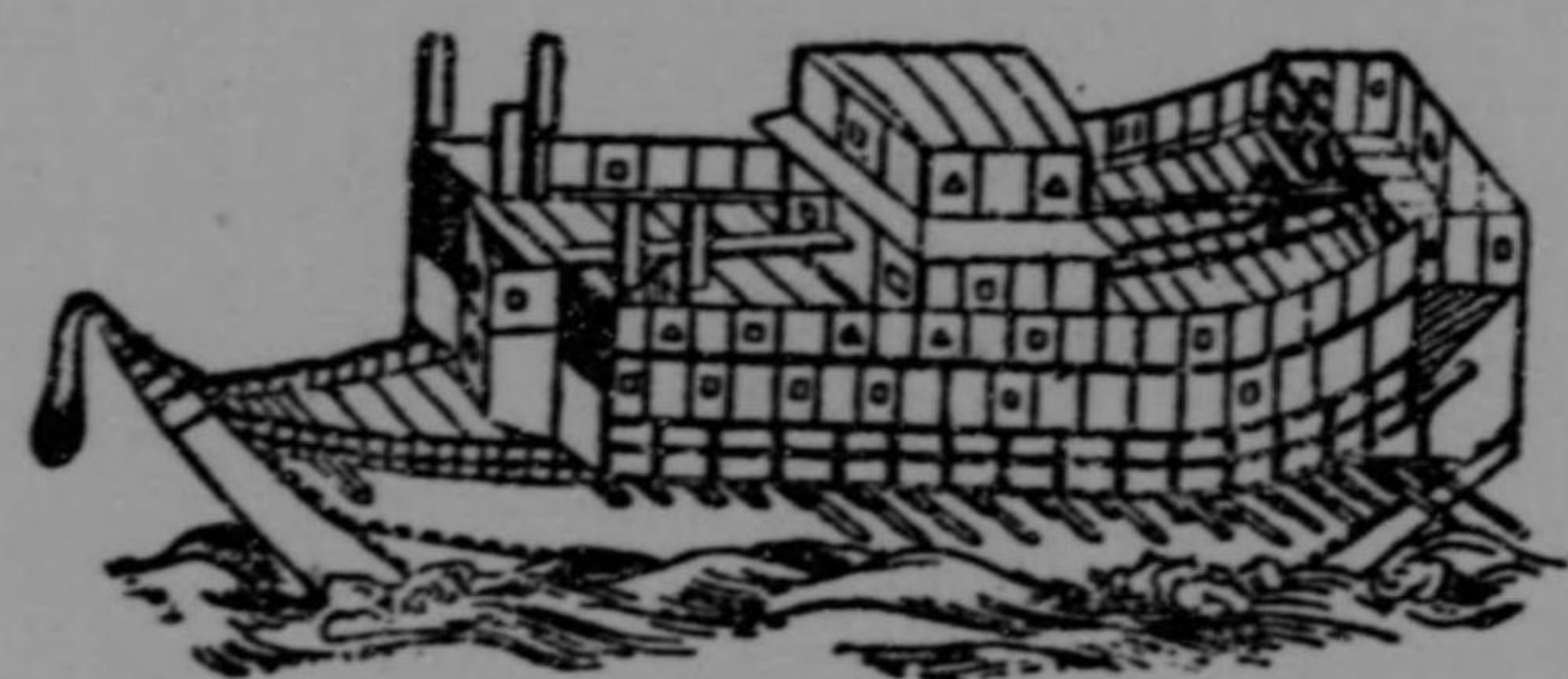
(圖航通外海の人邦降以代時町室)

(照對)

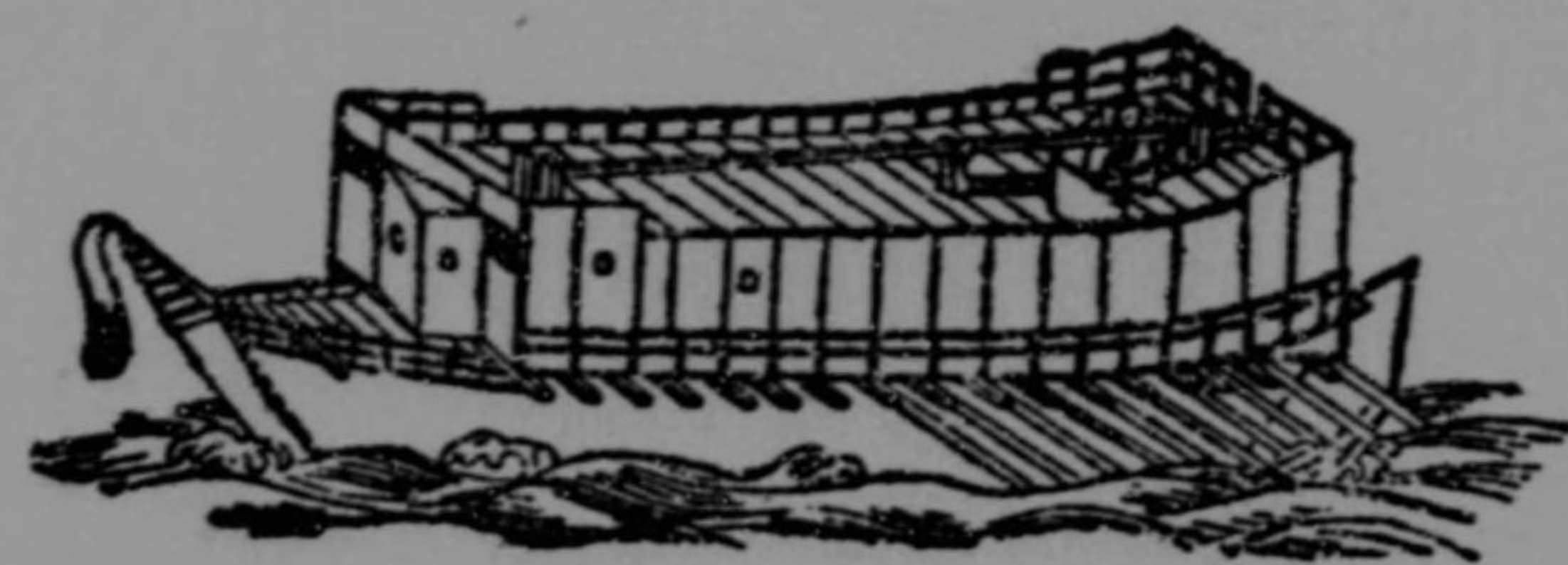


船軍の軍水古中

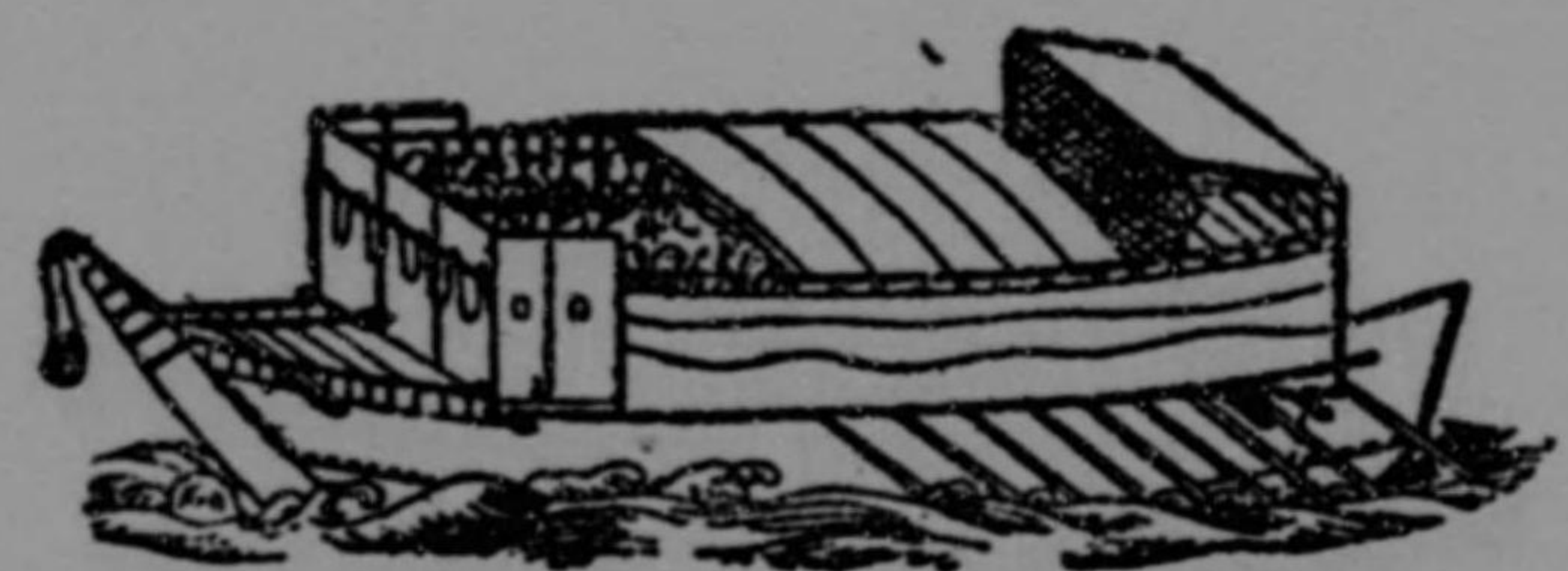
(取所 「史力權上海國皇」)



(立挺百船正)

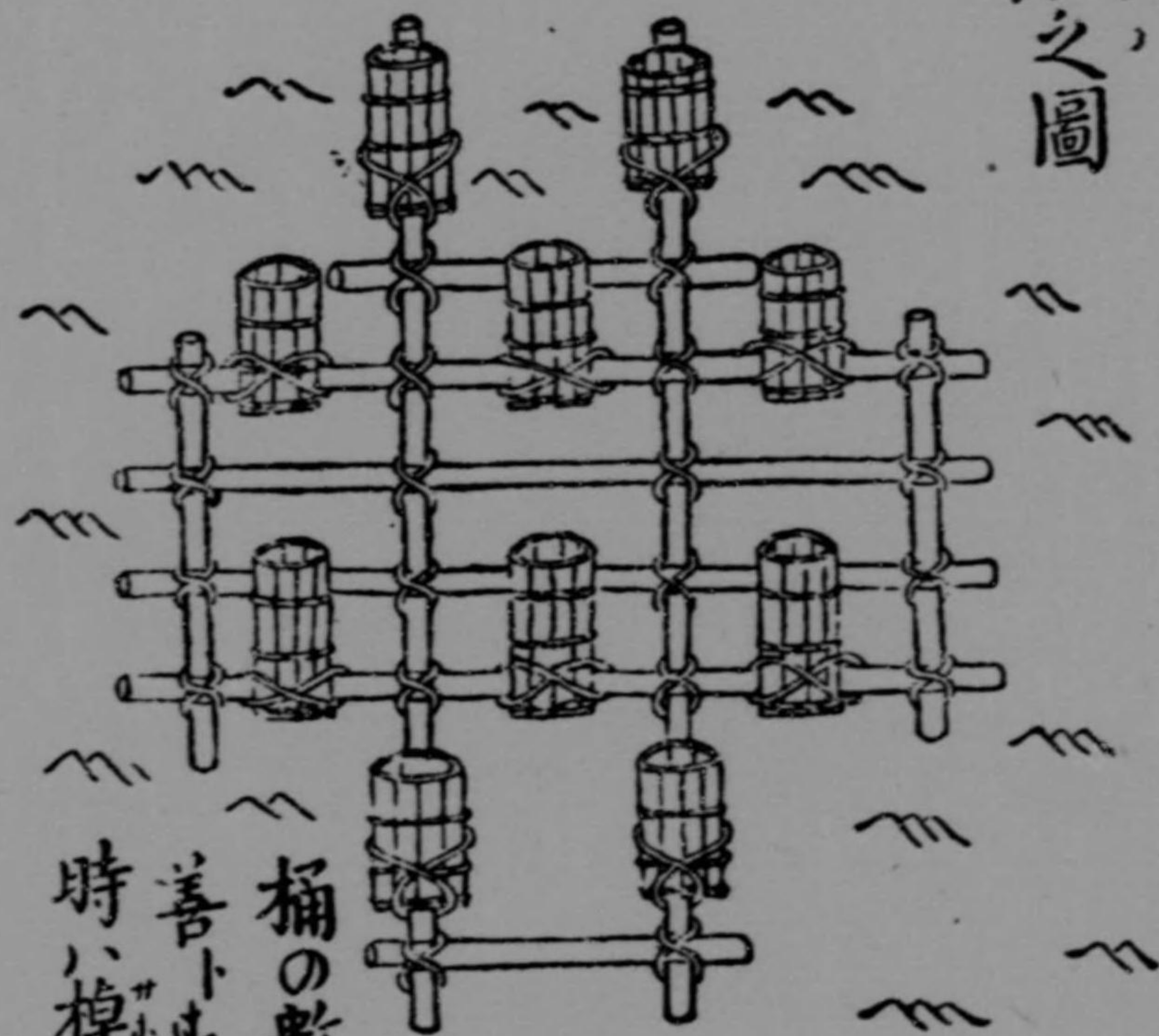


(立挺十五船正)



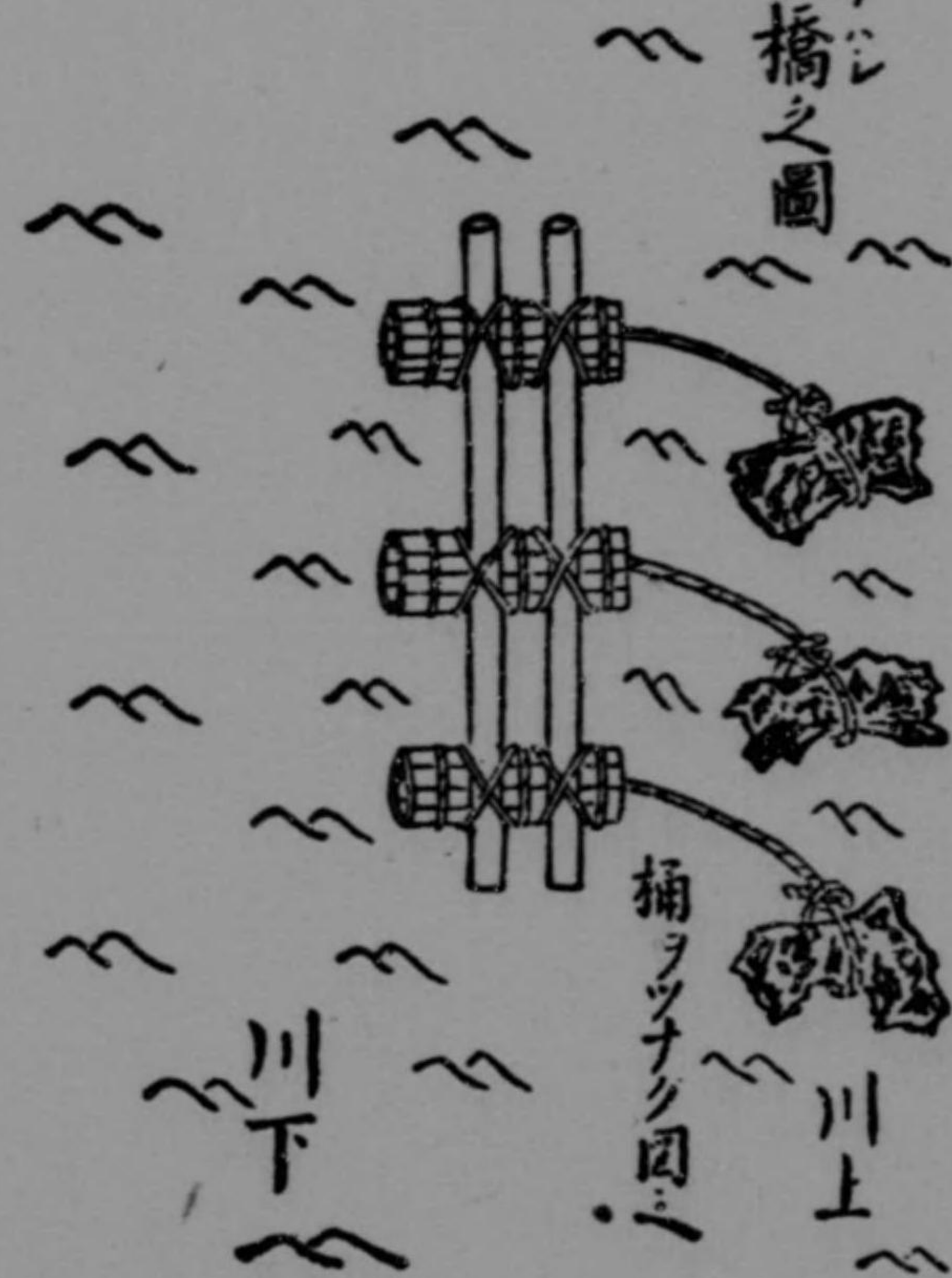
(立挺十四船奇)

桶船之圖



桶の數々多キ程
善トモるニ渡ル
時ハ棹ヲ榜ヲ用ユ

桶橋之圖



桶ヲツナク固ニ

(看參章壹第)

(取所「林平子海國兵談」)

929
182

日本海防史 内容要目

序 章……………三

第壹節 國防の意義と海防史の概念……………三

第貳節 日本海防史の年代分列……………三

第壹章 海防前史——古代日本の海國の様相……………三

第貳章 海防の發生——崇神朝造船の詔より神功皇后
新羅征伐まで……………四

第參章 海防の發達——應神朝より齊明朝まで……………五

目次

—

第四章 海防の退嬰——天智朝朝鮮の拋棄より元寇まで……………七

第五章 國民海防——倭寇時代以降寛永年間朱印船の

停止まで……………一六一

第六章 鎖國海防——徳川の鎖國時代安政の開國まで……………三〇三

第七章 維新海防——幕府海軍の建設より現代海軍の

創始まで……………四〇九

卷末に(著者言)……………四一五

日本海防史

坂ノ上信夫著



序章 第壹節

國防の意義と海防史の概念

海防とは、極めて端的に解釋して、文字通りに、海に外敵を防ぐの意味である。海が原則的に或は一般的に、尤も自然的な國家的境界をなす意味では、その擴充された形では、それは即ち國防の現實と一致する。少くとも、海域に建國する國家においては、その地理的な條件が、かくの如きものとしてその國防を規定する。それは、

國防の一部を成すといふよりも、より適切には海防が國防を形式的に規定するといふべきであらう。けれども、一般には海防をかくの如きものとしては解してない。そして之を國防の一部として考へる。こゝで國防として取扱ふ史的主題も、この意味の狹義においてのものである。

しかし之を以て卒爾に誤解してはいけない。海防とは、専守防衛の消極性においてのみ考へられてはならぬ。更に積極的、海事的發展をも含めて、國民生活の保障を遂行することであらねばならない。それは、國防の本義における、その概念に従ふものである。

然らばその國防とは、由來どんな意味を含蓄するか。國防とは、一國が他の一國の領土を侵す場合、之を防衛することであるかの如く狹義に解釋されがちである。しかしそれは單なる戦争にすぎない。歴史的には、國防が専守防衛として、國土防衛だけの使命に出發しそれが段々發達したやに見えるが、それは、事件的な主題を對象として考へることからの偏狹な見方で、より本義的には、更に廣汎な意義と分野における生活防衛だつた。もつと、正確には生活保障といふべきであらう。而してこゝにいふ見方からすれば、たとへば、領土侵害の如き、戦争的狀態における内外

の交衝においてする國防の概念が、如何に偏狹なものであるかを誰でも直ちに氣付くであらう。それでは、まだ國防の概念充足として十分に盛り切つてないものがあることを感ぜしめる。國家的生活の脅威は、單に必らずしも戦争狀態においのみでは促迫せず、且つ直接的な侵害においてのみは發生しない。之とは全然對蹠的な平和状態において、しかも直接的な交衝なしにでも、深刻に襲迫するからである。より文化的な風土において、しかし戦争的害迫以上の害迫を敢てする。従つて、極めて平和的な内外の交衝において、尙ほ且つそこには國防が設定されねばならぬ筈であり、何らかの保障的な方策が必須である。而して、それは現代の現實であるのみでなく、また常に、歴史的現實でもあつた。おもふに、國防といふ限りは、第二國——他國との交衝を根本條件として、之を當然の前提とし、「防ぎ止める」といふその文字が示すやうに、とにかく消極的なものである。しかるに之を發展的に見ることによつて、その間に撞着扞格の感を免れないが、之は國防が、民族生活の樹立であり保障だといふ意味で當然の歸結であらねばならぬ。即ち、防ぎ止めるといふ消極性は、生活圏の防衛を意味するが、生活圏の確立といふ積極面から見るとき、その發展性において觀察されるといふにすぎない。かくして、それはとにかく

く、一の確保を意味し保障を意味する。生活圏の確保といふ意味で、そこには一定の限界が規定されるにより、所謂侵略とは異なる。侵略は、発展のための発展といふ一義に固着して従つて限界がない。前者は発展の様相において看取されるが、發展そのものが侵略の如く第一義の意味はもたないところに特色があるといはねばならぬ。第二國―他國が國防の對象となるのは、この保障に何らかの障害をもつからである。

要するに、國家生活の樹立を條件として、その自然的な保障行爲を國防といふ。故に、國防線と生活圏とは、常に直接不離の關係にある。ところで、くり返して説くが如く、それは第二國第三國が、何らかの意味で交渉することによりてアクチヴに發動するが、しかし、その靜止的な状態においても常にありうるものが容易に理解されるであらう。のみでなく、自足の、嚴密な意味での鎖國的自立が、歴史的に、現實にありうるかどうかは別問題としてさういふ形では、國家生活がありえない意味では、國防は常に絶對必須のものといはざるを得ぬ。尤も國家的交渉は時世を下ると共に、はつきり直接化し複雑化した。故に國防の直接性と複雑性も、歴史の推移に伴ふものであることは自明の現實である。かくして、國防力の内容は歴史的

な展開に従つて複雑化し、いはゆる國民總力戰的傾向において、現代に窮まつてゐること説明するまでもないことであつて、それは、陸海の軍備を主體として、百般の物資、人的資源の確保、産業、交通、通信機關はいふまでもなく、國土地勢、港灣、島嶼の分布、配置などの地理的條件、其他政治的には外國との協調同盟等その交渉の状態及び政策を含み、より根本的には、國民教育、國民精神の高揚、その他あらゆる國民力のすべてを舉げて國防力たるの意義をいよゝ明確に深刻にするに至つた。もちろん、これらの諸條件が、國防力に内容化したのは、決して今日に始まるのではない。歴史的現實の上にも、常にさうだつたのである。たゞしかし、これらの諸條件には、歴史的事情に隨ふ自然的な輕重があり、明暗があつた。而して、それはたとへば、舉國一致が要請される國難に處しては、何らかの形で、これらの諸條件が、全的に綜合的に作用したのである。現代に、特にそれが緊切なるが如く將來も、より深刻にかくあるであらうし、かくあらねばならぬが、かくの如きものとして、私は概念的な指標をこゝに置き、いはゆる國防を理解する。海防とは、この國防概念に包攝される限りにおいてのそれであるが、しかしこの場合、その概念は構成されたものでなく把握されたものである意味において、私は之を歴史的な概念として規定する。その

やうな歴史的現實を主題として、その發展の様相を眺めるのが、この一冊の目標である。

ところで、こゝで更に注意せねばならぬのは、私のいはゆる國家的生活とは何であるかといふことである。國民生活は一體としての國家生活に隨順する以外にはありうるものでないから、地球は國家生活を基準として動いてゐる。しからば、國家生活は如何なる状態においてあるべきものであるか。その現在あるがまゝの現實的な様相を歴史的に嘗てあつた様相と共に、姑らくこゝに看過しよう。而して、端的に、その在るべき様相を一言に表現するならば、私は之を民族一元の傳統的生活における世界的理想の實現でなければならぬと思ふ。之をその内部から見ると、民族の自己實現であるが、外部的に擴がつて行く統一に於ていへば、その限りにおいての、即ち、民族的自己實現の擴充としての、世界の自己實現である。而して、かくの如き世界觀の下に、一字の理想が掲げられ、その遂行を國是として、二千六百年建國の使命を顯彰しつゝ、現在を克服し、未來を貫かうとするのが、帝國の國家觀である。それは、即ち、神勅にきはまり、その躬行として、われらが國民的意義を根本づけるものである。従つて、帝國の國防觀は、すべてがこゝにその根本義を

發して、その躬行であり遂行である。いひかへるなら、かくの如きものとして、日本皇道の宣布が國防の根本目的であり、さうした世界觀の樹立と遂行を使命として、世界によびかけ、不義と戦ふのが日本國防の大義ではないかとおもふ。即ち、皇道の宣布は、日本民族の自己實現であり、日本國防はその實踐として、結局、國體を擁護することが、その消極面であり、國體の發揚がその積極面である。帝國國防の方向と意義と目的は、かくの如き世界觀的立場における皇道日本の宣布でなければならぬといふ點にその特殊性がある。日本國防の冠絶した意味は、個人主義的な民族功利、國家自存の手段たる矮少と偏狹を超越して、かくの如き雄大な世界觀を戦ふ、その人類的意義の上にある。それこそが世界の歴史を推進し發展する所以であり、即ち、日本の鋒鏑が、常に聖戰たるの意義を擴充する所以であり、世紀の光輝たる所以でもある。即ち、神武不殺の劍である。ポール・リシャルの「告章」日本莊嚴の詩にこれを讀まう。彼は「吾れ、日本を瞻望す」と稱してうたふのである。

「吾れは日没するの國、その地火焰に包まれ、その國頽廢に瀕せる西方より、

曙光の國日出づる國に來れり。

「聽け、吾れは我が祖國に語るが如く、汝に語らん。けだし、世界の一切の高貴なる人、すべての國を視ること、己の國を視るが如くし。」

すべての國に盡すこと、己が國につくすが如くする日必らず到らん。

而もわれ、如何なる國に語らんよりも、特に汝に向つて肝膽を披きうるは、けだし汝はその感ずること、如何なる國にも優りて深きが故のみ」

「汝は、人道の希望より生れたり。人道の實現に對する希望より生れたり」

「吾れは見たり、吾れは日本の魂を見たり。汝は神命を奉じ神意を成じて、勝利の劍と將來の帝冠をうけんがために肅然として神の大前に俯伏せり。

日本よ、戦士よ、彌榮へよ。汝の守護神と、平和の守護神と、共に汝の裡に在り、諸聲あげて萬歳を高唱ふ」

帝國國防のありやうは、實にかくの如きものとして存する。そして、尙且つ、その

やうなものとして歴史的現實の上に存在した。之を帝國の變遷の上に明徴にせんとするのが本書述作の意圖である。たゞ技術的に、その主題として海防だけを限つただけにすぎない。

端的直截にいふならば、國史全體が、かくの如きものとして皇道の躬行であり、その發展の過程であつて、二千六百年、遂にその外の何ものでもなかつた。いひかへるなら、神勅の眷々服膺であり、その開展である。國史の様相とその性格及び本質を一言につくして、之を勤皇史と呼ぶ人がある。間違でなく極めて明快である。

しかしそれではまだ十分に、その本質まで道破じつくしてゐるとはいへない。それは、一つの側面的な科學把握以上の何ものでもなく、現象的な方法論からの見方にきはまるもので、國民史としては、一應事象的にはたしかに勤皇史であることを拒まないが、しかし、國史の發展は、かくの如きものとして國民を主體的な立場においての見方では、その様相を説いて性格を盡さず、性格を説いてゐるとしても本質を貫けない。私にいはせると、それは一言につくして、皇道史でなくてはならぬと思ふ。皇道實踐の過程であり、その發展である。國民生活そのものを包容して、日本の國家生活自らが、全體的に、綜合的に、且つ本質的に、皇道の躬行であり、國史はそ

の發展の過程たることを示す。皇道と皇室と、それは離して考ふることのできな
い絶對なものである。それはすでに、建國のむかし神勅によつて顯彰されること
ろである。この故に勤皇は皇道を守り、之を恢弘することではなくてはならぬ。だ
から皇道を守り、之を恢弘することそのことが即ち勤皇たる所以である。即ち勤
皇の外の何ものでもないといふべきことができる。それは日本の現實において、
日本の要件である。而して、世界における日本の要件である。そこに、日本の特異
な國體と、國體的な理想と世界觀がある。このやうに見て來るとき、日本の倫理的
意義が自ら明かになるであらう。日本史は、尤も高き意味の一篇の倫理史である。
海防史の上にも、この本質と性格はあらはれることを信念してこの一書をつくる。

第貳章 日本海防史の年代分列

日本海防の歴史的事實に即して、海防史としての一定の年代別けを、固有の歴史
性によつて定める方法論的な試みは、一二のそれがないではないが、殆んど確定的
なものにはなつてゐない。そして、その易解と便宜のために、しばしば多くのそれ

が政治史的なそれに據つてゐる。之は、ひとり海防の場合のみでなく、多くの新し
い研究のトピックにおいてさうであるが、總じて、政治の變遷を以て主調とし乃至
之を劃期として社會百般の事相特に、國家生活の形式的變轉を見ることは、最も端
的で直截ではあるけれども、嚴密には妥當しないことが多く、沒意義な場合さへあ
りうる。トピックによつては、政治と正しく並行して發展するものもあるであら
うが、精確にはそれ／＼にその歴史性に従ふ固有の意義において序次さるべきも
のである。こゝにはゆる海防史の如きも、政治の形態及内容と密接な關係にあ
り、その發展は、政治のそれと殆んど並行して、それは嚴密に政治によつて規定され
るものゝ如く看取されるが、仔細に點檢すれば、それでは歴史性、發展的様相の理解
に不十分なものがあることを拒み得ない。海防は、一面政治的事實であると共に、
また、經濟史的側面をもつからである。これを、もつと狭い視角においてたとへば、
航海技術の一面から見ると、それはいよ／＼政治的事實とは、隔絶してしまふ。
で、とにかく、海防史には海防史としての年代的序次があつて然るべきものだし、な
くてはならぬ。

この意味から、たとへばバラートの年代別けがある。之は、たしかに一の示唆を

われらに與へるものであるが、しかし殆んど取るべきものではない。けだし彼は日本の海上権史をすべて四期に分ける。第一期は、彼によつて自然的鎖國時代と呼ばれるもので、この時代では、海が自然の防衛帯を成した時代である。次に、第二期として、人爲的鎖國の時代であり、この時代では、海が外寇を招く原因になつた。而して、次が試練の時代であり、この時代に、日本人は始めて海防の眞諦を覺り、海軍の充實に着手した。即ち現代海軍の曙光期で、最後に第四期として、現代海軍の時代である。ところで、彼はその第二期を遙かに下つて後代に置き、上古史全體を全然省除して考へる。事件的には、後一條天皇寬仁三年^{皇紀一六七九}の刀夷の入寇に起筆するのである。が、しかし刀夷の侵寇は、天智天皇の海防の退嬰以來初めての外寇として、特筆すべき大事件には違ひないけれども、われらはそれ以前に、まだ多く多くの注意すべき海防史的事實をもつてゐる。で、要するに、この時代區分は、或は一の見方を示すかも知れないが、しかし、その精密さにおいて杜撰すぎるとおもふ。示唆的に、多少の参考となるにすぎぬといふだけのものではあるまいか。

ところで、こゝに更に小笠原長生子のそれがある。「皇國海上權力史」に構成されるその方法で、この本はその序論に示すが如く、一篇主題の力點を主として對外

の關係において書かれたものであるが、さうした見地からのオーダーとして、その時代區分は次の如きものである。

まづ第一に、海上權力の發生及發達の時代として、紀元後千三百二十二年天智天皇御即位の當年までを劃期する。而して、その第二期は、同天皇御即位による海防退嬰の時代を含むものとして、以降六百十九年間、弘安四年^{皇紀九四一}元の入寇に至るまでとし、之を海上權力の衰退期とする。而して、弘安四年元寇から、永祿五年^{皇紀二二二}明船始めて長崎に來り貿易を請ふまで、二百八十一年を邊民侵略の時代として第三期たることを示すが、どういふ譯かしらないが、こゝに約三十年の歴史的な空白を置いて、文祿元年^{皇紀二二五}朝鮮征伐の年から慶長三年^{皇紀二二五}秀吉薨するまでを第四期として之を特に、たとへば、豊臣時代といふ名で呼ばれるべき一期に劃する。小笠原氏は必らずしもこの名稱に従つてないが、しかし内容的には、秀吉の遠征として、専ら征韓役を取扱つており、或は、その次に西南洋貿易時代として劃期する一期、文祿から寬永十一年^{皇紀二二九}朱印船の停止の年までのそれを含めて之が^{本章第六}第四期たるの意義を包容せしむべきものかもしれぬ。次に寬永十一年から安政元年^{二四五}の開國まで二百十九年間が鎖國時代として第五期に解釋される。開

國以來現代がその第六期にあたる。ところでこの時代区分は大體適當だとは思ひながら、私としては、まだ慊らぬものを感じる。大體之と同じくしかしもつと適正なものとして、次に水野廣徳氏のそれがある。水野氏は、建國より現代までを通観してこれをすべて五期に劃する。而して第一期は、建國から天智天皇の朝鮮拋棄まですべて千三百餘年、この間においては、海を積極的に利した時代で、海防の第一線を朝鮮の海岸においた。第二期を朝鮮拋棄から元寇までの六百年とし、この時代は、唐の威力に壓迫されて攻勢の海防策が撤せられ、専ら消極退嬰の策を執つて九州、長門、壹岐、對馬等に築砦し、國民の海外渡航を禁じて、國防の第一線をわが海岸線においた。即ち海洋を恐怖した時代である。第三期は、倭寇朱印船時代である。蒙古來襲は、たゞわが國民の海事海外思想を刺戟すると共に、鎌倉幕府の威令衰ふるに従ひ、海外渡航の禁令もまた弛み、加ふるに、南北朝の争亂によつて倭寇を激成し、ついで御朱印船を生んだ。この期間では、倭寇の積極的活躍によりわが海岸は外國に對して極めて平穩だつた。即ち、無意識に、海が制せられた時代である。次に、第四期としては、徳川絶對鎖國の二百年としてあげられる。人民の外航大船の建造が嚴禁された時代で、しかも海防に關しては、全然無自覺無頓着で、

海陸共に外に對しての何らの施設もなく、沿岸は無防備のままに委棄された。即ち海防の忘却時代である。第五期が、ペルラの來航に促されて、開國を止むなくしてから今日まで、國家的に始めて海防の必要を認め、海權の意義を覺り、海軍を興して今日に至つた。即ち、意義的に海を制した時代だとする。海防史的劃期としては、この水野氏の區分が、尤も適正であり、要領を得てゐるとおもふ。私も大體これによるつもりであるが、しかし私は、この外劈頭に、バラートのいはゆる自然的鎖國時代といふ一時代を置き、之を建國史前史として考へたい。で、本篇の構想は次の如きものとして綱目を分つてあらう。

- 第一章 海防前史——古代日本の海國的様相
- 第二章 海防の發生——崇神朝造船の大詔より神功皇后新羅征伐まで
- 第三章 海防の發達——應神朝より齊明朝まで
- 第四章 海防退嬰——天智朝朝鮮拋棄より元寇まで
- 第五章 國民海防——倭寇朱印船時代
- 第六章 鎖國海防——徳川の鎖國時代

この次に、現代海軍の創成とその發達が述べる。即ち、海軍史の第一ページがはじ

まると信するものであるが、その間に、現代海軍の曙光期ともいふべき時代があり、政治史的には、徳川時代に食ひ込んでゐる。しかし海防史的には、それは現代海軍史の劃期に入る。海防史でなく、單なる海事史である場合は、その構章を自ら異にするべきであらう。而して、こゝに第四章において、倭寇と朱印船を同章に併入したのは、朱印船が倭寇の歸結だからである。もちろん、倭寇は倭寇として、のちまで別の發展をしたが、朱印船も、またその一の歸結であるといふことも出来よう。しかも、意義的に、尤も正しく國民海防の名に副ふものであると信する。而してこの章下に、豊太閤の貿易獎勵と共に、海防發展的な經路が説かれる。之はその構想の雄大であつたこと、軍を動かす全國的であつたこと、時代性格的に、極めて近代的な傾向にあつたことなどから見て、小笠原氏が考へたやうに、之には特に劃期的な一章を設定して説かるべきであらうけれども、その貿易面は、南洋貿易として朱印船が代表し、大陸經營と興亞海防は、單に構想として了り、征韓役は、その前提として、事件的には大きくとも、結局一の事件にすぎない。時代的な風采としては、この一期は、尤も典型的に國民海防の時代であつたと信するものである。その近代的傾向は、時代的な意義を示すといふ以上に、むしろその性格である。總じて、この時代が、

近代的曙光を射翳したことについては、やゝくわしく近刊拙著「幕末の海防思想」に説くところである。然るに、秀吉歿して家康立つや、海事史的にはその遺跡をつがうとするやに見えたが、結局秀吉も陥つたところの貿易か宗教かのデレムマに撞着してのちに全然異つた形式の海防へと退嬰せざるを得なかつた。而して、政治的には、近代化しようとした時勢を翻して、封建的な舊體制に更に一段の補強を敢てし、そこに固定することを努力した。世紀は統一的に、しかし逆轉したのである。これらの事情については、すべて前掲拙著に説くところであり、本章にも、一應は後説するであらう。敢て、豊臣の時代を、一章に劃期して特説しなかつた所以である。而して、本編の敘述を徳川末期に止めたのは、現代の海防が、現代の海軍として、之は別に特筆するべきことを豫定したからである。即ち第七章としては、維新海防なる一節がこゝに挿入されて、現代海防史へ接續する。

第壹章 海防前史—古代日本の海國的様相

「古事記」に、神生みの神話と共に國生みの神話がある。それはすでに周知するところのものであるが、その神話的根元の哲學的な解説は、こゝでは必要がない。われらはたゞ、こゝで、わが國の神話が、必ずしも宇宙創成の自然神話に出發せずして、産靈の修理固成に前提する建國神話に始まるといふその特色を理解すればいい。而して、その建國の一步は、まづ磯^{いそ}駿^{しゅん}盧^ろ島^{じま}に始まつた。淡路の正南に當る沼島がそれであらうと想像されてゐるが、次に淡路洲を發見し、次に紀淡海峽における淡島、即ち現在の友が島だといはれた島々を辿つて二名洲、即ち四國を併せ内海を更に西に進んで隱岐と筑紫洲九州伊岐壱岐津島對馬に達し、更に遙かに北東に奔つて佐度島、即ち現今の佐渡を發見された。爾來本洲北西岸の諸所を轉航して、いはゆる大八洲の國名を成すに至つたものらしく想像される。(註)故に、瀬戸の内海を中心として、當代の日本は、それから以西に主として中心的な文化を開き、以東についてはあまり知られてゐなかつたらしい。建國の皇業を全うされた神武大帝も、だから西に起つて東へ、その大業を恢弘されてゐる。が、とにかく、かくして大八洲は、文字通りの八つの島の義であり、即ち、これらの碁布する島嶼を東海の濱に連ねて、こゝに日本の國土は創成された。だから、山鹿素行の諷歌に、

「海なきは、大和山城伊賀河内、つくしに筑後、丹波美作、あふみぢや、美濃飛驒の國甲斐信濃、上野下野これぞ海なし」

とあるが如く、全國七十餘洲臺灣朝鮮太の内右の十四を除いては、みな濱海の國である。而して、全國の港灣四百、海峽六十、海岸線の延長七千里に及ぶ。こうした島嶼民族としてのその地理學的な條件に原因して古來わが國民は殊に海に親しんだ。昔、ギリシア人は、海に神秘を感じて、之を魔のやうに恐怖したといふ。それは、有名なアリストテレスの言葉に傳へられるものであるが、古代日本のわれらが祖先においては、むしろその故に、この環海の國に安住することができた。そして、必らずしも、古代ギリシア人のやうには恐怖しなかつたのである。さうした恐怖の意識を、遠く異國に眺めて、だからこゝに安住の生活を守ることができた。即ち瑞穂の國をまた別に稱して浦安の國といふ所以でなくてはならぬ。浦安とはもちろん海が、自然の防衛帯を成すことの直喩であらう。つまり四海安寧の義である。かくして彼らにおいては海はむしろ親しむべきものとして、海にのり行くもの、説話は、可なり豊かに古史の上に物語られるのである。されば、江戸時代の學者西川如見は、その著「日本水土考」に解していふ。日本の要害は世界に冠絶す

る。その所以は環海の國だからである。總じて、小國にして大國に連るものは、その大國のために屈伏され、或は併呑されるのが一般であつて、之は自然の勢がしからしめるところであるが、日本の國土は必らずしも大ならずといへども、難海を隔てて遠きが故に、隣接して大國があつてもその患がない。かくして海は日本の要害であり、防壁であり、護りである。浦安の國とは、かういふ意味で、海を環らす要害堅固の國といふ意味である。ところで、一名また日本を細戈千足國といふ。細戈とは、武器の精銳なるをいひ、千足とは、豊かに充ち足るの義、かくして要するに、この言葉は勇武全備の謂である。即ち浦安の海城に安住して、千矛の武徳を備へ、而して天地と共に、永久に窮まりがない。その國民は神明の孫裔であり、その道は神明の遺訓にしたがふ。清淨潔白を愛し、質素朴實を楽しむ、即ち、仁勇の道にして、而して智自ら足る。これこの國の自然の神徳である。豈、貴ばざらんやと。

(註)「古事記」では、この國生みの順序と内容が、次のやうになつてゐる。即ち、淤能基呂島、水蛭子、淡島を生まれたのち、更に淡道之穗之狭別島、次に瓊之二名島を生み、次に隱伎之三子島、次に筑紫島、伊伎島、津島、佐度島、次に大倭豊秋津島を生み給うた。之によりて大八島國といふとあり。それから、吉備兒島、小豆島、大島、女島、知詔島、兩兒島を次々に生まれたことになつてゐる。書紀においてもそれは大體同様で、たゞその島の名

に多少の相違があり、即ち、淡路洲、大日本豊秋津洲、伊豫二名洲、筑紫洲、倭伎洲、佐度洲、越洲、大洲、吉備子洲を以て大八洲國と號し、對馬、壹岐、處々の小島は「是潮沫凝成者矣」とあるが、倭伎と佐度とを一つに數へ、越洲を一洲として數へ、大洲と吉備小島とを加へて對馬壹岐を除く點に「古事記」と異なるものがある。また一書によりその名稱も内容も違ふものがあるけれども、要するに、大八島國及びその屬島を以て帝國の境域とし定めてゐる。而して、大倭豊秋津島即ち今の本洲は、その全土にわたらず、特に東北部について、は全く認識を缺いてゐたらしい。越洲が、別な一洲として取扱はれてゐることによつて知られるであらう。

かくの如くして、海は、とにかく神代以來國民關心のトビツクであるが、神話時代、海の支配者としてはいはゆる素戔嗚尊があらせられた。そのいはゆる海原國海原國とは韓土なりとせられてゐるが、もしさうだとすれば、海の支配たるの意義は、自然神話的なそれではなくして、實は海路の神、海事の司宰たることを示すものでなくてはならぬ。「書紀」によれば、素尊は、筑紫胸形即ち宗像から中瀛大島中瀛大島遠瀛沖遠瀛沖の島對馬を経て、韓土に達するいはゆる北海道中なる航路を開いて、新羅に渡られたらしい。その前に、諾尊神生みの神話の中に、すでに海神大綿津見の神があるが、之も航海の神であらう。しかし素尊の新羅渡航は、けだし海外渡航に權輿的なもので、

其後往復去來された。従つて、そのための船も當然豫想されるが、その御子五十猛神は、わが國種樹植林の神として知らるゝ神であり、父神と共に頻りに韓土に去來さされてゐるから、この神によつて、素尊の「埴土を以て舟をつくり」とあり「浮寶あらずばよからじ」とする造船術の上に何らかの影響があつたのではないかといふことを、私の獨斷ながらに揣摩するのである。しかし舟についてのトツピクは後説するとして、こゝでは更に海に關する挿話をつゞけると、かくして朝鮮との交通は、はやくから開けたらしい。朝鮮からの歸航には、日本海回流に乗つたのであらう。日本海回流とは、北海に源を發するリマン寒流が、沿海州の海岸を洗ひ、朝鮮半島東岸に沿うて南下し、こゝで西南から北上する對馬海流と衝突するや、その一部分が方向を東に轉じて對馬海流の北側を之に竝行して流るゝと共に、その大部分は潜流して南下する。そして、それが濟州島附近で再び浮び出て支那海寒流の本流をなすに對し、一方對馬海流は北陸山陰の海岸に沿うて東北方に向ひ、津輕宗谷の海峡で支流化して分派する。而して後、次第に微弱となり樺太西岸に至つて消滅するが、従つて日本海では、リマン寒流と對馬海流によつて、周圍の陸地に沿ひ左旋する回流ができる。その旋同的な潮流をいふのであつて、この旋流が航路を

決定した。今も決定してゐるのである。だから朝鮮からこの潮流に乗れば、大體山陰地方で陸地を捕捉することになる。朝鮮と出雲地方とが通航的に密接な關係にあつた所以である。特に杵築の崎がその要衝にあたつた。少名毘古那が羅摩皮の船に乗り、鵝の皮を内剝に剝ぎて衣服とし、出雲御大之御前に着かれた話が「古事記」にあるが、天日矛の傳説は、異説があつて之れを更に後世なりとするも、「出雲古風土記」に見える國引の神話の如き、明かに古代の通交を事實に示すものである。要するに、さういふ海外交通の上では、裏日本を中心として、こゝに早く開けたのであつた。

ところで、一方、高天原族においては、天孫瓊瓊杵尊が、猿田彦の先導によつて、筑紫に天降される。吾田國笠狹岬がそれであるといはれてゐるが、いはゆる朝鮮から一葦帯水の地として、こゝにも早くその通交が開けたことは想像に、難くない。當時筑紫は土酋割據の状態にあり、殊に女酋の國が多かつたので、「魏志」に、倭人帶方東、南方の大海中にあり、山島に依りて國邑をなし、舊と百餘國とあり、「後漢書」東夷傳に倭は韓の東南大海の中に在り、山島に依りて居を爲し、凡て百餘國といふもの即ち之である。もちろん大和朝廷統一以前のことであつた。一體、日本を倭

といふことは古代的に一般であつて、國名のやまとにも大倭、倭を充用してゐるが、それのみではなく、天皇の御名にさへ倭根子天皇などと書かれてある。倭が、のちに和になつたことは明らかだが、然らばその倭なる名稱の起源は何であるか。これは、日本の自稱としてよりも、支那の稱謂として起源したものらしい。「説文」によれば、倭は順の貌とあり、その註記に、倭と委と義をほゞ同じうして、委は隨なり、隨従なりとあり、また「廣韻」には、倭は慎む貌とありて、要するに、温厚の君子人たることを意味するものである。中華に對して九夷を倡え、その中東夷として之に日本を含めるのが古代支那の地理學だが、その東夷について、「文献通考」の中に、東夷は柔謹を以て風となす、三方に異なるは、道義存すとありて、よくこの倭の説と膺合する。この「東夷天性柔順」の説には、異議もあつて、その性狀をいふや、現實の東夷についていつたものではなく、「東」といふその方位的な觀念にもとづく資性の穩健性を、概念的に表現したにすぎないといふものもあるが、東夷即ち倭として考へるならば、その解釋が必ずしも概念的なものではないことを推度させるに十分である。かくして、朝鮮の東濱海山島によりて、そこに隨順柔謹の君子國があり、それが日本を意味したことについては、ほゞ疑がない。而して、その日本即ち東

夷なるものは、筑紫に據在した豪族の民であることは前述の如くである。この豪族は、たとへば儼縣とか奴國とか末慮國、伊都縣、狗奴國といふ名で知られてゐる。それによつて、耶馬臺の卑彌呼の如き、またその一つであつた。古風土記や紀や魏志によつてこれら土酋の分布を想定すれば、殆んどそれが女酋巫人の治下にあつたことを知ることが出来る。筑前の宗像女神の如く、筑後の田油津媛、豊藤の菟狹津媛、豊後の速津媛、肥前の大山田女、肥後の阿蘇津媛の如き、みなそれである。而して、宗像三女神と卑彌呼が、一は海上女王として、一は陸上女王として尤もあらはれてゐる。古朝鮮、古代支那と日本との九州地方における交渉は、はじめこれら土酋の國々であつたこともちろんである。即ち、前述出雲地方を中心としてのそれの外に、筑紫一圓に擴がるかうした一の政治圏があつた。之が、のち全面的に高天原族によつて統一されるが、その統一への神勅を奉じて天降されたのが天孫である。ところで、天孫降臨の地方は、「古事記」にはゆる熊曾國で、早く熊襲なる一民族が占據してゐた。之を伊弉諾尊の御子として稱せらるゝ大山津見が段々に懷柔して、之に隼人の名稱を與へた。この大山津見の女木花咲耶媛またの名を神阿多都比賣を妃として天孫はこゝにまづ皇業を伸べたまう。その御子として生れま

したのが、火闌降命と彦火々出見尊であるが、この兩皇子を山と海とにわけて司配の頭梁に仰ぎ、益々熊襲懷柔の方法を取られた。これが物語化して、有名な海の幸山の幸の説話となる。説話の内容は、すでに周知するところのものであるが、海の幸司配即ち海軍の司令たる火闌降命と、山の司配即ち陸軍の司令彦火出見尊が、姑らくその司配を替へられる。しかるに双方ともさばめくによつて又もとの如く復活された。ところが、それは譬喩であらうが、大事の釣針をなくされたといふので、彦火出見尊はすつかり苦境に立たれる。之を取返すといふので、尊は鹽土翁の助に藉りて、無目籠に乗り、海上を微行し、海神家大綿津見の居城に行つて、そこでその當主たる豊玉彦の女豊玉毘賣を妃とされ、即ち海神家の軍によつて火闌降命を薩摩に討ち、結局尊は海陸の兩族を従へて日本を統一された。火闌降命は、隼人の連屬を率ひて近衛の兵となつたのである。ところで、この海神家といふのは一體何であらうか。

伊弉諾尊の御子として、神生みの神話に、最初に生れる十神の八番目の神に、海神綿津見神がある。實は、筑前那珂川畔の平地を擁した名族で、その一族として、住吉族、阿曇族があつた。那津の對岸志賀島は阿曇氏の本据で、「神功皇后紀」に磯鹿

島の安曇とあるもの即ちこれである。特に海神族としてながく盛んな一族だつた。その一族豊玉彦が其女豊玉媛を彦火火出見尊の妃とされたことは前述したが、その御子鷗鷺草葺不合尊の妃玉依媛もまたこの海神家豊玉彦の女である。而して玉依媛が神武天皇の御母にあたらせられる関係は人の知るところであらう。かくしてわが古代においての海國的性格は、民族の生活と深く、支配的できへあつたことが想像されるが、然らば海と絶對な關係にある船舶については、どんなものがあつたか。

まづ、諸尊冊尊が乗られたといふ天浮橋なるものがある。橋はつなぐといふ比喩で、必らずしも橋梁ではないと西村博士はいふ。つまり筏で、萬葉の五十日太である。舩といふ言葉などと類縁的なものとして、ハシとは水上を運搬する道具を意味する。で、博士の推度にしたがへば、この浮橋とは單層筏で、筏の中でも一番簡單なものである。即ち、縦に木材を一層だけ並べ連ねたものであるが、其の上に、更に横に十字形に並べると二層筏ができる。も一つ縦に並べたものが三層筏で、これらをすべて重層筏といふ。古代日本のそれは、主としてこの單層筏であつた。鴨綠江あたりに今泛んでゐる筏は、同じ單層筏でも、その丸太の兩端を串差にする。

しかし日本筏の形式は、兩端に穴をあけて藤蔓が何かで括つたものだといふ。この筏として同じく想像されてゐるものが、素尊の浮實である。之は文字通りに、船を一の實と考へ、浮實の浮なる言葉は状態を表現したにすぎないとする一説もあるが、ウキアダを筏の語原とする見方からは、浮實も筏であらうと推度される。この浮實がハシ即ち筏と異なるところは、ハシに若干の装置を加へた點にある。即ち、今日朝鮮の多島海地方などで見るバルソン筏船の類で、筏の兩端に欄干をとりつけ、その上に板を置くなどして、船の安定を計つたもので、之は比較的遠洋の航海に用ひられた。日鮮の交通など専ら之によつたと考へられる。次に蛭子をのせて海に流したといふ葦舟がある。本居宣長は、その「古事記傳」に、葦を多く集めてからみつくるにてもあるべしとあるが、どんな風に絡めたか記載がない。天の無目勝間之小船など思ひ合すべしとあるから、一種籠の如き形式を想像したのかも、しれないが、西村博士は之を前部は狭く、後部は廣い三角形のものとして想像する。いはゆるナイル河に泛んでゐるバビルス・ポートの類である。現在、ペルーのチチカカ湖にもあるといふ。その尤も進歩した形が臺灣の竹排である。之は、大體筏で、それを半月形にたはめて船形をつくつたものだ。帆柱が立ち、帆が張られ、中に

盃をおいて人は之にのる。ペルーの葦舟にも帆柱があつて、二本の柱を末で一つに合せ、兩柱間を支へたA字型のものだといふ。それに四角帆を張るのである。之は、エジプトからペルーへ傳播的に移入したもので、日本への移入も、この傳播による博士は説明する。

この筏形式のそれに先つて、尤も簡単な浮揚具の時代と形式があつた。船としては之が尤も原始的なもので、その浮漂として瓠を装置したものが瓠船である。「東國通鑑」に瓠公本と倭人、初めて瓠を以て渡海し來る、故に號すとあるその瓠公なるものは、新羅建國の始祖赫居世干の輔佐として働いた疑問の日本人で、本文に見るが如く、瓠に乗つて渡海したといふ傳説中の人物であるが、瓠は實は瓠船の義で、仲哀紀の「眞木灰を瓠に納れ、また箸及び比羅傳に多く作る。皆々大海に散浮し以て度るべし」とある。それで眞木の灰を納れた瓠を浮きとして装置した船であらう。なぜ灰を瓠の中に入れたかといふことについて、チャンバレンの如きは、之にマジカルな意味をもたせ、その灰は航海安全の咒巫として、之を海面に蒔くのだと解するが、私は之を簡單に、浮きとしての瓠に適當の重さを與へるためだと考へたい。西村博士は、この文意を「眞木の灰に瓠を納れ」と讀んで、灰はへで

あり、例へば舳へさきのへの如く、文字は灰だが實は船を意味するへの借字借訓にすぎないとする。漢字で書くと舳、朝鮮語にこれをペーとよむ。即ち、ペーロンのペーでもある。しかし、之は卒かに信ぜられぬ。

ところで、こゝに箸と比羅傳は、通説に共に食器で、比羅傳は書紀に葉盤といふもの、要するに、之は職を供へるための祭器だとして疑はない。けれども、それではすこし怪訝しいといふので、博士は之に新考察を加へ、箸は浮橋のハシと同じく筏を意味し、比羅傳は葉盤のそれではなく、實はヒラダ即ち艀（平底船）だと解する。この場合、デとダは通音にすぎず、デは朝鮮語の筏であり、イカダのダに通ずる。ダ、デみな古代語に船だといふ。こう考へることにより、瓠船の形式がやゝはつきりするであらう。遠洋の航海では、船や筏をいくつも寄せ集めて、かくして集團的に航行したのであつた。浮きを舟に取りつけた形式は、日本に固有のものではなくて、古代ヨーロッパにもあり、瓠の代りに、動物の腸囊を以てし、皮袋を以てして立派な浮囊を拵へた。最も原始的には、浮囊そのものだけで、それに五體をのせ、結び付け、泳ぐ形式で波の上を乗つたといふ。

次に、神代卷一書に、素戔鳴尊埴土を以て舟を作り、之に乗じて東に渡るとあるそ

の埴土舟があつた。埴は粘土で染料だつたといふことから、船の裳を之で彩つたといふ風に一般に考へられてゐたが、吉田東伍博士は、船ではなく帆を彩つたのだといふ。船體を何らかの色で彩ることは容易に考へられた技術ではあるが、しかし西村博士は、之にも異見を發表して、埴土舟も一種のフロート、浮揚式のものではないかとする。つまり、後に浮囊をつけた形式を變貌して、浮囊を甕で代用させたもの、浮囊を代用としての甕を多數泛べ、それを纏絡したものと、上に、木材を縦横に組合せた形式のものである。浮揚具の集合體そのものであつて、こゝにいふ形式のサアブイブルがあるさうであるが、しかし果してそれが西村博士のいふが如く、埴土舟にあたるかどうかは甚だ疑問である。一方、支那の文献などに見える土船或は泥に、この埴土舟を聯想して、兩方共例へば水葬の棺舟であるとかくの如く考へる學者もゐるが、私は兩説とも慊たらぬものである。で、埴土舟は、むしろ之を無目勝間の類型だと考へたい。無目勝間とは、彦火火出見尊のために鹽土翁が作つてのせまゐらせたといふそれで、一書神代卷に「因て其竹を取り、大目蠶籠を作り」とあり、また「いはゆる堅間は是れ今の竹籠なり」とありて、更に「古事記」には、「即ち無目勝間の小船を造りてその船に載せまつりて、教へけらく、我この船押し

流さば、やゝ暫し往てませ味し路あらむ。乃ちその道に乗りて往ましなば、綿津見宮なり」ともあり、一種の籠船であるらしい。で、そのサアブイブルとも見るべき形のものが、今安南地方にあるといふ。箆の形をした竹籠の船で、その大なるものは長さ一丈四五尺もあり、内面へ椰子油に牛糞を混じて塗り、漏水を防ぐ。無目勝間に何を塗つたかは判らないが、おそらく埴土かこの種のものであつただらう。私は埴土舟といふものも、この種類のものではないかと一應想像するものであるが、或は、非常に突飛に、埴土そのものを使つて船體をつくり、竹木の類で補強し、更に或種の塗料で、十分堅固に塗装したものでないかとも妄想する。兎に角之をフロートの一種と見ることに同意しがたい。

それから、次に勝間に類型のものとして、羅摩船といふのがあつた。「古事記」に、「大國主神出雲の御大之御前に在す時に、波の穂より天の羅摩船に乗りて」少名毘古那神が歸來したまふたことを語る。羅摩實の殻は、之を割れば舟形をなすといふ意味で、單に形狀の比喻として一般に傳へられてゐるが、神代卷一書に、此事を記して、白薊皮を以て舟を爲るとあり、しかし之は單にカガミといふ音訓の借字で、實は羅摩即ちカバイモの蔓で造つたものであらうといふ。

もちろん、形状においての、このやうな解釋も否定される何らの根據もないから、さうしたものととして、そしてその蔓でつくつたものと解釋できないことはない。もしさうだとすれば、前出、葦船などと同巧異曲のものとして考へざるを得ないものである。形状的にいへば、いはゆる龜甲かめがせといふものもその類型的なものではあるまいか。もちろんそれははつきりはしないが、要するに之こそは、單に形式の上の名稱ではないかと想像され、「古事記」に「龜甲に乗り釣しつゝ羽打ち振り來る人、速吸門に遇ひき」とあるを、紀には「一漁人有り、艇に乗りて至る」とあり、龜甲が大體、極めて小さい舟であることを知ることが出来る。船材からいふなら、最も端的に樺皮船があつた。樺皮巻きつくれる舟で、縫合船へ一步手前のものとして、樺皮をはぎ合せて作つたものであらう。「熊野諸手船」に至つて、はつきり縫合船へ形式化した。今、美保神社に残る諸手船神事に使ふそれがその遺形として考へられ、現在の縫合は釘を以てするけれども、昔は何かで縫ひ合せたものであらう。二挺櫓建の遊艇で、出雲意宇郡熊野でつくられたため、また熊野諸手船ともいふ。神代卷には、諸手船また之を天鳩舟と名づくところがあるが、鳥船又は速鳥船といふ名稱もあつた。「古事記」によると、天鳥船又の名は鳥の岩楠船ともあり、鳥船について

は、次のやうな米田庄太郎博士の見方もある。

一般に、鳥船とは、快速を意味する舟の美稱であり、或は鳥の如く水に泛ぶ形容として知らるゝに對し、博士はその語源的な由來を別に考へて、それに神話的な意味を根本的に把握する。蓋し、鳥船とは一の信仰に根ざし、南洋自然民族における神話を構成する「鳥が靈魂を彼岸に運ぶ」といふ思想と「船が靈魂を彼岸に運ぶ」といふ神話思想との結合により成立したものであつて、死後靈魂は鳥により或は鳥形の船にのつて、彼岸に運ばれるといふことを意味する。で、わが國の天鳥船の觀念も、之に類縁的な思想のあらはれとして、一般に考へられてゐるやうな「鳥」の直喩ではなく、元來は、靈魂を天に運ぶ鳥或は鳥形の船を意味する神話的なものではなかつたかと想像するのである。「古事記」の神話から「日本書紀」のそれは、更に合理化されて、はつきり船といふことになつてゐるが、日本民族の祖先の一部分においても、この種の鳥船神話が行はれてゐたのではあるまいかといふ。つまりそれは、始めは、専ら神話的意義を有し、靈魂を太陽に、或は天に運ぶ鳥形の船を意味したもので、この思想は、「靈魂は太陽に隨つて行く」といふ神話思想——太陽神話と要素的に結びつくものであり、もしさうだとすれば、わが國の古傳説や古俗

について、更に新しき解釋ができるとする。また一の異説であるが、しかし、之は鳥船の由來について説いたもので、古代に行はれた舟そのものについての説明ではない。

ところで、この岩楠船であるが、神代卷には天磐懸樟船とあり、蛭子を之にのせて順風に放棄させたことになつてゐる。而して「播磨風土記」には、次の如くあり、仁徳天皇の時、楠を得て之を伐り船を造るに迅きこと飛ぶが如く、一楫にして七重の波を越すとあり、仍ち、速鳥と號すと。檣、樟、楠は、その船材を示すものとして、古代上代に行はれたそれを知ることが出来る。岩楠の岩とは、單に堅固の美稱であらう。尙ほ、その造構の上に、特殊なものとして、いはゆる列舟があつた。これらの木材を以てした場合、原始的にはもちろん列造によつたものである。船史學的分類に従へば、之には三種の形式がある。一はメーリングン型、即ち割竹の形をしたもの、二にロベンハウゼン型、之は鯉節を豎に兩斷した形、三にサントーバン型、之は箱のやうな角型のものである。この三種の形式は、古代日本でもまた存在したもので、特にこのサントーバン型が、いはゆる大和型なる日本固有のそれに發達的なモチーフを成したものだといふ。しかし原日本型としては、メーリングン型に共通

するもので、いくつかの出土のそれによると、船材としては楠材で、杉もあるらしいが、楠は大體徑長の大きさに比例して幹長が短い木であるため、中で接合する。その接合の技術などは、中々進んだものだったといふ。それでもしかし接合したものであるから、暴風浪においては、時にそこからぼつきり折れた。寶龜九年十一月、遣唐使の舟がそのやうにして眞二つに折れ、前後別々に漂浪して一は甌島に、一は天草に着いたといふ話もある。一番古く發見されたもので、その長さは三十四尺七寸、幅四尺五寸、深さ十二尺七寸六分もあるといふから、相當に大きなものである。總じて、原日本人が使用した船は、船材が頑丈で結構が非常に雄大で、技巧も割合に進んだものであることに特色があり、それは、之が出土によつて窺知されるのである。之に對して西村博士は、原日本人における異文化の消化性、攝取力に原因があると斷する。私も、之に滿幅の同意を表するものであるが、更に最も特色的な點は、その攝取に、常に固有のものを中心とし、基調とするといふ、その傳統精神をあげねばなるまい。かくして大和型といふ一の型に大成した。この國民的傾向乃至性格は、傳統的に後世にまで貫かれたもので、たとへば、十九世紀の初頭、蘭人ヒュセルが書いたものに、「日本人は、船底の造り方においては、其他の製作におけるが如く、

自己の前規をかたく守つて、絶対に之を改めつゝることをしない」云々といふが如く、あくまでも自己の長所的信念に固執した。日本人のえらさは、單なる模倣でないといふこの點にあらねばならぬ。舟磁針についての同様の事實もあるが之は拙著「御朱印船の人々」に説くところである。

さて、建國以前における古代日本の海國の様相は、ほゞ右の如きものとして回顧される。即ち、「筑紫の海北」を據點とし、山陰出雲地方を中心として、こゝに海北道中なる朝鮮の航路をひらき、一方支那への船路を開いて、一葉の扁舟よく朝鮮支那海の波濤を超服した。爾來、神武天皇東遷統一の皇業を恢弘し給ふあり、崇神朝に至るまでは、帝國の修理固成、國內の統一に専らにして、外國との交渉は、特に活潑ではない。バラートがいふ自然的領國の文字通りの世代で、實際、海が自然の防衛帯を成した。即ち、浦安の言葉をも最も素朴にその通りであつた。しかし、神武大帝の御東遷においては、海が百パーセントに利用された意味において、そこに大和民族の海國的性格を十二分によむことができる。御征途のあとを辿れば、洋々として島々の討平であつた。港々の克服である。天皇の軍は、常に舟師の驅使であつた。東馬西船といふ國勢の最も賢明な利用である。

天皇は、まづ躬ら、日向の南岸美々津川畔に舟師を燒して、甲寅年十月五日征途に立たれ、豊前速吸門に至つて、海路の達人珍彦なるものを水路の嚮導とし、菟狹に達し、崗水門筑前山鹿港から埃の宮廣島附近を経て吉備國に入り、高島宮にとゞまること三年、此の地において舟師を整へ、兵食を蓄へ、即ち之を率ひて戊午の歲二月十一日、舳艫相啣んで更に東し灘波碇に着きたまふ。たまゞ、奔潮甚だ迅くして、因て浪速と稱する。また浪華ともいふ。即ち現今の大阪灣である。三月十日、流に溯つて河内國草香津へ上陸せられた。こゝで、盾を植て、雄詰たじましたまふによつて、津を改め號して盾津といふ。のち蓼津といふは訛傳である。乃ち、兵を勅して進んで大和に入りたまふ。この時の御計畫では、なるたけ水路を取らうとされたらしく、更に深く龍田あたりまで行かうとされたが、遂に白肩の津で上陸されたものである。皇軍利なし、仍て不意に敵の背後を衝くべく更に舟師を率ひ、海によつて紀伊の雄水門から名草を経てその南岸を旋り、熊野に上陸されて、遂にこゝに皇業を全うしたまふた。當時、艦隊の編制もとより微々たるものであらうが、大舉舟師を動かすの嚆矢であつて、海國日本の權輿を示し、その遺範を長く後世に垂れたまふものであつた。九州から中國へかけて、かくして瀬戸の海に、まづ日本の航津がひらけた

のである。

こうした事情の下に、後世特に難波津が港津として異常にひらけた。造船の本場ともなつたのである。仁徳天皇の遷都によつて、殊に頓に發展したが、遷都の動機が、すでにその發展した港津性の上にあつた。海路の守護神たる住吉神がこの地に祀られたのも、さういふ因縁に基づくので、それは、特にのちに海外への重要な渡津となつた。之に次いで、務古水門むらふみかどがある。務古即ち武庫で、喜田博士の説に従へば、武庫は他意なく單なる借訓で、ムコは「向ふ」だといふ。難波から見て、向ふの水門といふ意味であるらしい。奈良朝以後務古の中心は、今の兵庫になつたが、始めは、もつと東寄りに、西の宮の津門つらとがその字義的にも、その水門の門戸を示したものであらうといふ。この兩津を發して、瀬戸内海を島傳ひに、沿岸の浦々を辿つて西下すれば穴門あなかど海峽うみせきをすぎて筑紫に到る。筑紫から韓土へ行くには肥前松浦からした。しかしその航路については次章に後説するであらう。

第貳章 海防の發生——崇神朝造船の詔より

神功皇后征伐まで

國基は、建國以來歷朝の御稜威を積ねて、崇神朝に至り、いよ／＼踞然たるものとなつた。その十年^{七三}皇紀^五將軍を四道に派して、削平皇化を布きたまふてから、時運頓にひらけて、教化進み、衆庶歸して、天業はいよ／＼恢弘せられたのである。外人化して國籍に歸するものもあり、漸くその交渉をまた密にしたので、即ちその十七年、大に運輸航通の便を興さんため、始めて造船の大詔が煥發される。「船は天下の要用である。今、海邊の民船なきを以て甚だ歩運に苦しむ、それ、諸國に令して船舶をつくらしめん」と。沿岸島嶼の民競うて船舶を造り、造船の技術は一段の進歩を加へた。それと共に韓國との交渉が、俄然密接になつた。天皇の六十五年七月、任那の國使蘇那智^{そなち}が來朝して、越國^{たけくに}筍飯^{たけひ}の浦に上陸した。入貢して皇太子に侍し、寵遇をうけたといふ。「姓氏錄」「日本書紀」によれば、この時、任那は、本朝の武名に聞いて、保護を乞ふにより、群臣協議して鹽乘津彦を彼地に遣はし、その宰^{みこと}としたとある。しかし此朝、そのことありしや否やについては、學者の間に疑問を夾むものもあるが、とにかく倭國の地を平定した大和朝廷は、海を超えて、朝鮮半島に勢力を伸張し、そこに海防の第一線を布いた。こゝに至つて、海は尤も意義的に積極化して利用さるゝに至つた。即ち日本海防の發端である。而してその發展的動

向が任那の日本府置官となり、神功皇后の新羅征伐となる。任那は、初め大伽羅と稱した。

當代の半島は、北方に強大高句麗があり、南に百濟新羅が蟠居して、就中、新羅は辰韓の舊地を擁して勢威を逞うし、崇神朝四十一年^{四六〇}には、弁韓即ち駕洛をも併せて慶州に新羅府を立てた。百濟は箕子の裔として、燕人に追はれつゝ、しかし南馬韓の舊地に據つたが時に大伽羅は慶尙道高靈の邊にゐた。而して常に新羅の武力に壓迫されたのである。彼が日本への乞援の文に、「臣の國地方三百里、土地人民また富饒なるに、新羅の國と争ふて、彼我攝理することを得ず、互に兵戈を弄し、民生を聊んせず、希はくは、大國の將軍をかりて此地を治め、大國の部となさん」とあるによつて、その間の事情を察するに足るであらう。任那とは、崇神天皇の御諱御間城入彦の御名に因むといはれ、垂仁朝その國號となつたらしいが、しかし、それに日本府が置かれて確立したのは、それからのも、神功皇后の三韓征伐以後のことである。即ち附近の小國比自^{比自}、南伽羅^{南伽羅}、喙安羅^{喙安羅}、多羅加羅^{多羅加羅}、卓淳斯仁岐^{卓淳斯仁岐}等すべて十數國を併せ、總稱して任那といつた。これらの諸國には國王があり、各その部落を治め、日本からは、内宮家を置き、任那國司をして之を統監せしめた。その内宮家を稱し

て日本府といふ。即ち統監府である。何しろ、その領國中には、前述の如く小さな部落領域を多數に包含するので、新羅と百濟との強力な壓迫に夾まれては、とかく背離常なきの觀があつた。而して、それを介して、つねに新羅との事端を絶たなかつたのである。當時、新羅は、強力なる武力をたのんで、半島に雄視した豹虎である。神功皇后の征討以來、恭順朝貢しつゝ、尙ほひそかに叛服常なきものがあつたが、それを説く前に、われらはまづ皇后遠征の始終から述べねばならぬ。

皇后新羅征討の原因は熊襲の叛抗にあるといはれてゐる。ところで熊襲の征討は、はやくすでに景行天皇の時代から始まつた。天皇親征の軍は、海船を率ひ降つた神夏媛の歸順を得て、皇威堂々筑豊の地を席卷し、十九年秋、都に凱旋したまふたが、幾干もなくしてまた叛き、皇子日本武尊之が首魁を手刃して、一舉に平げたまふたことは人のよく知るところである。然るに、仲哀朝八年、熊襲また叛く。乃ち、天皇再び親征の軍を發したまひ、海路によつて紀伊の徳鞆浦から内海を旋り、皇后は越前角鹿敷賀から日本海をへて長門豊浦宮に相會し進撃することに決したが、皇后は、しばしば熊襲の叛亂が、實は新羅の使嗾に原因することを看取された。この間の事情を描いて、菅沼貞風は次のやうに語つてゐる。

「如何にして熊襲の亂が、新羅に關係を有したるやを察するに、當時彼の朝鮮半島の植民等が漸く支那の人種に迫られ、遂に其の職を失ひ、歸りて筑紫の南邊を騒がせしは、その重なる原因なりしならん。果して然らば、果して之を平定するの策は、新羅を征して支那人種を威服し、我國の植民等をして、各々其業に安んぜしむるの外、また良圖なかりしは明白なり」云々。

即ち支那が段々朝鮮に勢力を伸張した結果、朝鮮における日本の植民が侵された當然の歸結として、歸來これらの遊民が南部を騒がせたといふのである。だから、手取早くは、新羅を征して支那を威服し、この植民を守るに如かずとする。皇后の御意見はさういふものであつたらしい。由來、神功皇后は開化天皇の玄孫息長宿禰王の女として、その御母は、新羅の王子天日矛六世の孫、多遲摩比多訶の女たる葛城之高額比賣命である。もと／＼新羅に因縁の方として、三韓の事情には通ぜられてゐたのかも知れない。ところで、天皇は、筑前香椎に到られ、討平の中道にして軍中に疾を得、崩御された。皇后すなはち、素志を貫くため、吉備鴨別をして熊襲にあたらしめ、躬らは、その九年四月舟師を率ひて、松浦潟から壹岐を過ぎ、對馬の和珥津を経て直ちに新羅の南岸に殺到された。その出帥發軍の令にいふ、

「夫れ師を興し、衆を動かすは國の大事なり。安危成敗は必ず斯にあり。今や征伐の所あり、事を以て群臣にさつ。もし事成らずして罪群臣にあらんは、是れ甚だ傷ましき事なり。吾、婦女にして又不肖、然れども、慥らく男貌を假りて強ちに雄略を起し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助を藉り、兵甲を振ひて、嶮浪を度り、艦船を整て以て財の土を求む。もし事就らば群臣共に功あり、事就らずは朕獨り罪あり」

と。宣旨堂々、國體の精華を啓揚し、信念神明の前に昭々たるものがある。殊に「事就らば群臣共に功あり、事就らずは朕獨り罪あり」と宣ふところ、今日尙ほわれらをして、感泣せしめる。當時のいはゆる舟師が、如何なるものであつたかは、もちろん知る由もないが、征帆林の如く、旌旗日に輝く雄詰の聲に仰天して、新羅王波汶寐錦は、恐惶戰慄措くところを知らず、天運盡きて國は海になるかと驚怖した。即ち素旆を樹て、素紐を以て自ら面縛し、叩頭俯伏、來降して曰く、「吾れ聞く、東方に神國あり、日本といふ。また聖王あり、天皇といふ、必らず其國の神兵ならむ。今より以後、長く乾坤と與に、伏て飼部となり、復た以て年毎に男女の調を貢らむ」と。また誓つて曰ふ、「東日更に西に出るにあらざれば、阿利那禮河反て以て逆流し、河名昇

つて星辰となると雖も、反かす」云々。皇后の群臣これを誅さんことを欲ふ。皇后即ち、「初め、神教をうけて、まさに金銀の國を授からんとし、三軍に號令してまつろはざるを殺すなと命じた。而して、今すでにその財の國を得且つ人々も悉く降服した。之を殺すは不祥である」とし、躬ら縛を解かれたといふ。重寶の府庫を封じて、凱旋に際し、金銀彩色綾椽縑絹を、大舶八十隻に載せて官軍に従はしめた。いはゆる新羅八十船の貢物の由來である。十一月筑紫に凱旋したまふ。實に十月に起り十一月に了る僅々五六十日の、しかし偉大なる功業であらせられた。風を聞いて、百濟も高句麗も、悉く來服して三韓の地、また姑らく異心の徒なきに至つた。果然熊襲も、援を失つて摺伏したのである。皇后のこの征途については、筑紫の女王卑彌呼を以て擬し、之を疑ふものがあるが、私は取らない。而して、その功業は、日本海防史劈頭における壯大な偉蹟であつた。海防發生の史乘の上に、特筆するべき要件である。これから、日本の海事と海防はいよゝゝ多端となる。

第參章 海防の發達——應神朝より齊明朝まで

皇后の征韓によりて、帝國の武威頓に揚ると共に、海事と海防の事守は、こゝに、卒かに暢達した。皇后攝政の時代、應神仁徳朝に至つては、海防時代として特稱すべきほどに、それが發達して、造船のこと、また甚だ盛んに、以て上古史の偉觀を成す。即ち、應神朝五年、豊前豊後海邊の民騷擾して命に従はざりしや、海神族の裔阿曇連大濱宿禰をして之を平げしめ、因みを以て海人部の職制を定められた。皇子大山守命をして、その總宰とし、阿曇連と凡海連（おほしづな）をして之に副とし、以下諸國に之を置かれた。吉備即ち備前備中備後の地には吉備海直（きびのうみただ）を、紀伊には紀伊海直を、但馬播磨阿波にそれらの直を置かれ、尙ほ歸化人の海部を司どる韓海部直と、海事一般に關する青海直も設けられた。當時、海人部に關する限りは、兵商の區別なく、官庶の差別はなかつたので、海隅一介の舟子も、一朝事あれば、徵發されて立派に舟師に編隊された。即ち、海人部は海事一般の事守に従ふものとして、航海造船舟師の全般にわたる關與したのである。一方からいへば、上古の海軍、即ち水軍は、主體的な常備の兵があつたわけではなく、しかし、海人部全體を以て、その勢力を成したものである。勿論、その主將たるべきもの將たるべきものについては、海人部の要人をもつてしたので、のちに、この主將、將と海人部の部曲の民が、封建的な主従の關係に結

ばれて、中世海賊の主體となる。それは、この官制の弛廢に崩して、自然發生的に出現したものであつた。「山守部の考」二歴史地理によれば、實體的には、國人先住が主だつたらしく、新置の部民として、同時に山守部ができた。而して、此年、諸國に令して船を貢せしめ、新羅貢るところの船匠を役して伊勢の員辨、攝津の渡部において大船をつくらしめられた。特に伊豆に課してつくられた貢船は、その長十丈、軽く疾く行くこと風に馳するが如しとある。故に號けて之を枯野といふ。枯野實は輕野の訛傳である。これ、けだし船に命名するの嚆矢であつた。すでにして、三十一年、朽野古板用にたえざるを以て、毀ちて薪とし、之を以て鹽五百籠を煮、海運の功、記念のために諸國に頒ち給ふ。(註)酬ふるに更に貢船を以てしたまひ、調貢の運輸に便せしめられた。乃ち諸國船を貢獻する五百隻、務古の水門に集まる。たま／＼、新羅の調使來つてこの津に碇泊したが、一日新羅の客館忽ち火を失して、集るところの船に及び貢船悉く燒失した。新羅王これを聞いて大に驚き、乃ち造船の工匠を貢して謝するところあり、天皇、その工人を攝津河邊郡猪名の地に居らしめ、造船に従事せしめられた。いはゆる猪名部の工人として後世に著聞するものである。この新羅式の造船が、如何なる結構のものであつたかは明らかでないが、この時代、

この工人によつて傳へられた造船の技術は、すでに列舟の域を脱して、縫合的な構造船へと推移してゐたのではあるまいか。

(註)貢船枯野を火いた時、餘燼あり、その燼えざるを奇とし之を獻る。天皇、これを琴に作らしむるに、その音色鏗鏘として清韻翫々たるものあり。天皇喜び乃ち詠じたまはく、

枯野を鹽にやきしがあまり、琴につくりかき弾くや、由良の門の門中の海石に觸立つたづの木のみさやみや

とにかく、此朝、かくして造船が興り、航海が盛んに、海人部の水子は萬を以て計ふるの海國時代を現出した。之が直接の動因は、貢運の便に備ふるにありといはれてゐるが、しかし、その故に海外の國、朝鮮支那等への接觸をいよ／＼密にしたことも自然の歸結であつた。従つて、この朝、朝鮮支那の文化移入が、特に活潑になつたことは人のよく知るところであらう。而も日本民族の勢威は、隆々としてこの時、朝鮮半島を壓し、東洋を蔽ふものがあつた。しかし、朝鮮半島で最も狡犴であつた新羅は、とかくしば／＼朝貢を缺ぎ、叛服常なきものがあつた。例へば仁徳朝十七年新羅貢せず、九月砥田宿禰等責問の使をつかはして漸く調絹千四百六十疋、雜物八十艘の貢獻を行つた。五十三年また貢せず、五月使を以てその怠貢を問ふも尙

は従はず、遂に更に田道をして討たしめ、四道の民を捕へて歸つた。而して允恭朝以來、事を以て殊に新羅の離反は露骨にあらはれて來た。従つて高麗の叛服も常なく、常に帝國は、武力的な威壓を以て之にのぞまざるを得なかつた。一葦帶水とは云ひ條、航海不如意な當時においては、海表のかなたに海防の第一線を布き、生活圏を守治した日本としては、まことに多端を極めたことは無理もない。皇后征伐以來、天智朝朝鮮を完全に放棄する退嬰時代まで、二十五代約四百六十年の間に、わが國は、前後十數回にわたつて、征討の軍を動かしてゐる。

その第一は、まづ皇后攝政の五年五八六新羅の使臣來朝し、欺いて嘗て質たりし微此シ已智チを逃れしめた。わが將葛城襲津彦カツラノツツヒコ激怒して使者三人を捉へ檻中に納れ火を放ちて焚殺し、進んで新羅に至り、韜輔津タウホツに次で草羅城クサラノシを抜き、俘虜を以て凱旋した。第二回は、その四十九年九〇新羅尙は無禮なるを以て、三月、荒田別、鹿我別を將とし、兵を勸えて卓淳に至り、新羅を討つて之を破り、比自埴以下前述任那附近七ヶ國を平定併合して、任那日本府を建てた。もちろん、新羅も來服したのである。第三回は、その六十二年二九朝貢せず、また襲津彦をして討たしめられた。三年を経るも復命せず、更に平群木苑ヘリノキノと戸田宿禰をして之を攻めしめ、漸く王をして罪に服

せしめた。次に、應神天皇の十六年五九四新羅、我に歸化せんとするものを支へたるの故を以て、また之を討ち、第五回は、仁徳朝五十二年二五〇前述田道の遠征である。第六回は、雄略朝八年二四一高麗大軍を以て新羅を侵した。新羅支ふることあたはず、任那王を介して日本府のわが行軍元帥膳斑鳩タシヒノトビに救を求むるにより、之に應じ、討て高麗の軍を破る。之は、吉備田狹キヒノタを任那國宰に任じ給ふたが、田狹逆心を孕んで任那により叛逆を企てた。たま／＼新羅久しく朝貢せざるを以て、田狹の子弟君をつかはして之を伐たしめらるゝに、田狹弟君を誘つて百濟に據らしめ、共に勢を助けんことを計つた。弟君の妻樟媛カサノメその奸謀逆心を哀しんで、その夫を密かに殺害した。この内訌に増長して新羅はいよ／＼逞ましく、密かに高麗に結託して力を戮せたけれども、新羅のちに疑心を生じて高麗の兵を殺すに及び、高麗怒つて新羅を侵したものである。

同十九年三一五筑紫の安致臣アサヒノミ等命を奉じて舟師を率ひ、高麗の暴慢を討つ。繼體朝二十一年八一七新羅しば／＼任那を犯すを以て、之を救はんがため近江毛野を將とし、兵六萬を率ひてその失地を復せんとす。たま／＼筑紫の國造磐井、新羅より略をうけ、之と通謀して火豊二國によりて反き、毛野臣の征途を遮るを以て、朝廷物

部つら鹿火をつかはし、之を討ちて毛野臣を援けしむ。翌年磐井の軍を破つて毛野臣漸く韓土に着くことを得たが、しかし毛野臣人望なく、統率の道を失ひ、遂に利あらず。韓土いよ／＼騒然たり。任那府漸く微力に、高麗益々勢を得て、強大、北靺鞨を略し、南新羅を侵犯して、更に我に最も信服した百濟をさへ陥れてしまった。韓土におけるわが威信は、また昔日の觀なく、漸く地に委せんとする。そこで、宣化朝九七一大伴狭手彦をして、舟師を率ひ、行きて任那を鎮せしめ、また百濟を救はしめらる。しかも、此朝に至つては、漸く攻進の策をすて、筑紫娜津に官家を置き、三韓に備ふるといふ退嬰に保守せざるを得なくなつた。之がのちの太宰府である。而して、欽明朝十五年一四二内臣佐伯連をして、筑紫の兵一千、馬一百を率ひ、四十隻の軍船を繕して進み、百濟を助けて新羅を伐ち、函山城を抜いたけれども、のち新羅は百濟の彫弱に乗じて急に之を攻め、その王を殺し、任那を侵した。百濟變を奏するを以て、朝廷恚る。たま／＼二十二年一一二新羅の貢使來朝し、穴門の館舎を修治するを見て問罪の出帥準備をなすものとなし、歸つて之を告ぐ。新羅乃ち兵を發して任那を侵し、わが官府を剿滅した。朝廷依て、紀雄麿、河邊臣を遣はして大に新羅を討つ。紀雄麿兵を率ひて哆唎から出で、河邊臣をして居曾山から出で共に任那に

會し、百濟を謀して直ちに新羅を侵すの作戰だつた。新羅大兵を發して之を拒いだが、克つ能はず、遂に摺伏した。雄麿乃ち軍を旋して百濟に入り、河邊臣はひとり更に進んで新羅に轉戦した。新羅また克つこと能はず、白旗を掲げて降を乞ふ。河邊臣、白旗の何たるかを知らず、もちろん、その降旗たるを知らず、自らもまた之に倣うて白旗を掲げ進撃する。新羅軍これを見て、日本軍降るとなし、士氣大に振ふ。銳をつくして逆戦し、遂に大に河邊臣の軍を蹂躪した。河邊臣はその妻甘美媛及び伊企儼等と共に擒はれてしまった。いはゆる伊企儼が勇烈の挿話は、この時のことである。

伊企儼、虜となるを耻ぢ憤恨髓に徹す。新羅の將、刀を抜いて斬らんとし、逼て禪を脱せしめ、その尻を東方日本に向はしめて曰ふに、日本の將、わが尻をくらへと叫ば、許さんと。伊企儼聲に應じて叫んで曰く、新羅王わが尻をくらへと。聲下に斬られてしまった。その子、その甥、また伊企儼を擁して死んだ。その妻大葉子もた擒となり、愴然として歌つて曰く、

からくにのきのへに立ちて大葉子は、領巾ふらすもやまとへ向きて
かくして、敵愾愛國のわが國民性は、昔も今も渝るところなく、美しき傳統であつ

た。

ところで、しかし、別途に進撃した大伴連狭手彦の軍は、高麗を討つて大に之を破り、王宮に入つてその珍寶を得て歸つた。けれども、朝鮮における權威は漸く失墜して、任那官府の湮滅以來いよ／＼振はず、たゞひとり薄弱な百濟が依頼順服するのみになつた。故に、欽明天皇の如きは、深く之に叡慮を惱まし給ひ、興復のこと成らずして中道に崩じ給ふや、慨然として「必らず任那を興すべし」とし、遺詔を賜はつたとさへいはれてゐる。敏達朝その遺詔を奉じて、韓土の事情に詳しい日羅を召し、興復の策を計られたが、日羅非業に死してその事また成らず、日本府は完全に廢滅に歸した。推古朝八年^{一〇}境部臣、穗積臣をして、兵萬人を率ひて、舟師また新羅を討たせたまふ。勇戦してその五城を抜く。新羅王おそれ、即ち六城の地を割き、降を乞ふたが、然るにその三十一年^{七一}また任那の地を侵すによつて、來目皇子を將軍とし、兵二萬五千を以て討たしめられたが、征途筑紫にして薨じ給ふ。仍て、境部雄麿代つて之を討ち、新羅王直ちに罪を謝するを以て止んだが、任那は興復できずに了つた。以上新羅の反服に應じて出師したのは、すべて十數次に上る。而して、その戦果を綜合すれば、我軍捷を得たる七、功なかりしもの二、勝敗詳かなら

ざる二、征討せざりしもの四。之が爲に、國力疲勞したことは事實である。ところで齊明朝に至り、百濟の遺臣鬼室福信が祖國の復興を計つて援を乞ふにより、天皇駿河國に命じて船舶をつくり、親ら舟師を率ひて行宮を筑紫朝倉宮に進めたまひ、百濟興復のために、新羅親征の師を起さんとし給ふたが、不幸にして中道に崩じたまふた。齊明天皇は女帝におはす。而も英武かくの如くにして、神功皇后を髣髴し給ふものあり。その諒闇にも拘らず、皇太子中大兄皇子は、即ち筑前長津宮にうつられて、軍政を統監したまふ。たゞ／＼、また新羅百濟を侵すの報あり。乃ち、前將軍阿曇の比羅夫に命じて、戰艦百七十隻を率ひて百濟を救はしめ、高麗救援の爲に、別に將士を發し、後將軍阿倍比羅夫を海將とし、更に上毛野君稚子を陸將とし、共に兵二萬七千を率ひて新羅を攻めしめられたが、時に百濟に内訌起りて、また如何ともすること能はず、新羅の軍はいよ／＼機を利用して跳梁を逞しうし、唐の軍將また戰艦百七十隻を以て白村江に日本軍を要撃したので、我が方いよ／＼利あらず、遂には、唐の水師に圍まれて舟師四百之がために焼かれ、全軍殆んど覆滅した。大伴部博麿の挿話が傳へられるのも、この齊明朝新羅討征における唐との争戦において、あつた。而して、この戦は、あらゆる點において、状態も日本に悉く

不利であつた。こゝにおいて、百濟遂に全く滅び、高麗また次いで唐の爲に岷ぼされた。わが朝三韓を失ふの契機となつたのである。しかし、それはわが武力の衰退を意味するものでは決してなかつた。不幸、非常に可くない状態において、たまたま敗亡を止むなくしたとはいひ、條、我軍が昔日強剛の觀なく敗れたのではない。蓋し、この戦において、日本軍は敗れたりと雖、史上に著聞して、その善戦が稱せられてゐるからである。非常にわるい條件の下に、しかも衆寡敵しなかつたといふだけである。而して之が三韓退嬰の契機とはなつたが原因ではなかつた。この時世は、内國的に、非常に複雑化して、また三韓の内訌を顧みるの餘裕を失つたからである。しかも、一方、支那との通交をいよく繁しくして、日本はその新文化の攝取と吸収に關心を専らにするやうになつた。四代前推古朝遣隋使の派遣があり、舒明朝遣唐使のことが始まつて、聖德太子の支那外交は茲に頓に發展したのである。その結果が、日本は複雑な新文化への轉機に立つて、過程的に、一の變貌期に入つた。姑らく國防の線を、朝鮮の沿岸から退いて、海の此方に、國の文化と力を充實することが當面の急務となつた。日羅が、三年出帥を停めて、まづ民力を養ひ、餘力を以て軍艦をつくり、然る後朝鮮の元首を呼んで見せるなら、必らず彼は歸服する

の意味を奏上してゐる。之を端的にいふなら、唐文化の促進による、大化改新といふ内國的變貌への前夜にあつた。で、次の時代天智朝から元寇までを一期として、之を海防退嬰の時代とするは、海防史的方法上のものでしかない。で、必らずしも、日本の國家的生活そのもの、萎縮を意味するものではない。事象的に海防が退守に轉じたことを意味し、結局それへの轉貌を示す以外のものではなかつた。全く、一の轉貌でしかなかつたのである。之を明らかにするためには、日本と支那との關係について語るべきであり、従つて、聖德太子の外交と遣唐使について説くべきであるが、その前に、まづ、内國的な事情において、北門の狀態を物語るべきであらう。

神功皇后の征韓以來、特に應神朝にいたり、旺然たる海防時代を現出して、以て上古の偉觀を成すことについては前述したが、しかし、多くは東馬西船で、西日本を主としての朝鮮への發展であつた。わづかに、此の期の後代に於て、支那南部への發展が傳へられる。従つて、東日本北海のそれについては、殆んど探航されず、本土と蝦夷地との近航路さへ漠然としたものであつた。蓋し、地勢上、東北の蠻野が顧慮されず、その跋扈にまかせた觀があつたため、敏達朝三年三二五月、高麗の使船が漂

流して越後に着くや、當時外船は、總じて筑紫に入るの例であつたから、朝廷は使節の入京を許さず、船糧を給して吉備海部直難波、船人大島首磐日と、狭丘首間狹をしてその國に護送せしめた。然るに、難波等、途上の風浪嶮しきに驚いて、その高麗人を海に投じ、獨り逃れ歸つて、海路鯨が多く、遮つて船を噛み、楫櫂を噛んで航する能はずと伴奏したといふことが傳へられてゐる。以て、北海航運の未開發を證するに足るであらう。されば、この遠くもない蝦夷地を、當時の人は遼遠の絶域と考へたらしい。しかも、蝦夷そのものは、かくして我と阻隔した一方、却つて一葦帶水の肅慎今の地方と自然に通交して、いよ／＼驕剛我れに服しなかつた。邊境これを奈何ともすること能はず、しばらく放任されてゐたが、齊明朝、阿倍比羅夫召されて、はじめて蝦夷征討の將軍たらしめられた。尤も、この前景、行朝、日本武尊が一度征討されたことがある。

ところで、比羅夫は、その四年一八三四月、舟師百八十隻を率ひ、敦賀を發して之を討ち、淳代、鰯田現今の能二郡を攻略して、進んで津輕海峽なる有間濱鳥頭に着し、こゝで水軍を更に整備して海峽を渡り、今の北海道を攻撃した。このことを、肅慎を討つたとして傳へてゐるが、實は北海道を討つたので、こゝに當時肅慎人が蟠踞した

らしい。それは地名ではなく、種族の名だといふ。それから一度凱旋して、明五年また舟師を率ひ、淳代、鰯田から肉入籠に入り、夷民を招撫して郡領を後方羊蹄に置き、再び肅慎を討つた。この時、俘虜四十四人を獲て歸つたといふ。それから、そのまた翌年、舟師二百隻を率ひ、陸奥や渡島の蝦夷を嚮導として三度肅慎を討つた。俘五十餘人を促ふといふ。爾來全く北海鎮撫し、蝦夷の邊民また王化に沾ふこととなつたが、之には説があつて、肅慎を地名に解するものもある。さうだとすれば、大陸にまで行つたことになるが、しかし、何ともいふことはできぬ。とにかく、これで北海の航路がひらけたわけだ。そうして、北門の海防が開發した。のち、元明朝和銅年間、また陸奥の蝦夷が叛いたが、北越佐渡から兵船一百隻を發して之を討たしめらるゝことあり、爾來北海は漸くひらけて、肅慎渤海との交衝においては、この地にその使船が漂流したことも一再でない。かくして、蝦夷地から北朝鮮、肅慎への本土からの航路も開けた。肅慎はのち靺鞨といひ、また女眞と稱した。欽明朝の五年〇一十二月、肅慎人海に漂ふて佐渡に來着したといふのが、蓋しこの國人最初の來航であらうが、大體支那本土との通交も随分古い。朝鮮ほどに古いかも知れぬ。しかし甚だ明詳でない。支那の歴史は非常に古くて、日本の建國史とは比

較にならぬほど遼遠だ。新たに定められた黄帝紀元によるも、約四千六百年前に遡る。皇紀二千六百年と見て、前の二千年がわが國の神代に當るわけであるが、この間の交渉はもちろん判る筈はないのである。だから、此の間の消息を知るためには、支那の文献による外はないが、日本に關する限りその記述の最も古いものは「山海經」であるといはれてゐる。しかし、それにある「倭屬燕」といふその倭が果して日本であるかどうかは判らない。次に、ずっと後世、漢代に出來た王充の「論衡」恢國篇に「成王の時——倭人暢を買す」とあり、暢は鬯で、香草だらうといふ。支那では、宗廟を祀り神を迎へる時、之を入れて醸した酒を地上に注ぐ習慣があつた。而して後漢以後支那の史書には日本に關する記述が繼出する。けれどもさうなると、最早や日本では人皇以後の事に屬する。従つてこの時代では、日本にもその記述がないことはない。「大日本史」では、垂仁朝の八十六年七一使を漢に送るとあり、筑前出土の金印は、恐らく後漢の世祖光武が與へたものだらうといふ。大體、この時代、即ち漢代から後、日本と交渉が深くなつたのは明かであるが、それは、武帝が韓半島に進出したことに因むのであつて、その北部を侵略せるにより、南朝鮮に關係したわが西海の土豪が、自然之に接觸するに至つたものらしい。だから、

必らずしも大和朝廷に統一された日本ではなかつた。而して、垂仁朝漢に使を送るといふのも、果して朝廷からしたものかどうか疑はしい。國使として支那へ遣はされたのは神功皇后攝政の三十九年八九で、この時始めて魏に遣はされ斑布を贈つた。支那では延熙二年である。ところが、後三年にして魏もまた之が答禮として使臣を我國におくり金帛を獻じた。公式に、支那と通交の嚆矢である。その後、支那は晋となり隋となり唐となつた。聖德太子の外交は、この隋を對象としてはじまる。この間、わが朝でいへば、應神、仁德、允恭、雄略とつゞいて、頓かに日支の交渉を密にしたが、たとえば、允恭朝千八十一年から雄略朝千三十八年まで六十年間、即ち宋朝一代にわたる日支の交渉は、前後八回にわたり使節が派せられてゐる。本居宣長によれば、これも公式の使臣ではなく、三韓政策上、任那の日本府宰臣が勝手にやつたものだといふけれども、とにかく、かくして日支は國民的にはいよゝゝ密接な關係に結ばれた。而して、聖德太子の公式な遣使が、半島を経由せず、直接に支那へしたといふことは、それ自體極めて意義的なものがあつた。それは、新羅としては絶對に喜ばないものであつたに違ひない。しかしさうした通交の道は、すではやくから開けてゐたらしい。筑紫の海北から寧波への直接航路である。

かくして太子の隋唐との通交は、その動機が何であつたにせよ、且つそれを意識せると否とを問はず、この點に極めて外交的な効果をもつものであつた。新羅は、半島に踞然たる勢威を張りつゝ、暴慢である。にも拘らず、時ありて、日本に朝貢を忘れない。之は、新羅の事大主義とばかりはいへないので、新羅にとつては、東海の島嶼國がとにかく關心的なものだつたといふことを示してゐる。しかも新羅は、その背後に支那がある。従つて、支那との國交的な調整は、自らにして新羅の問題を解決するであらう。こゝに、殆んど一指を下すの必要がない。それは非常な卓見であらねばならなかつた。太子遣隋使の目的についてはいろいろに諸説がある。宗教的な純一の目的に出づるとするあり、或は文物の輸入を主として動機するといふあり。しかし、宣長がいふが如く、その孰らでもあつた。しかも、私は前述の如き政治的—外交的な一面の解釋をも許したい。單に結果として、それも、それは一海防策としての意義と効果をもつたのである。

太子の遣隋使派遣は、推古朝の十五年七二である。この年七月、小野妹子を大使とし、通事鞍作福利を副へて派遣された。圖書方物を齎らすの國使として、あつて、公式遣使の濫觴とする。「隋書」東夷傳によると、倭王使を遣はして朝貢すとあ

るけれども、同書同傳に、わが國書の文として、「日出づる處の天子、書を日没するところの天子に致す、恙なきや」(註)とある有名なそれによりて明かであるやうに、表文を上つて朝貢したのではないことが瞭かである。

(註) この國書の文言については異説があり、「善隣國寶記」所引の「經籍後傳記」によれば、「日出づるところの天皇、書を日没するところの天子に致す」とある。

これ、太子が、堂々隋に對して對等の國交を欲せられた外交的な新紀元として傳へらるゝものであるが、隋王煬帝これを見て悦ばず、鴻臚卿に向つて、蠻夷の書無禮なるものあり、また聞する勿れと恚つたといふ。しかし、隋王は、漢以後の傳統において國威を四方に誇揚したい一念から(註)、翌十六年、妹子が歸國に同道して、斐世清を我國によこした。歸路は、百濟を経て本土に着いたものらしい。「隋書」に、「百濟に度り、行いて竹島にいたる。南耽羅國を望み、都斯麻國を経て、迥かに大海の中に在り。又、東して一支國に至る。又、竹斯國に至る。又、東して秦王國に至る。又、十餘國を経て海岸に達す。竹斯國より、以東、皆倭王に附庸す」とあり。

(註) 隋王恚つて、尙ほ遣使するの心境を語つて、「善隣國寶記」の「經籍後傳記」には、「猶ほその意氣の高遠なるを怪しんで、斐世清等十三人を遣はす」と語る。

斐世清の一行十三人筑紫に着く。乃ち難波吉師雄成をなりのをして迎へしめ、新館を難波高麗館の上につくつて歡接し、六月十六日一行難波についた。乃ち此の日、船三十隻を以て江口に迎へ、新造の館に入らしむといふ。八月、隋使京に入る。九月五日、一行を難波の大郡に饗し、十一日一行は退去した。之に附して、則ちまた小野妹子を大使とし、吉師雄成を小使とし、福利を通事として隋に至らしむ。この時、學生四人、學僧四人が隨行したが、この答禮の遣書にも、「東天皇敬みて、西の皇帝に白す」とあり、外交的には謙抑の態度を持しつゝも、しかし、あくまで對等の國交を堅持された。實際において、當時の文化國勢の懸隔から見れば、隋は日本の先進國であり、太子もその文化には憧憬されたのであるが、文化は文化として之に攝取しつゝ、しかし、國威は國威として敢て操持せられたところに太子のえらさがある。さうでないなら、もちろん、新羅を威服せしむることはできない。遣隋使は、その後、同朝二十二年七一犬上御田歙をして遣はされたのを最後とし、その二十五年、隋は代を易へて唐となつた。しかし、遣使は、唐代になつてもつゞいて行はれた。之がいはゆる遣唐使である。

遣唐使は、書紀にいふ西海使にしゅうかいのつかひである。萬葉では入唐使といふ。舒明朝二年九一九〇

犬上御田歙を遣はされたのが第一回で、宇多朝寛平六年五四停廢されるまで、二十六代二百六十年間にすべて十九回の任命があつた。中には、任命だけで中止されたものもあり、途中から引返したものがあつた。實際の遣使は十三回である。而して、齊明まで、即ち海第三期においては、すべて四回のそれが行はれ、第二次高田根麿大使のそれは難破歸朝せず、第四次坂合部石布大使いしほの第一船は南海の島に漂流して島賊に殺された。唐との國交は必らずしも濶達であつたとはいへないが、しかし、とにかく遣使のことはかくしてつゞいたのである。遣唐使の停止と共に唐との國交は斷絶する。しかし、僧侶や商人たちによる國民的な通交は繼續した。ところで、遣唐使派遣の目的であるが、かくして、始めは外交的なものであつたけれども、二百六十年繼續の所以は、それが貿易船として變貌したからである。言換へるなら、日唐貿易は遣唐使の派遣によつて支持されたともいふことが出来る。元來、當時東洋における諸國の國際交通は、専ら入貢といふ偏務的な形式によつて行はれてゐたのであり、この入貢形式は、一の外交的儀禮によつて粉飾されてゐるもの、實質的には國際貿易に外ならなかつた。もちろん當時としては、國民經濟全體のための貿易ではなく、それは、貴族社會の需要をみたすものとしてののみ、その意義

があつた。蓋し當時の不完全にして困難な航海においてはそれはあまりにも夥大な資本と、實際的に大きな冒険と、時間的にも長い期間を必要としたからである。従つて、貴族的な特殊の階級者にしか利用できなかったものであり、かくの如きものとしてその發達と繼續を見たにすぎぬ。即ち、入貢の形式によつて、唐の文化を移入する、さうした變態的な貿易船として固有の意義を決定した。だから、唐朝からの回賜を主として、入貢に伴ふ色々な利得こそがその唯一の目的であつた。實際的な儀禮は、この營利のためのカモフラージュにすぎない。少くともさういふものとして發展し、發達し、繼續したのである。即ち、本質的には外交使節といふが如き政治的な目的よりも、主眼は文化の移入にあつた。

遣唐使には、普通大使と副使が一人づゝあつた。その下に、判官と録事が各四人ある。時に、大使の上に、更に節刀を賜ふ執節使乃至押使がある。それがない場合、大使に節刀を賜ふ。以上遣唐使四部官の下に、更に譯語と稱する通辭があり、醫師、藥師、畫師まであつて、船匠、射手、水手があつた。射手は、鳥蠻の襲撃に備ふるものである。遣唐使任命の式は、相當尊嚴なもので、その人選が決定すると、紫宸殿に出御、大使以下を召され、大臣をして詔旨を宣讀せしめる。而して、侍從をして節刀と御

衣を賜ひ、了つて饗宴を賜ふ。別に、造船使が特命されて、その乗船四隻が新造せしめられる。大抵安藝國に命ぜられた。船にはもちろん特別に命名されるが、特旨を以て船に位階が與へられた。解纜にあつては、神祇官をして、大神宮、住吉神社以下の名神に奉幣して海難を避くるの祈禱が捧げられた。仁明の朝、藤原常嗣が行つたときは、その平安の祈禱のため、歸朝の日まで、海龍王經誦倡の詔さへ下つたことがある。一行の人員は、初め百人から二百四五十人を以て限度とされたが、のち奈良朝では五百人乃至六百人にも上つた。蓋し、遣唐使船は帆船であつたが、風を利用しない時には、左右兩舷に設けられた多數の棹櫓を操つて航行したから、従つて、多人數の水手が必要としたのであらう。一行の過半は、もちろん水手だつた。遣唐使船を一名「四船」といふ。その所以は、のち奈良朝時代では、必ず四船を以て一行が組織されたからである。四船の中、本船たる第一船に大使、第二船の類船に副使、第三、第四に上席の判官が坐乗し、以下は分乗するのであつた。各船、またそれらに小艇を搭載したらしい。圓仁の「入唐求法巡禮記」に、「久しからずして霧氣微かに霽れ、島體分明す。未だ何の國境たるを知らず、便はち艇を下ろし、射手二人、水手五人を差し遣はして陸地を尋ね、その處名を問はしむ」云々とある。

によつて知ることができ。入唐の航路は、ぼゞ一定して南路北路のそれがあつた。北路が古く南路が新しい。つまりのちには主として南路によつたやうである。而してその北路なるものは、いはゆる渤海路で、朝鮮半島の沿岸を北上し、渤海を横断して山東半島の一角に上陸するもの。順路としては難波の三津浦に出航し、瀬戸内海を西に下り、下關海峡を過ぎて筑紫大津浦即ち博多に寄港する。いはゆる娜大津として、こゝは外航の船が必ず寄港したところで、外交上の事を掌つた太宰府の門戸をなしてゐた。南路と北路はこゝから岐れるので、北路は、それから壹岐の石田にいたり、對馬の佐須浦をへて朝鮮の南畔と耽羅國濟州島の間を通過して朝鮮西方の沿岸に沿うて北上し、渤海灣口を横断して山東省の一角に上陸し、而して陸路唐都長安に至るもの、遣隋使の航路もこれであつた。南路は、文武以後のもの、とせられ、九州から直に西航して楊子江口に渡るもの、その順路は、まづ九州の西岸を下して多嶽多子嶽、掖玖尾久、奄美大島等の南島に、寄り支那海を直に横断するので、楊子江口楊州から刊溝に入り、邵伯、楚州、徐州、汴、鄭州、河南、函谷關、渭南、長安と進着するのであつた。しかし、またのちには、南島によらず、九州五島列島から直ぐに東支那海に乗入つて之を横断する豪快のコースもとつたらしい。

南路は、北路よりも航程が短い。且つ北路には、碇泊の港が多くて時日を費した。上陸してからの長安までの距離も南路が短いので、北路は、總じて迂回のコースだつた。しかし、南路は北路に較べて、むろん嶮難の道だつた。北路よりも遙かに胃險であり、事實上難破は南に多い。それにも拘らず、主として南路によつたのは、のち朝鮮の状態が變つたため、新羅の脅威を避けるのが一因だつたといふ。北路は、むろん新羅の領海によつて、それを通過せねばならなかつたからである。けれども、全然別のコースによつたこともあることは、辻博士が圓仁入唐の路程において示すところであるが、間には、方々に漂流した話も、いくつか傳へられてゐる。そして、船も不完全に、航海術も未熟な當時においては、之は死を覺悟せねばならぬ大航海だつた。しかも、雄心落々としてこの暴海を渡つたのである。而して、藤田東湖が祖國を忘れ、祖國をすてた男として罵倒する阿部仲麿の如き、或は、吉備眞備の如き、乃至、一介の柁手川部酒麿が一身犠牲の行爲によつて、火の中に乗員を救つた壯話の如き、或はまた、遣唐副使大伴古麿が、玄宗皇帝蓬萊宮における外國使臣謁見の席次について、斷然新羅と争ひ、遂に之を屈服させて、國威を示したるが如き、いはゆる遣唐使秘話のいくつか、傳へられるが、今は之を説くの餘裕はない。主題とし

てはその必要もないとおもふ。

遣唐使が彼地に着岸すると、直ぐ州都督府に通告される。都督府は先例によつて一行を安置供給し、州からは直ちに中央に向つて奏報する。そして、中央の指揮を俟つて、一行を上洛の途につかせるのであつた。上陸して長安に向ふ陸路の費用一切は、唐朝政府の負擔である。上都して一行長樂驛に到着すると、内使が馬を率ひて迎接し、酒脯を饗して慰勞する。次いで、内使の先導によつて京師に入り、四方館に安置供給され、その上で皇帝に謁見して國書信物を捧呈し、請ふところは並に允され、賜宴、授賞、授爵その他いろいろ優遇を蒙るのである。歸朝に際しては、拜辭、回賜、別宴が行はれ、内使に監送されて歸途につく。時には、その内使が随伴して來朝したこともある。唐朝においては、外國使臣迎接の機關として鴻臚寺なる特別官廳を設け、鴻臚卿といふ官制をも定めた。わが國で、王朝時代鴻臚館の置設もこれに因むものである。

遣唐使船の航海にあつて、その方角を定め、航路をとり、風を計るは卜部の任務である。そして洋上に濃霧に會ひ、或は逆風にあへば、碇を下して船の漂流を拒ぎ、陸地に近づいてパイロットの任務を成すは水手で、小艇を下して實際に計測し査

検する。使舶海に發するや、僚船と相並んで互に暗夜には火信を通じ、連絡をとつた。出發は、大抵三四月難波を發して筑紫に下り、六七月筑紫を發する。歸航には、四月から九月までの交においてした。木宮泰彥氏に従ふと、東支那海の恒信風は十月から翌年三月まで東北風であり、四月から九月まで西南風であるから、當時未だ恒信風を解せず、たゞ目前の風波に頼つたものゝ如くであるといふ。しかしこれには多少の異説もある。

要するに、遣唐使は、かくして、外交の使節たりしと共に、文化の使節でもあり、貿易者でもある。天智朝以後、奈良朝の海防退嬰の時代を貫いて王朝の初期まで、とにかくそれがつゞいたといふことは、支那への異常なる文化的憧憬を示すものとして、その文化の移入に、如何に切々たるものがあつたかを語るものである。これについてとは、かくの論議があるが、私はさういふ風に解釋して、之を外交的な意味よりも、より深く文化的な意義と目的をもつものとして解釋したい。必らずしも、國威に憚つての政治的な亞附ではなかつたとおもふ。一般に當代唐の模倣をいふけれども、模倣攝取は日本の性格である。彼は盛に異文化を吸收することによつて、常に自らを培つた。それは屈辱でも何でもない。自己の成長である。成長

への熱意である。いふまでもなく、唐は、當時學ぶべき多くの豊かな文化を擁して、その點日本よりも先進國であつた。之に文化を學んでも、それは何の耻でもない。しかも、たとへば、その攝取の仕方について、如何に自由に、且つ自主的であつたかは、漢字の日本的用法において之を見ることが出来る。聖德太子の佛教の攝取に於て、特にその大乘教にとつたといふことが、「古事記以來」の日本自然主義或は現實主義に、びつたり融合するものであるかを思ふとき、異文化の自主的な――自らを失はない攝取に、世界的な天才をもつことを私はむしろ日本の誇にさへ感ずる。

人によつては、たとへば辻博士の如きが、恐唐といひ支那崇拜といひ、多くのそれが、當代の時情を説明して、唐が文化的に日本を侵犯したかの如くいふ。更にひと人は、たとへば白柳秀湖氏の如きは、政治的な壓迫をさへ主張する。しかし、當代の日本人は、それにも拘らず、多分の餘裕を以て之をうけ入れ、改新した。主として唐の文化的な影響に契機づけられて成された大化の改新の如きにおいて、之を單なる崇拜盲従とすることには、之を肯定すべくあまりに多くの日本的な取捨があることをどう説明すべくもない。私は、刑罰史の一項にさへ、それがはつきり出てゐることを嘗て短篇に書いた。白柳氏いふが如く、當代の時情においては、「唐朝

大帝國主義の壓迫は事實であつたかも知れぬ。しかし、それは、すくなくとも、日本史的事實ではない。精密にいふなら、支那史的事實でしかない。日本史的事實を書くことが日本史の概念であり主題であるならば、それは嚴密に日本の立場に於て日本の主観で書かるべきものだとおもふ。われらは、さうした日本史を切實に要求する。で、それが日本史的事實でない所以は、日本は唐朝大帝國主義の壓迫があつたとして、さういふ風にはうけとらなかつたからである。それは、壓迫といふよりも、日本的立場においては、一の契機になつたにすぎない。で、日本は日本としての成長と發展において、自らの時情に従ひ、独自の道を悠々として直往した。

(註) しかし徳川幕末の外交において、この自主性はすつかり虚脱してしまふ。幕府が志士横議の批判に刺し貫かれた所以である。私は、この時代、いはゆる攘夷論に、かくの如きものとして、祖國的な感情の正しい熱血を見る。かくの如き幕府は日本史的事實において、日本の事實において、それだけですでに斷然抹殺されるべきである。人は、幕末における攘夷論者が、維新政府においての開國主義者となつたことに對して、その豹變をわらひ、結局攘夷主義が討幕の辭柄たる以上の意義はないものゝ如く考へたがる。しかし、それは甚だ十分でない。幕末攘夷主義の現實において、それは豹變ではなくして、きはめて當然の歸着である。要するに、それは、日本

外交の自主性を失つた幕府への批判であり、弾劾であつた。さういふ政治が、その根本において否定されたにすぎぬ。爰で攘夷論者の對外的認識不足は問題でない。

で、大化改新當時にあつては徳川幕末と同じき時情において、しかも極めて日本的な傳統の態度において處理された。聖徳太子以來の精神と思想において、その遺業が繼紹され國內統一の改新(註)が、中大兄皇子を中心に完成されるその委曲にわたつて之を説くのはこゝでの主題でない。で、その國防的、海防的意義において考へると、新羅や唐に對しての、強力なナシヨナリチーを樹立するにあつた。氏族性を超克して、普遍的な日本國家としての基礎と態様を整え、その上に、鎮護國家の思想を佛教において媒介し、強張しようとしたのが聖徳太子の台旨だつた。こゝに、最も意義的にして雄大な世界史的要求があつた。しかも之を實行するにいろ／＼な政治的變革以上に、文化的な改新へまづ第一步を着眼されたといふことが我々に深い示唆的な感銘を與へる。

(註) 大化改新の淵源となつた「十七條憲法」を以て、改新以後における偽作とし、従つて、それは、改新の結果を示すものであつて原因ではないとする説がある。しかし、それは龍川政次郎博士によつて立派に論破されたもので、やはり、太子御親作の十七條憲法の具體的な實現として改新が行はれたと見るのを至當とする。黒板勝美博

士の如きは、「もしこの憲法の發布がなかつたら、國民の自覺も起らず、皇室に對する思想も盛んにならず、大化の改新も、或は遂に出來なかつたかもしれぬ」とさへされる。閥族政治の打破、皇政一統の功は、もちろん直接には中大兄皇子等に歸すべきではあるが、しかしそれは、太子の思想の繼紹的實現にすぎなかつたことを注意せねばなるまい。

このやうな、國家的態勢において、私のいはゆる海防第三期における退嬰は、まづ内へ向つての充實と強張の上に主たる目的がおかれて、そのやうなものとして推移する。そのためには、海防は、自ら消極的たらざるを得ない。この防禦の上に重大な意義をもつのが太宰府と防人である。しかし、之は章をあらためての主題でなくてはならぬ。で、こゝでは、海防第二期における海事の二三について一瞥しておく必要があるやうにおもふ。

まづ、汀線の上はどういふ變化が起つたか。古來海運の中心であつた難波は、汀磯漸く擴張して、遠く住吉の岸まで長くつゞき高津の名さへ起つた。舒明朝の三年九一三月には、相模の地震つて江島が湧出し、九月また伊豆島が興つた。欽明朝の十四年三一蘇我宿禰稻目勅を奉じて王辰爾を諸國に遣はし、船賦を録せしむ。次いで、やはり王辰爾に船史の姓をたまひ、敏達朝、その弟牛に津史の姓を賜うて、共

に港灣の事守に従はしめられ、出入の船舶を誌さしめられた。遂にその官を置いて、船税を徴するあり。當時、難波は依然として航運の中心となり、またわが文化發展の中樞となつた。海外航路はやはり筑紫を起點としたらしい。

これより先き、仁徳の朝六十二年^{三一〇}遠江の國司上言して、大樹あり、大井川に流れ來つてその河曲に止る。その木さ十圍、本は一にして末は兩枝なりと。天皇乃ち倭直吾子籠をしてその樹を以て船をつくらしむ、之を將來して難波の津に致さしめ以て御船にあつ。吾子籠は當時名代の船匠である。履仲天皇の三年^{六一〇}天皇工人に命じて兩枝船をつくらしめ、大和磐餘の市磯池に泛べて以て御船とすることあり。夙かに下つて推古朝二十六年^{七一八}安藝國に命じて大船をつくる。河邊臣露廬木の傳説はこの時のことである。孝徳朝白雉元年^{一一三}倭漢直白髮部連鏡、難波吉士胡床を安藝に遣はして百濟式の船二隻をつくらしめた。百濟式造船の權輿であるが、しかしその様式は判らない。後、齊明朝の六年^{二〇三}天皇新羅を討たんために、駿河國に勅して船をつくらしめられた。當時、駿河の人よく船をつくるが故であるが、當代造船に巧みなるもの、伊豆、紀州熊野、筑紫松浦などみな有名であつた。安藝はもちろん、中心的に盛んで巧みであつたらしい。しかし、造船は、特

に齊明朝、この期の末期以後に盛んになつた。海防の退嬰とまさしく反對の現象だが、之は主として内國貢運のためであつた。以下は次章に述べるであらう。

第四章 海防の退嬰—天智朝朝鮮の拋棄より元寇まで

唐朝の兵威を背後に負ふ新羅は、今やいよいよその驕暴を逞うして、唐朝の派遣軍たる蘇定方の大軍と、日本の百濟救援の軍とは半島で正面衝突を演ずるに至り、天智天皇の二年二三百濟は建國六百七十八年にして、遂に新羅のために氓ぼされてしまふ。しかるに翌三年五月、翌々四年九月、唐はわが朝へ國使を送つてゐるやうな國際情勢において、百濟救援のために、軍を半島に動かすことは、我國としてほとんど意味がない。のみでなく、前章説くが如く、わが國は、國內的に極めて多事である。このやうな形勢において、天智天皇は、英斷をもつて百濟の救援を打切つてしまふ。そして任那への未練を斷念された。當代の情勢としては、國內的な擴充が急務である。そこで當代の海防は、地理的には、海を超えて朝鮮にあつたそれが、海の此方に退嬰する。そのための、海防陣として、最も意義的に、われらは太宰府と防人について考へねばならぬ順序に達した。

太宰府は特に筑紫邊防の要鎮として海外への渡津となり、その掌務の機關となり、而して、入貢形式による平安京貿易に對する太宰府貿易としては、のちに國民貿易への發展的な素地を成した。「宣化天皇紀」元年九一五月の條に、「夫れ筑紫の國は、遐邇の朝届るところ、去來の關戸たる」といはれて、その娜津の官家が

置かれた。之が太宰府の濫觴である。筑紫・肥・豊の屯倉をもこゝに移し、内治外交の中心となつたが、この地の長官が推古朝、皇極朝、孝徳朝では筑紫太宰である。而して、その役所を、「天智紀」には筑紫都督府といひ、太宰府といふのが初見するのは、「持統紀」五年五一三正月の條に見えるそれらしいが、しかしこの時とても、太宰府としての固有な名辭を示すものでなく、單に太宰の府といふ修辭にすぎないかの如くである。天智天皇の頃では、筑紫太宰の府とも書かれた。光仁朝寶龜十一年四〇四八月、太政官の奏文に、「筑紫太宰は、遠く邊要に居て常に不慮を警しむ、かねて蕃客を待す」とあるやうに、これがその任務である。即ちこの地方の統制と、海外使者の接待を掌務とする。而して、それが太宰府として固有なものに名辭化したのは、恐らく文武天皇の二年五八三五月の續紀に見えるそれであらう。太宰をこの時は總領ともいつてゐる。けれども行政官廳としての太宰府の地位が明確な形を成したのはやはり大寶以後で、九國三島がその行政下に置かれた後のことである。即ち、防人令を制定して西海諸道を總管せしめ、要所に防人を置き、船師を備へ、教育醫業蕃客歸化のことまで管せしめた。しかるに、邊要の官漸くにして情弊を生じ、その十四年正月、少貳として赴任せしめられた廣嗣が變を起すに及び、之を

契機として一時廢止された。即ち廢府の官物を以て筑前國司に附し、太宰府官の任とするところは、之をあげて、一時同國司に委任せしめられた。しかし、之は一時の綱紀肅正に基づくものであつたから、三年ののち、その十七年六月再び之を復興された。然るに、この更生は、廣嗣の變を契機としてなされたものであるけれども、それと共に、當時新羅商人の渡來が多く、しかも彼らは、自由貿易を要望して時に狼藉の事あり、之を重視して太宰府の軍事的な重要性が強調さるゝに至つた。即ち、天平寶八年一六四六月、大貳吉備眞備をして怡土城を築かしめ、天平寶字三年一七四閏八月には、西海道七國の兵士一千人を以て太宰府の防人に充てられたことが「續紀」に見える。更に、その五年二一四七月には、西海道巡察使武部少輔紀朝臣牛養等の上言に基き、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向の諸國に一定數の甲刀弓箭を造り備へしめ、毎年その様式を太宰府に報告せしめることとし、天平神護元年二五四三月には、大貳佐伯宿禰今毛人を怡土城築營の專知官たらしめ、少貳采女朝臣淨庭を水城修理の專知官とするなど、特に太宰府はその海防を嚴にした。由來、當時わが國と海外との交衝は、専ら筑紫においてしたるが故、之と朝鮮とを結ぶ壹岐對馬が海防の第一線になつてゐた。で、この二島及び筑紫の地、唐津、平

戸、壹岐、對馬、五島、高瀬、坊の津等に烽燧を設けて不慮に備へ、それは太宰府基肄城を終點として更に大和高安城にまで、次々に急報されたといふ。對馬には金田城を築き、筑前の要地には特に水城が設けられた。「紀」に「筑紫に大堤を築く。水を貯へ名づけて水城といふ」もの即ち之れで、筑紫郡特に箱崎から博多邊まで築かれた。高さ四間、幅十五間もあつたといふ。これが防禦の第二線である。次に、長門に城き、讃岐屋島に築き大和の高安に構へた。みな兵防の要地として一定の作戦に従ふものである。而して、筑紫の太宰府が最も中心的な要衝となつたのであつた。

一方、海外との交衝、特に支那とのそれは南海である。そして琉球薩摩が主としてその要衝となつた。で、文武朝大寶二年^{六一三}五月、太宰府に勅して、大野、基肄、鞠智の三城を修治し、同三年更に三野、稻積の二城を修築せしめた。多嶽の邊要に防人を置き、薩南の要港坊の津を防處として南海防人の總司令を置かれた。琉球については、推古朝の二十四年^{七二六}掖久屋久人の朝貢が初見し、天武朝白鳳元年^{三一三}の二月には多嶽島人を飛鳥寺に饗することあり、その六年^{三一七}にも南島人を饗應したことが報告される。同十年^{四一三}七月、倭馬飼部造連を大使とし、上村光欠（ハカミキリクハク）を小使

として多嶽島に遣はし始めて南島人に祿を賜ふ。かくして、大和朝廷と南島との交渉が始まつたが、之は、これより先、遣隋使小野妹子が渡海して支那の琉球侵略のことを知り、歸朝して南島の重要性を説いたので、はじめて、南島招撫の方策を取り、こゝに南海國防の第一線を置かれたものである。支那は隋煬帝の太業六年^{推古朝十八年}陳稜をして琉球政略に派遣し、翌年更に使を派して招撫させたが、琉球従はず小野妹子は、それによつて、特に茲に着目したのである。文武朝大寶二年^{六一三}七月、多嶽人叛く。即ち、兵を發して之を討ち、戸を検し、吏を置き、柵を立て、兵を配して鎮撫した。同年、多嶽掖久奄美の人、朝宰に従つて來り、方物を呈したので、位を授くることあり。しかし、琉球は、支那へも日本へも、兩屬の形でたゞ、朝貢を進め、さういふ外交の下に頼りない獨存を保つたのらしい。たゞ日本としては南海防禦の先衛として無視できなかつたといふだけである。

(註) 太宰府の職制は大寶令によつて定まつたが、之に先つて孝徳朝大化二年^{〇六三}防人驛傳の事を定め、その五年^{〇九三}蘇我日向をして太宰帥としたのを初めとする。天智朝の三年^{二四三}防人烽燧を置き、また府典即ち判官を設けたが、猶ほこの時年期の制なく、持統朝七年^{五三三}七月、栗前王、八年^{五三三}正月、蘇我赤兄を太宰率となす。爾來帥の任命あるも、その名は或は率といひ、或は大君總領といひ、若しくは都督といつて一定しな

いこと前述の如くであるが文武朝四年^{一〇三〇}少貳を置く。この朝、大寶令によつて定まつた職制は次の如きものである。

主神一人(管内九國三島の祭祀にあたる)帥一人(長官、唐名都督)、大貳一人(次官、唐名都督大卿)少貳二人、大監二人、少監二人、大典二人、少典一人、大判事一人、少判事一人、大令史一人、少令史一人、大工一人、小工一人、博士一人、陰陽士一人、醫師二人、箆師一人、防人正一人、防人佑二人、防人令史一人、主船一人、主厨一人、史生二十人、其他。しかし、之は大寶の定で、中には時代に從ひ、多少變遷してゐることを注意せねばならぬ。中で最も重要なものは防人司であるが之は本文で後説する。

太宰府は、かくして元來が一の行政官府として最初の意義をもつたが、廣嗣の叛亂を契機として更生したそれは、前述の如き時情において、軍防の府として、重大な海防的意義をもつに至り、而して、平安初期から貞觀の頃になると、その官舎が全く荒廢したやうに、その府吏も漸く變質して全く商業化するに至つた。その根本の原因は一般に律令制度の弛緩であるが、尙ほその荒怠を原因づけたものは、新羅人、支那商人の渡來であつたといはれてゐる。そして之に伴ふ太宰府貿易の勃興によつて、それがすつかり商業機關に變貌したのである。特に、莊園化の時勢に伴ふ地方豪族の崛起は、彼らが直接に唐との交渉をもつに至り、いよゝゝ時代を貿易化

して、太宰府は特に、海關的なその特權において、殊に直截にその傾向を鮮明にした。それは、もはや官貿易の形式と桎梏を脱して、禁制の私貿易へと激しく變貌の傾向を示した。仁明朝の嘉祥二年^{一〇九一}八月、大唐商人五十三人が、多くの貨物を一隻の船に載せて來着したと太宰府の報告にあるものが、大唐商人として史上にあらはれる最初のものであらうが、その後相次いでその來航あり、之は皆な勅して鴻臚館に安置供給せしめてゐる。その頻繁な商人の來航により、この勢は自然に馴致されたものであつた。元來支那商人の來着があると、朝廷が之を鴻臚館に安置したのは、いろいろな事情があるが、その主たる理由は、當時の原則として、こゝで律令の規定による政府の先買權が行使されたのである。一般の人は、事後に賣買が許される。然るに、それは單に原則に止まり、従つてこの原則に便乘して、太宰府の官吏が、公金による交易をまづ敢てして、之を轉賣することにより、官人私貿易の觀を呈するに至り、太宰府は、一己取引所の態を成すに至つた。さういふものとして、綱紀紊亂の結果が、太宰府を中心に、その所在地たる博多も、漸く轉貌して、すつかり近代商業都市として成立する。

ところで、貿易と海賊と戦争は三位一體だ。かうした支那商人の頻々たる來航

に伴ひ、嚴に之を戒飭する必要がある。で、貞觀八年一五二六四月、太宰府に對し、近頃京師において頻りに恠異が起り、陰陽寮卜するところに従へば、之れ隣國の兵が窺竄するからだといふ。宜しく警固を勤めよ」と命令し、且つ之と共に、豊前長門等の國司に警しめて、來航の唐商過所を持たずに入京するものゝ多いことを戒しめ、翌五月には、この戒告にも拘らず、唐人任仲元が過所を持することなく入京したのに對して、譴責を加へ、太宰府へ送還してゐる。而して、更に關門の禁を嚴にしてゐるなど、警察檢正これ努めてゐる。貞觀十一年一五二五十二月、太宰府は防衛のため、統領一人、選士四十人、甲冑四十具を鴻臚館に移し置き、更に不慮に備へて統領二人、選士百人を置く。而して太宰府の塚と外國人旅館たる鴻臚館とは、相距る二驛の間に置いた。即ち、それが如何に商業的に變貌しても、むしろさうだから、太宰府の軍防化はいよゝゝ大事なものとなつた。かうした、その軍防的意義は、遂に最後まで渝らぬものとして變遷したことを知らねばならぬ。

以上によつて、太宰府の海防的意義はほゞ判るとおもふ。而して、その軍防的意義において、防人司が最も重大な任務にあつた。防人とは、大寶令に制せられる軍團の兵であつて、邊要の地を守る兵士の稱である。防人、即ち邊防の人で、それを「さ

さきもり」と訓むのは、「さかひもり」即ち境守の約轉だともいひ、「さかひ」は「さかあひ」の約で峠を意味するが、國境の標界が大抵山の峠にあつたことからの直言である。「もり」は「まもり」目守であることは衆知の如くであるが、また別に一説もあつて、「さきもり」は「せきもり」の轉だともいひ、「退き守り」だともいひ、或は「割き守り」だともいふ。「割き」は國境の界域を意味する。或は、また「さきもり」とつゞけて、即ち國境防備の意に用ひたともいひ、「さき」は岬の崎で、「崎の目守」だともいふが、「さかひもり」が大抵通説になつてゐる。それが、筑紫だけを限つて特に配置されたのは、たゞその時情に従ふもので、當代、支那や朝鮮を控へて、この方面に最も國境意識が強く、實際において、最も大事だつたからである。しかも、西海を守るに、常に東國の壯丁を以てしてゐるが、之は、東國の男兒が、最も剽悍剛健であつたからだといふ。且つ、順樸誠忠で、「萬葉」をはじめ、外二三の卷に散見する防人歌は、軍防の人として、日本男兒の至誠と情懷をうたつたもので、その諷詠は、今日尙ほ吾々をして歎唱せしめるものである。「魏志」に卑奴母離といふもの上代に夷守ひなもりで、或は島守といふものみな後世の防人である。宣化朝二年九一七十月、大伴磐筑紫にありて國政を取り、三韓防備の事あるが故に、この時す

に防人があつたのであらう。しかし史乘に徴すべきものがない。始めて防人の事が見えるのは大化二年^{一三〇}六^三で、「孝徳紀」同年正月の條に初見し、次いで持統朝二年^{一三〇}四^八の詔に、「筑紫防人年限に満つるものは替ゆ」とあり、大寶以後に於て防人司の官職がおかれた。職員に正あり、佐あり、令史あり、主船あり、主厨あり。正は長官で、防人の名簿、戎具、食糧田の事を取扱ふ。佐は次官、令史は司の判官で文筆の官、主船主厨は文字通りである。別に、令外官として主城あり。防人はすべて一定の軍團に屬する。軍團とは、現今の鎮臺に類し、諸國に置かれるもので、五六郡毎に一軍團あり。諸國正丁^{男子二十歳より六十歳までを正丁といふ}三分の一を簡拔して軍團に充てる。その數によりて軍團を大中小に分ち、大は千人以上、之に大毅一人、小毅二人がある。六百人以上を中とし、大小毅各一人、五百人以下を小とし、小毅一人ありて之を統率した。この軍團の中から京都に上りて一年間皇城に宿衛するものを衛士といひ、大體三年間邊要の地を成るものが防人である。軍團には必らず歴名簿があつて姓名年齢等級種類を詳かに記載する。故に、上番^{邊防赴の義}の防人交替して軍團に歸るべき時到来れば、國守この歴名簿により、順番に當る兵士を差遣する。校尉^{二旅の長}一人兵士と共に防に向ふので、防人上番の時家中の父子兄弟同時に兵に徵集され、そ

の父兄すでに防人として邊要にある時は、同時にその子弟を差遣せず。又、家中の祖父、父母等老病看護を必要とする場合、その家に看護に當るべき人がない時は、特に軍籍を除いてその侍養にあて、其子もしくは孫の防人たることを免じた。

すべて防人發遣するにあつては、本國から難波津までの路用は防人の自辨で、そこから太宰府に至る海上は公料を給した。防人難波に到れば、防人檢校の勅使をして、兵士の身分、身につけた戎具を點檢し、而して、兵部省の專使これを受けて太宰府に送るのでつた。

徵發の防人もし罪あるも、輕きは速かに量決して差遣する。重罪即ち徒以上は、外の兵士を以て替へるのであつた。防人すでに赴任の途にありて犯罪處刑の罪をうけ、又は逃走し、或は身死するも、他の兵士を以て替ふることを得ず、また、途上に病み、行路に難むは、側近の國郡に附して救療せしめ、治すれば太宰府または本國に送る。治せずして僵るれば、棺を給して便地に埋葬する。すべて發遣から到着まで兵部省の所管に屬するが、太宰府到着以後は防人司に附するのであつた。上番交替の期間は、大抵三年で、毎年二月一日を以てした。本國へ歸任の防人には、國內の上番三年を免するのである。防人、防人司に新附するや、部署に従て役に當り、以

て城柵を守る。殊に岬角には斥候を出して交替之に従はしめ、防所に守役するは、およそ三月に一度交替する。苦難の場所に守成するものは、その期を短縮して、衡平ならしめ、また、守營非番の防人を徴して、附近の空闲地に耕作し、その食を補はしめた。およそ防人には十日に一日の休暇を與へ、醫療休養到らざるなく、整然として周到に備はつたものであるが、しかし、この防人の制も、律令の弛廢に伴ふて漸く頽廢し、「延喜式」には、もはや防人司の職制が見えなくなつてゐる。次に、防人を謳ふ大伴家持が長歌一首を共に讀まう。家持は、大伴部の宰として太宰大貳となり帥となり、自ら太宰府に赴任して防人羈旅の情を身を以て體驗した一人であり、稀代の歌人であることはすでに周知するところであらう。

「大君の、とほのみかどと不知火筑紫の國は、仇守るおさへの城とぞ聞こしめす、四方の國には人さにはに、みちてはあれど、鳥がなく東男兒はいで向ひ、かへりみせず、勇みたる、猛き軍士とねぎたまひ、任のまに、くたらちねの、母が目離れて若草の妻をもまかす、新王の月日よみつ、声が散る難波のみ津に大船に、まかいししぬき、朝風にかこととのへ、夕潮にかちひきをり、あともひて漕ぎ行く君は波の間を、いゆきさぐくみ、まさきくも、早く至りて大王のみことのまに、ますらをの、

心をまちてありめぐり、今年をはらばつゝ、まはす、歸りもませと、いはひへをとこにすゑて、白妙の袖折りかへし、ぬばたまの黒髪しきて長き毛を、待ちかも戀ひむはしきつまらば。

反

ますらをのゆきとり負ひて出でいけば、

わかれを惜しみなげきけむつま

とりがなく吾妻をとこのつまわかれ、

悲しくありけむ年のをながみ

さて、かくして國內の統一と強張に専心する一方、對外の備も決して忘れなかつたが、天智朝の四年^{二五}九月、唐の國使劉德高の來るや、大に兵を菟道に閱して威武を振ふ。八年^{二九}唐は乃ち郭務悰をして來聘せしめ、且つ百濟の遺民二千餘人を送り來りて和交を修す。わが朝また大石坂部石積をして唐に遣はし媾和修交したまふ。三韓との交渉は漸く疎隔したが、かくして唐との交聘は絶たなかつた。即ち三韓亡國の遺民わが國に歸化するもの益々盛んに、彼土の文化はいよゝゝわが國を滬ほした。奈良朝に入つて元明朝の二年^{六三}越前越中越後佐渡をして各

々船一百艘を造らしむることあり、聖武朝また大舶製造の命を下されたが、下つて淳仁天皇は王威甚だ半島に振はず新羅の暴慢度なきを以て、即ち遠征の大計畫を樹てその準備も相當の程度に進められたが、事を以て廢するの止むなきに至り、雄圖は遂に果されず了つた。この間の経緯を語るに先ちて、われらは一應改めて新羅と日本との當時の關係を回顧せねばならない。

わが國が任那を半島に捨棄して、海防の第一線を本土に退嬰した時代、朝鮮自體からいへば、新羅の統一時代に入つても、新羅に對する根本の態度と意識は變らなかつた。神功皇后の征討以來、とにかく新羅はわが國に服屬の國である筈だ。従つて、常に連年朝貢すべきが禮である。しかるに、新羅は、その勢に頼んで、必らずしもわが國へ服屬の禮は取らなかつた。時に恭敬であるかと思へば、時に暴慢を極める。つまり神功皇后當代の現實は、もはや奈良朝の現實ではないことによつて、彼は日本を離れて、それと對立の關係においてあらうとする意志が瞭かに看取されるゝにいたつた。新羅使來貢のことは、大體連年これをすべきことが要求されてゐたのであるが、元明朝以來その通りには實行してゐない。そして、聖武朝の天平四年^{一三}新羅は使を以て三年一度のそれを申込んで來た。之は協調してその通

りに許したが、實は空文にひとしいものであつた。おそらく、連年連貢のわが國のやかましい要求にたえ切れず、態のいゝ遁辭だつたかも知れない。其後二三回實行して、またすぐ怠つてゐるからだ。この間、新羅は獨立國としての自尊を保ちたい一念から、事毎に日本と確執した。しかるに、孝謙朝の天平勝寶四年^{一四}新羅王子金泰廉が七百餘人の大勢を引具して來朝した。わが國は、王子の來朝といふので優待これ努めて頗る厚遇した。そして、翌年、十幾年も行はれなかつた遣羅使の任命があつて、小野朝臣田守が答聘の使臣に立つた。にも拘らず、田守は新羅で侮辱を感ずるやうな冷遇をうけたといふのである。王子來朝の答禮使ともあらう彼は新羅王に謁見も許されず、歸朝した。新羅側の文献によれば、日本國使、慢にして禮なし、王之を見ず、乃ち廻るとあるが、和田軍一氏に従へば、この態度急變の原因は、唐における玄宗皇帝朝見の席次争^前にあり、丁度その頃來合せた日本國使田守への報復的な冷遇ではあるまいかといふ。何れにしても、之が淳仁天皇新羅討伐の直接原因になつた。天平寶字三年^{一四}その征討の準備は着々進められて、その八月、朝廷は太宰帥三品船親王を香推廟に遣はされ、新羅を伐つべきの狀を奏せしめられた。超えて九月十九日、兵船五百艘の建造計畫を發表し、北陸山陰山陽南

海に課して三年の内に完成すべき命令を下された。船の大きさは明らかでないけれども、大體八十尺から十三間位のものだっただらうといふ。次いでその五年^{二一四}美濃武藏二國の少年四十人を簡拔して新羅語を練習せしめた。もちろん、渡海の通譯としてある。かくして、この年十一月、朝廷は惠美朝獵、百濟敬福吉備眞備を節度使としてそれ^一く、東海南海西海の三道に遣はし、船と兵士と水手其他を檢定せしめた。その數は次の如く大規模なものである。

東海道十四國^{肥前對馬を合む} 節度使惠美朝獵

軍船百五十二隻 兵士一萬五千七百人 水手七千五百二十人

南海道十二國節度使百濟敬福

軍船百二十一隻 兵士一萬二千五百人 水手四千九百二十人

西海道八國節度使吉備眞備

軍船百二十一隻 兵士一萬二千五百人 水手四千九百二十人

計三十四國軍船三百九十四隻兵士四萬七百人水手一萬七千三百六十人
外に子弟二百人

總數五萬八千二百六十人、これを三百九十四隻の軍船に分乗すれば、一隻約百五

十人となる。可なりな大船であつたことを知ることが出来る。で、この大編成に更らに、唐制に模して襖冑各二萬二百五十具をつくり、五行の色を以て之を分ち、且つ、軍旅を調習せんがため、六年十一月、藤原巨勢麿を再び香椎廟に遣はして奉幣されたといふ。雄圖中道にして果されなかつたが、以て堂々神國の海防軍たる威風を示したものであつた。しかるに、この中止によりて、新羅はいよ^一く增長して、のちには來貢を絶つに至つた。そしてその邊民わが西海を侵すこと屢次なるに及んだが、しかし、一方では、この期に渤海の來聘といふ新事態が發生してゐる。

渤海の入貢は、丁度新羅との關係が悪化して半島との公的通交斷絶の氣運が動いてゐる最中だつた。その始祖大祚榮が挹婁の故地に建國後、わが神龜四年^{聖武朝}八一三から延喜二十二年^{醍醐朝}一五八二まで三十回に及び來朝してゐる。我國から送使となつて先地に渡航したのはすべて十三回で、神龜五年^{八三}から弘仁二年^{一四七}に及ぶ。有名な難航を傳へらるゝ引田虫麻呂を初頭として林東人が最後であつた。試みに渤海國使入朝の年次を左表によつて示さう。

神龜四・九高齊德

天平一一・七巳珍蒙

天平勝寶四・九墓施蒙

天平寶字二・九楊承繼

天平寶字三・一〇高南甲

天平寶字六・一〇新福

寶龜二・六壹萬福

寶龜四・六鳥須弗

第四章 海防の退嬰―天智朝朝鮮の拋棄より元寇まで

寶龜七・一二都蒙	寶龜一〇・一張仙壽	延曆五・九李元泰	延曆一四・一一呂定琳
延曆一七・一二大昌泰	大同四・一〇高南容	弘仁五・九王孝廉	弘仁一四・一一貞泰
天長二・一二高承祖	天長四・一〇	承和八・一二賀福延	嘉祥元・一二王文矩
貞觀元・一烏孝慎	貞觀三・一李居正	貞觀一三・一二楊成規	貞觀一八・一二楊中遠
元慶六・一二斐翅	延喜八・一斐珍	延喜一九・二斐珍	延喜二二・九

そも、渤海とは、滿洲吉林省と朝鮮の北部に占據した民族である。その始祖大祚榮は、高句麗の滅亡後、營州に徙つてゐたが、高句麗靺鞨の餘衆を率ひて次第に勢を得、挹婁民族の故地に據て東牟山に築き之に居た。即ち顯德府で渤海五京の一なる中京である。しばらく震國と倡へたが、唐の開元元年元明朝一三三三、睿宗が大祚榮に任ずるに都督を以てし、渤海郡王に封ずるを以て、國號を渤海といふ。三代大仁秀の最も盛時においては、北は松花江畔より南は朝鮮の德源附近に及び、新羅と境を接して西は遼河より東は日本海に臨み、五京十五府の大國家を成した。國を保つ二百十五年、わが延長五年八七五、遼のために亡ぼされた。わが國への來聘は唐との衝突によつて、親善を求むるにあつた。高句麗の遺族であるといふ因縁的な感情から、その關係の繼承を希望したものに違ひない。しかしそれは初めの中だけ

で、のちには唐との和平によりその封冊をうけて從屬の關係に立つたから、従つてわが國との關係も自から違つたものになつた。それでも尙ほ、わが國との修交を欲したのは、蓋し、單に貿易のためであつたらしい。北海の嶮浪、極めて難澁する航海において、彼らが尙且頻りに入朝をつゞけた所以は、入貢形式による貿易への熱情であつた。事實は、唐物の轉販以外の何ものでもなかつたのだといふ。だから、天長三年八四六、右大臣藤原緒嗣は上表して、「渤海客徒は客とするに足らない。何故なら、彼らは一介の商旅にすぎないのだから。しかも、國內的ないろ／＼の事業が輻輳して、且つ旱疫相續ぎ、賑給のため正税を損ふ甚しきが故に、客徒の入京を停め、着岸地から追ひ歸すが可い」といふ所以であつて、わが國は、彼よりも上國的立場にあるといふことによつて、この客徒を遇するに無益の費途が多かつた。元來、渤海は唐の保護下にあり、その封冊をうける國である。だから、わが國としては、高麗肅慎と同格に見て之を殊俗とし、大唐に對するとは自ら異なるものがあつた。だから、渤海から我國への使者は、すべて國使として派せられ、國使として待遇せられる。それが問題とされたのである。それはまさに意味ないことであつた。しかし、この通交によつて、北方の航路を開いたことは、せめてもの一の寄與である。

る。海防史的にいへば、渤海の入貢といふ事實は、それを通しての新羅への牽制だとか唐への國交調整だとかいふ外交方面でも、また貿易の方面でも、極めて消極的な意義しか有ちえないものであるが、そこに何らかの意義と關係を強ひても見つけようとするなら、おそらくこの航路開發の一義につきるだらう。しかし、それは、非常な難航で、彼らは、その國の南海府鏡城吐號浦から出船して我が國へ直航するのであつたが、船舶は不完全で航海術は未熟な當時として、使船は殆んど毎回破壊漂流した。従つて、風の都合や潮流の關係で何處へ着くか豫想がつかぬ。かくして、出羽、佐渡、隱岐、能登、加賀、越前、若狭、丹後、但馬、伯耆、出雲、長門、對馬など、日本海沿岸のいたるところに漂着的に來着した。堂々渤海埠頭を出た百餘人の來聘使一行は、爲に寥々十數人になつて、悄然入京朝見の禮を取つてゐる。わが遣使第一回の引田朝臣虫麿の如きも、航程往復十九ヶ月を費し、毎回難航のエピソードを残してゐる。しかも、北陸道の沿岸に到着することを禁じ、太宰府により來朝することを命じたことがあるが、事實においてそれは出來ない相談で、遂に行はれなかつた。そして、能登に「客院」を造り、越前松原に「客館」を設くるの止むなきに至つたのである。しかし、この難航が、一方には日唐交通の中繼を成した。わが國の唐へ

の航路は南路と北路があることは前述の如くである。北路は遼東半島に沿うて山東省の登州または萊州に上陸し、南路は支那に直航して南方の楚州蘇州などに上陸するものである。これも、當時としては孰れも難航で、生死をかけた大事業だつた。それでも、北路は迂回ながら、島傳ひ、沿岸傳ひで比較的に安全だ。渤海を中繼とする北方航路は、更に都合が可い。而して、日唐の交通に、渤海が事實上の便宜を與へたことは二三に止まらないのである。

ところで、唐への遣使は、渤海から日本への入貢貿易とやゝ類似の形でつゞき、この一期でも隨時發遣されておりました。仁明朝以來一寸絶へたが、宇多朝寛平六年一四五八月の任命を以て最後とし、爾來中止してしまふ。この時の大使は菅原道真五四で、紀長谷雄が副使である。しかし、唐は、當時漸く末路に及び、李克用朱全忠等が互に軋轢して國內擾亂の時、遣唐使に巨費を抛つは我の取らないところである。即ち海上航路の犠牲的な危険と、この事情を在唐の僧中瓊の書を引いて道真上表するにより、遂に發遣を停めて、この事永く廢絶に歸した。爾來九十餘年、宋朝と交聘を再びするまで、日支の聘問は久しく絶ゆるに至つた。けれども、此間僧侶や商旅の往來は随分頻繁だつたが、しかし、その商船は大抵唐船で、殆んど日本船はなかつ

たらしい。かくの如き事情における國交斷絶によつて、わが對外思想が一時沈滞したことは争へない。しかも、その中に、新羅は、わが朱雀朝の七年九一五高麗のため
に併呑され、唐は亡んで五代の世となる。全土の統一が崩壊して五強が迭立した
のである。で、この時代、日本と支那との關係は、從來の深い交渉を特に江南の地、吳
の地方のみに持續して、宋以前、唐以後の支那貿易をわづかにこゝに存續する。そ
れも専ら國民貿易としてであつた。だから、貿易國營のための私貿易の禁斷は、實
際上行はれなくなつて、漸く廣く密航化するの時勢を馴致した時情を推察できる
であらう。そこに海賊時代への傾向を看取できるが、しかしそれは後の發展である。
かうした外國事情の上には、わが國民をいよゝゝ海に退嬰消極たらしめること勿
論で、五代に次いで宋の時代になつても、日支間往來の船は悉く支那船に限られた
といふ。しかも、國內的には藤原氏全盛の時代で、世は泰平と逸樂に狎れ、また雄飛
を語るなく、遠洋の航海などは思ひもよらない。國民上下を舉つて海を忘れ、一種
の鎖國に醉生したのであつた。で、延喜年中「主稅式」を以て海運の制を設くる
も、之は専ら貢運の式例を示すものでしかなかつた(註)。之で内國航路は整備した
けれども、何ら海防的意義をもつものではない。果然、邊境は、時ありて外寇に脅威

さるゝに至つた。まづ、遡つて嵯峨朝の弘仁四年七三三冬、嗣南圓堂を建つるの年、新
羅の邊民船五隻に乗じて肥前を侵す。人民を殺し、貨物を奪掠し、狼藉を極めた。
次いでその十一年八〇四二月、駿遠の地にある新羅の歸化人七百餘人、俄然起つて叛
亂し、民を殺し、家を焼く。國司兵を發して之を討つも、克たず、賊伊豆に據り、殺船を
奪ふて海に入る。出沒して掠奪を恣にするので、武相以下七國の兵を發して、漸く
之を平げた。下つて、清和朝貞觀十一年一一五九再びその邊民わづかに二隻の船によ
りて博多にいたり、豊前の歲貢を掠めた。翌十二年、對馬の人、卜部乙屎磨新羅の境
に入つて捉えられ、新羅の兵を練り、馬を整ふるのを見、その兵士に問ふて、これ皆わ
が對馬を侵さんがためであることを知り、乃ち、獄を脱して歸つて之を上奏するや、
舉朝震駭して、大に社寺に祈禱することあり、この年、太宰少貳藤原元利、鷹は新羅と
通謀して叛かんとする稀代の不祥事件も起つた。而して、その十七年には、出羽渡
島の荒狄叛くあり、八十隻の船に乗じて秋田飽海二郡の百姓二十一人を殺す。す
でにして新羅の侵寇が流説されたが、海防の事には全然忘却の態だつた。當時の
人々は、周章たゞ神に祈るの外はなかつた。藤氏專權、しかも一向たゞ異國の文化
に醉生して、之が享樂に汲々たりし、當然の歸結にすぎない。燦然たる平安朝文化

は、かくして優柔と表裏してゐた。光孝朝仁和二年四一五勅して邊防を嚴にしたが、下つて宇多朝の寛平六年五四五九月、新羅人二千五百、船百隻に乗じて對馬を攻めたときには、しかし、對馬の島守文室善友剽悍にして、よく之を捍ぎ、兵三百將三人を倒して退けた。之らはみな新羅の邊民賊魁にして、出沒邊境を荒したにすぎないが、それでも上下驚駭、誠に兢々たるものがあつた。ところで、新羅自體としては、延喜廿二年八一五その臣甄萱上表して物を貢してゐるし、延長七年八九五また入貢を請ふてゐる。新羅は、この時新興の高麗に侵されて、漸く落魄してゐるからだだが、もちろんそれはきつぱり拒絶された。しかして、新羅は承平五年九一五高麗に降る。しかも、その七年九一七高麗使聘を以て朝貢を乞ふも許さず。丁度この頃、漸く山海に盜多く、いはゆる承平天慶の亂が起つた。將門純友の騷擾である。四年追捕海賊使を定め、天慶三年一〇一六四年にこの騷擾は平定したが、このために、九州一體が非常に亂れてその隙に乗じては、自然外國の來襲も頻繁になつた。専ら海賊的跳梁にすぎなかつたけれども、すつと下つて、一條朝長徳三年五七六から長保元年五九六に至る三年間に高麗は我邊土を三度も侵してゐる。而して、この長徳三年には、南蠻九州を襲ふこともあつたが、太宰府は反撃してその四十人を捕虜とした。優柔平安の

人士もやはり日本男兒である。しかるに、つゞいて後一條朝の寛仁三年七九六更に驚くべき外寇に襲はれた。これが史上に有名な刀伊の入寇である。

(註) 「延喜式」海運の制に定むる貢運の内國航路は次の如きものである。當代の航路を知るために註記する。

- 參河國海路
- 若狹國海路——勝野津より大津に漕す
- 越前國海路——比樂湊より敦賀に漕す
- 能登國海路——加島津より敦賀に漕す
- 越中國海路——巨理津より敦賀に漕す
- 越後國海路——蒲原津より敦賀に漕す
- 佐渡國海路——本國より敦賀津に漕す
- 播磨國海路——本國より與等津に漕す
- 備前國海路——本國より與等津に漕す
- 備中國海路——本國より與等津に漕す
- 備後國河路——本國より與等津に漕す
- 安藝國海路——本國より與等津に漕す
- 周防國河路——本國より與等津に漕す
- 長門國海路——本國より與等津に漕す

紀伊國海路—本國より與等津に漕す
 淡路國海路—本國より與等津に漕す
 阿波國海路—本國より與等津に漕す
 讃岐國海路—本國より與等津に漕す
 伊豫國海路—本國より與等津に漕す
 土佐國海路—本國より與等津に漕す
 太宰府海路—博多津より浪速に漕す

この朝、寛仁三年^{七九六}四月十七日、朝廷に公卿百官を集めて除目の式が行はれた。丁度その時、太宰府の飛驒馬を馳せてかけつけ、左衛門の陣に飛びこんで奏して曰く、刀伊の船艦五十餘隻來襲し、壹岐守藤原理忠之に死して人民は掠奪され、軍は遂に筑紫に上陸して怡土郡にせまると。公卿愕然成すところを知らず、即ち勅して太宰府を嚴戒せしめる。

刀伊とは、肅慎の一部で、東丹國である。はじめわが醍醐朝廷喜十六年^{七九五}契丹の大祖阿保機、帝を稱して改元し、漠北の地を削平して渤海を下し、國號を東丹といふ。たま／＼その二十年^{八〇五}高麗の太祖が起つて朝鮮を統一し、しば／＼契丹と争つた。されば、寛仁三年、刀伊の軍まさに高麗を襲はんとするや、高麗は之を聞き、

兵馬を整へて之を待つ峻嚴であつた。刀伊謀して之を知り、鋒を轉じて舳艫直ちに日本に向つたものである。國初よりこの時まで、外敵の來攻する幾回に及んだが、蓋しこれ天智朝以來の最も強剛な外寇である。舊記によれば、この時賊徒の船艦は、長さ八九尋から十二尋に及ぶもので、一船の楫三四十、刃をかざすもの五六十人、楯を負ふもの七八十人、全軍殆んど五千人に上つたといふ。パラートは當時刀伊の戦艦を考査してその大き等から推究し、ギリシヤ、カルタゴ時代の二列橈船に類するものであつたらうといふ。精確な考證の史料がないので判らないが、しかし、之を見て、當時の日本人は非常に驚いたいふから、當時日本の兵船の比ではなかつたのであらう。軍は、まづ壹岐對馬を掠めて藤原理忠が之に死んだことは前述の如くであるが、島民は、或は捉へられ、或は殺された。己にして進んで、彼は能古島に據り、而して、怡土、早良、志摩の諸郡を侵した。志摩郡の人文屋忠光、怡土郡の人多治久明、苦戦これ努めたが、時の太宰府の帥は伊周の弟藤原隆家である。勅を俟たずして、前少監大藏種材、少貳平致行、源道清をして邀撃せしめた。刀伊の賊船に乗じて走る。隆家すなはち飛舸三十隻を放ち、まさに之を追はんとした。諸將その衆寡を論じて多く之を危ぶんだが、種材ひとり肯かず進んで曰く、某類齡すでに

七十をすぎて最早や惜しむべき命でない。且つ、功臣の裔としてその名を惜しむと。敢て之を追ふも、遂に刀伊は去つてその姿を見ず、再び反撃しようともしなかつた。隆家の軍勢よく之を走らせたのである。蓋し、大捷を得てよくこの外寇を捍ぐといへども、壹岐、對馬、兩島の民並に筑前に殺戮さるゝもの四百六十二人、劫掠せらるゝもの千二百八十九人、壹岐の如きは、生き残つたものが纔かに三十五人だといふ。兇暴嵐の如く、わが西海を荒らした。刀伊の歸るや、途上に高麗を襲ひ、劫掠した俘虜の中老弱なるものを悉く海に投じた。およそ二十餘日を繼續して行はれたといふ。しかし遂に却つて高麗の水軍に撃破され、全軍覆没してしまつた。日本人の劫掠されしもの生きて高麗に送らるゝわづかに二百餘名といふ。當時、高麗の水軍は精銳を極め、舷頭鐵を以て衝角を設け、敵船を衝破するに用ひたと傳へられた。

朝廷のち隆家の功を論ずるや、權中納言公任、中納言行成等、その勅符を俟たずして軍を發するの罪、以て功を失ふと。權大納言實資、齊信等、駁して曰く、功ありて賞せずんば士氣を奈何と。廷議遂に決して隆家の爵を進め、種材を壹岐守に任じ、錦旗を賜ふた。公卿文弱、空理の理に迷つて實を失ふ。いつの場合、いつの時代でも

さういふ徒輩はゐるものと見える。しかし「大鏡」の筆者にいはせると、將軍隆家は公卿の出、もとより弓矢の本末をも知らなかつたが、たゞ大和心の一心に、國の壯丁を驅りあつめ、太宰府の仕人をさへ残らず徴用して、矛をとり、盾を負はしめ、奮ひ戦つたのだといふ。千載なほその偉功は賞せらるべきである。しかも當代平安、海防の制なく、海を忘れた公卿たちが、狼狽の醜態見るべからざるものもあるが、かくの如くにして、海上には支那の流賊をあはせ、國民無頼の徒がしきりに跳梁するに至つた。公卿廷臣いまだ悟らず、たゞひたすらに事なきを希つて神佛に祈るのみ。而して、いよゝゝ消極の鎖國に退嬰したのである。この頃、海外の通航は一切禁斷で、之を犯すものがあれば嚴刑に處せられた。後冷泉朝永承二年〇七十二月、筑前の人清原守武、私かに入宋したことが暴露して、その貨物を沒收され、佐渡に流謫された。その與黨五人また徒刑に處せらるといふ。以て、その時情をしるべきである。ところで、このころの鎖國は、國民の出づるを制して外民の入るを敢て拒まなかつた。故に、つまりは日本の領海さへ、彼らに蹂躪跳梁されたわけである。單に、貿易的にいつても、かくの如き受身のそれが常に損失するのは極つてゐる。宋商は、暴利を慕つていよゝゝ大東の島國に集つた。

宋商の來朝は、圓融朝天元五年^{四一六}朱仁聰若狹に來るといふのがその記録的なものである。この年、わが國よりは東大寺の育然が入宋のため出發してゐるが、次いで、一條朝永延元年^{四七六}宋商鄭仁德が來た。この年、育然も歸朝して物を獻じてゐる。而して、寛弘二年^{六一六}には曾令文なるものが來た。この頃は、期を定めて宋人の渡來を許し、期に違ふものは追ひ歸したらしい。三條朝長和二年^{七三六}には、宋から牒書を送られ、太宰府はその贈獻を京に上せた。爾來宋商は、頻繁に去來するやうになつた。しかし、これらはみな支那南方の貿易港、明州の刺史が牒を送るか、乃至は商人との交渉にすぎないので、國際的なものではなかつた。日宋通交の國際關係においては、成尋の入宋を以てエボックメーカーキングなものとする。

成尋は三井寺の僧である。延久四年^{三二七}三月宋の孫忠の舟に同乗して入宋したが、この時彼は、すでに類齡六十三、しかも更に老ひたる母があつた。同伴七人、この月二十六日明州に入り、五月天台山上り、九月洛陽に皇帝神宗に謁し、紫衣を賜ふ。のち善慧大師の號を賜はつた。延久五年即ち宋の熙寧六年、六月一行明州に歸り、成尋は駐まりてその弟子たちだけ歸朝したが、この時宋の皇帝は國書を朝廷に齎らせ、方物を贈つた。これが、國際的な日宋關係の初發ともいふべきものであ

る。白河朝承保二年^{三二七}正月、成尋が弟子等齎すところの方物が獻ぜられた。がその書中に、「回賜日本國」なる文字があり、果然それが廷議の問題になつた。流石に當時の公卿と雖ども、回賜といふ語を以て名分の上に疑義を感じ、諸道の勘文を召して二度までも評議された。承暦元年^{三二七}五月僧仲回をしてその返書を齎し送つたが、仲回は、明州の刺史には會へたが宋王には獻ることができずに歸つた。貢札常に異るといふのであつたが、仲回送使に先づ朝廷の評議慎重を極めたことに合せ考ふれば、貢札常に異るといふは可なり峻嚴に、名分を明かにして日本必ずしも宋に阿附しない對等のものだつたからではあるまいか。かくして、相互に期待は齟齬して、日宋の國際通交はあまり開けなかつた。たゞ相變らず商人の來朝だけが續けられたので、彼らはそれを、便宜上來貢の形式において行つたにすぎない。その故に、しかし博多や兵庫の要津がいよゝ繁昌したことはいふまでもない。

鳥羽朝の元永元年^{七七八}宋の徽宗皇帝から商船に託して書を送つて來た。書中日本を東夷とよび、宜しく事大の誠を致すべしなどいふ言葉があつた。朝廷文を勘えて、遂に之には報ずるところがなかつた。

この頃國內的には、律令の制度がその内的な矛盾によつて漸次解體の過程を辿り、この自壊は平安朝に入つて益々發展した。而して、いはゆる莊園の發達によつて、中央集權の制度が頽廢の傾向へ促進されて、従つて、こゝに地方政治の紊亂と豪族の擡頭といふ世相の下に、新興の武士階級が起つて來る。さういふ時代への眞唯中にあつた。即ち、莊園制度を中心としての寄生的な封建の世界であり、封建制度が莊園制度を母胎として漸く萌芽するともいふことができよう。かくして、この武士階級へ武力の實權が移つて、朝廷の衛士も、地方の防人も沒意義な存在に墮してしまふ。いはゆる皇軍の統帥權が、下移するの事實において、日本政治は次第に霸道封建化し、以て武家政治七百年の權道へ陥ちたのであつた。國防といはず、海防といはず、之はまさに日本においての嘆くべき頽廢であり、根本的な大變貌であらねばならなかつた。而して一方貿易面においては、莊園經濟を主體として、いよく國家的な統制を失ひ、そしてこゝに活潑な民間貿易への轉貌を鮮明にすると共に、それは密航化し、海賊化した。太宰府貿易が、公的貿易の外貌につゞまれたつ、實は内的破壊の要因をひそめて、民間貿易への必然性を胚胎させたのもこの時代的な狀態に促され、従ふものであつたといはねばならぬ。このやうな時勢に處

しては、外よりもまづ内である。人々は、その生活をこの狀態に隨順することをまづ學ばねばならぬ。統帥の府は、いよく無力に、新興武門の徒は、膨大する家の子郎徒を扶養せんが爲に、必要的に富に執着する。當代の海防がすつかり退嬰したことに、は何らの不思議はなかつた。かくして、保元の亂後、太宰大貳となり、鎮西の機務に與つた清盛は、はやく日宋貿易への利益に着眼した。この武弁にして、その海外への着眼が、海防ではなくして貿易であつたといふことは、實によく當時の時代を語るものである。清盛はのち政權を天下に執るや、大いに之が發展を企圖して、そのために、福原に別莊を構へて兵庫の港を修治し、こゝに經島を築いた。或は、安藝の瀬戸を開いた。當時、賢明をうたはれた藤原兼實すら、之に倣つて、宋との貿易を盛んにするため、宋人を福原の別墅に招いて特に法皇の臨觀を乞ふなどのことあり、延喜以來未曾有のこととして、「これ天魔の所爲か」と世に非難さへされたといふ。高倉朝治承の頃、筑前宗像氏國が家の子に、許斐忠太妙典入道なるものがあつた。「太宰府考」所引の「宗像記」によると、彼は、宋に入ること七度、天竺に渡る二回、「海雲記」といふ航海書の著あり、また「斐氏軍略」なる水軍の著述あり。重盛の知遇を得て、其の門に出入し、大に海外を説いたので、彼もまた父清盛の日宋

貿易に關心すること非常に深かつたといふ。しかし、それも、單に宋商の來舶を歡迎するといふ消極的なものだつたし、間もなく平家一門は亡んでしまつた。鎌倉時代に至り、日宋の關係は國民的にいよ／＼通商をかんにして、殊に入宋の僧が多かつた。當代のそれで今に傳へられてゐるものだけでも百餘人あり、歸化の宋僧十餘人に及んでゐる。賴朝は内政に忙しく、外へ向つての關心もなかつたが、三代實朝にいたつては、特に日宋關係に熱心で、夢に渡宋を見たときへ言はれてゐる。「吾妻鏡」によると、彼は、東大寺の佛工宋人陳和卿を信仰して、建保四年七六八十一月自ら渡宋を企て大船をつくらしめ、隨從六十人を定めた。義時泰時の諫言にも拘らず、頑として肯かす、翌年四月十七日、船舶竣工するを以て數百人をして之を引かしめ、由比濱に進水したが、遂に泛ばず、爲にその計畫も立消へてしまつた。たゞし、彼が渡宋の計畫は、陳和卿から、實朝の前生が宋朝明州醫王山の長老であつたとの夢告を聞かされた結果だといふ。けれども實は一身敗亡の運命を豫期しての逃避行である。空行く鳥さへ親は子を思ふとうたつたその諷吟の中に、骨肉離反の孤寥を痛感した結果らしい。次いで後深草朝建長六年一一九令を西國の地頭に下入し、宋の貿易船五隻を限定し、特に米穀の濫出甚しきを以て輸出を禁じた。已

にして宋は、わが紀元千九百三十九年、元によつて亡んでしまふ。元來、宋朝三百年の間、日宋貿易は、極めて不活潑であつたが、しかしその末期、元の侵略盛んなるにおいて、はいよ／＼國運は衰へて紊亂した。この故に貿易が海寇化することは自然の數である。従つてわが朝では、いよ／＼鎖國主義を取つてその餘塵を避けた。海防的には依然として、消極退嬰の方法をとつたのである。で、貿易にせよ、何にせよ、とにかく海外に往來することはかたく禁制で、犯すものは流罪を以て科刑された。しかし、この擾亂に乗じては、國內的にも鎖國の夢に醉生するもののみではなかつた。雄心落々として、海外の飛躍に脾肉を嘆ずるの徒輩は、敢て國禁を犯して、尙ほ貿易に冒險するあり。宋元の賊に同和するものも出づるに至つた。しかも、宋は、彼自體としても鎖國的な方法によつて外船を拒絶した。その何が故に然りしかの事情は後説するであらう。かくの如き、内外貿易の素志が貫けない状態において崛起したのが倭寇である。この時代、漸くいはゆる倭寇跳梁の國民海防時代に入るが、こゝではその主題を次章にやりすごして、日宋交渉の時情を特に史的に更に概観するとしよう。

日宋の交通において、いよ／＼の文化が這入つて來た。而して、この時代、わが國

民はよく之を攝取消化して独自の中世文化にまで築きあげたが、軍事的には語るべき何ものもない。しかし、平安朝末期、鎌倉の文化は、日本のルネサンスだといはれる。何よりも注目すべきはこの時代祖國日本への回想と反省による自覺の興起であり、その復活であつた。このことは、國民をして、祖國的な自主の觀念へと光耀した。遣唐使廢止の如き、廢止の理由としてはいろいろな事情があらう。けれども、とにかく、この傾向への先驅を成したものと見ていい。而して、辻善之助博士の「源平時代より鎌倉時代に至る國民の自主觀念」といふ一文によりて理會すれば、この思想はまづ、國字の自主性となつてあらはれた。「假名法華經」の如き、漢字依存のそれを脱したものとして意義的であり、源信僧都は、之を誇つて、「日本國は、誠に如來の金言たりといへども、たゞ假名文字を以て書き奉るべきもの」とした。「愚管抄」には、日本語の特長をのべて、ものをいひつゞけるのに、意味深くこもりて時の景情をうつすに如何にもふさはしく豊かであるといつてゐる。僧成尋の「參天台五臺山記」には、特に大日本國といふ言葉が隨見するといふのも注意すべきであらう。彼は、洛陽において皇帝と問答の次、大日本國聖王神氏を承くとして國體を誇つてゐる。當時宋王致すところの書に、「回賜日本國」といふ文字が

あつて、その回賜が廷議の主題になつたといふのも、この傾向の上に一顧せらるべきであらう。仲回宋にもたらすところの書が、貢札常に異るとして宋に容れられなかつたのも、日本が宋に屈讓の禮を取らなかつたことを意味しないだらうか。白河朝の承暦三年三九七高麗は、牒書を裁して太宰府に致し、良醫をわが國に求めたが、俄然その文章が問題になつた。依頼するのに不遜を極めたものだつたのである。廷議、大江匡房にその勘文を上表せしめたが、その註するところ、數條、悉く高麗の不遜を衝いたものである。曰く、一に單に牒とありて上牒とない、二に聖旨を奉じてとあり、自ら傲つてわが國を無視してゐる。高麗人にとつては、高麗王の聖旨かも知れぬが、日本にとつてそれは聖旨でも何でもない。三に、特使を以てせず商船への便に託送した等々すべて六條にわたり、封函の非禮を指摘したものである。即ち、匡房をしてその回書を書かしめたが、これこそが、匡房をして永く名を成さしめた有名な文章である。「雙魚猶ほ鳳池の月に達し難し、扁鵲何ぞ鷄林の雲に入るを得んや、凡て厥の方物、皆な却廻に従ふ、今、狀を以て牒す」云々といつた剛壯の文で、堂々上國の威を示したものであつた。のちしばしば宋よりの書にも、日本を下國として取扱ふかの如き不遜のものがあつたので、悉く回書を送つてゐない。

もちろん方物は送り返した。しかるに承安二年^{三二八}明州の刺史が方物を献じた、際、日本國王に物色を賜ふとあり、その賜といふ字が問題になつて奇恠とし、儒者清原頼業が勘文考證、硬直剛正の議論をしたが、清盛は宋との貿易に戀々たる結果、名分を忘れて返牒に決し、法皇の進物として、蒔繪の厨子一脚に色革三十枚、砂金百兩を定めて、清盛自身は日本刀を贈つた。公卿衆之を憾みとして、兼實の如き、「武勇の具境外に出づるは専ら然るべからず」と嘆いたといふ。かうした祖國觀念の影響は、特に佛教思想の上に顯著であつたが、それは時代と共に益々深まり建武に及んだ。親鸞の日本主義的な大乘思想、日蓮が鎮護國家の慨世の文は、餘りにも周知する。文永五年^{二八九}「北條時宗に與ふるの書」にいふ、「夫れ此國は神國なり。神は非禮を稟けず、天神七代、地神五代、神々其外諸天善神等一乘擁護の神明なり。」といひ、「筒御器鈔」には、「日本國に世始めてより、已に謀叛の者二十六人、第一には大山の王子、第二には大石の山丸乃至第二十五人は頼朝、第二十六人は義時なり。二十四人は朝に責められ奉り、獄門に首を懸けられ、山野に骸を曝す。二人は王位を傾け奉り、國中を手に拳る。王法すでに盡きぬ。」と烈々洪嘆する。そして立正安國を叫び、外患を戒告する切々たるものがあるが、この時代、特に虎關師鍊の國體論が擧げられて著聞する。そも、虎關師鍊は東福寺の僧である。「元享釋書」を編して、その第十七卷に、天皇と臣下の篤信者を傳し、之を「王臣篇」と名けたが、其の序と跋において、我が國體の優秀なる所以を論じ、閻浮界裏至治の域だといふ。曰く、「經にいふ、富貴は道を學ぶこと難し。士大夫すら、猶ほこれを病ふ。況んや王公をや。わが國家、聖君賢臣相次いで間出す。印度支那の書籍をみるに、未だ此方の醇淑なるものあらざるなり。人皇二千年、未だ嘗て移革せず、相胤また然り。閻浮界裏、豈に是の如き至治の域あらんや。故を以つて、佛乘繁茂し、率土和合し、君臣崇奉、歲曆綿邈なり」云々と。またいふ、「吾國史を讀むに、邦家の基自然に根す。支那の諸國未だ嘗て有らず矣、そのいはゆる自然とは、三神器なり、三器は、神鏡なり、神劍なり、神璽なり。この三は皆自然天成に出るなり。是を以ていへば、わが國東方海極の域といへども、その統御の靈なるや、天地の開闢と兆を同じうするか。是れわが國運の自然なるものなり。彼の支那の大邦と號するもの、土地曠遠なりといへども、しかも受命の符、みな人工なり。天造にあらざるなり。我國小國といへども、開基これ神なり。傳器これ靈なり。日を同うして語るべからず矣。わが國一種系連綿邈として窮りなきもの、天造自然の器のいたすところか。夫れ、有國

論が擧げられて著聞する。そも、虎關師鍊は東福寺の僧である。「元享釋書」を編して、その第十七卷に、天皇と臣下の篤信者を傳し、之を「王臣篇」と名けたが、其の序と跋において、我が國體の優秀なる所以を論じ、閻浮界裏至治の域だといふ。曰く、「經にいふ、富貴は道を學ぶこと難し。士大夫すら、猶ほこれを病ふ。況んや王公をや。わが國家、聖君賢臣相次いで間出す。印度支那の書籍をみるに、未だ此方の醇淑なるものあらざるなり。人皇二千年、未だ嘗て移革せず、相胤また然り。閻浮界裏、豈に是の如き至治の域あらんや。故を以つて、佛乘繁茂し、率土和合し、君臣崇奉、歲曆綿邈なり」云々と。またいふ、「吾國史を讀むに、邦家の基自然に根す。支那の諸國未だ嘗て有らず矣、そのいはゆる自然とは、三神器なり、三器は、神鏡なり、神劍なり、神璽なり。この三は皆自然天成に出るなり。是を以ていへば、わが國東方海極の域といへども、その統御の靈なるや、天地の開闢と兆を同じうするか。是れわが國運の自然なるものなり。彼の支那の大邦と號するもの、土地曠遠なりといへども、しかも受命の符、みな人工なり。天造にあらざるなり。我國小國といへども、開基これ神なり。傳器これ靈なり。日を同うして語るべからず矣。わが國一種系連綿邈として窮りなきもの、天造自然の器のいたすところか。夫れ、有國

以來蠻夷の攘奪に嬰らざるもの未だわが國の如き純然たるものは有らず。われ竺支の事を見るに、わが國の渾厚なる如きもの未だこれあらず、これ區域の靈勝、祖宗の聖武、而してまたわが佛乘の資輔なり。われ至治の域といふ者、それ然らずや。云々と。雄篇堂々、壯大な國體論であつた。かくして神國日本傳統の意義は、特に鮮かに當代において自覺的に深くなつた。さういふ傾向が段々深まらうとする時、丁度その時、元寇として蒙古來の海防劇が演ぜられる。しかし、その經緯を説く前に、まづ源平二氏における海戰の始終を物語り、當代の水軍について一顧しよう。莊園の發達と、律令制度における規矩の頽廢が、地方に豪族を蠭起して、之を母胎とする日本封建の體制が、內在的に莊園制度そのもの、中に發芽し、發育しつゝあつたことについてはすでに前述した。それは、賴朝の幕府制度樹立によつて、明確な様相であられるが、そのプロログとしての源平二氏の争剋があつたことは人の知るところである。彼らは、皇胤の裔として、京の名族たるその名に負ひ、何代かにわたる武功を以て、一は東國に、一は西國に、地方的な勢威を張つた。この二者が相争ふて遂に源氏の賴朝により中央集權的な統一に戡定せられる。しかるに、彼は征夷大將軍といふ朝臣の名において、實は國權を私する。而して日本霸道の根

元を築いたのであつた。この故に日蓮はその「筒御器鈔」に直言して、彼を開國以來謀反の徒、すべて二十六人中の第二十五人目とする。最も打撃的には、公卿文弱綱紀を頽廢して、堅固な皇師の仗るべきものがなくなつたことが、この霸道の乗するところとなつた。兵權陵夷して、この叛逆者に、それを奪はれてしまつたといふことが、七百年封建の根本原因である。故に明治の維新的意義は、この統帥の大權が復古して朝廷に挽回されたといふその點に、第一義を擁し、皇軍の確立によつてまづ第一に復古の本義を徹した。建武中興のいたはしい挫折は、實にこの點に第一義を置かなかつたところにその禍因をひそめるとおもふ。

が、それは餘題である。源平の二氏は事實上、この封建樹立への陣痛的な争剋を戦つた。その争戦に殊功を目すべきものは、義經であり、その決定的な興亡の契機を成すものは、屋島壇の浦の海戰であつた。

古來、わが國は、いくたびか、いはゆる艦隊を海洋に動かしてゐるが、しかし未だ嘗て海上に實戦したことはなかつた。兵士をのせ兵站を積む輸送の船隊はあつたが、海戰に専らなための艦隊、即ち海軍的存在としての水軍はなかつた。それは單に、殆んど陸戰を主とするための舟師にすぎなかつた。ところで、源平二氏の海戰

により、始めて海事史的新紀元を劃して、こゝに水軍接戦の壯觀を描くのである。壽永二年^{四一八}七月、木曾義仲京を衝き、平族安德帝を奉じて西海に走る。太宰府に走り、瀬戸の海に漂つたが、長門の目代紀通資に、舟師百隻を以て迎へられ、辛うじて勢威を復するを以て、進んで彦島を保ち、別に教盛通盛等の軍を派して備後灘に入らしめ、水島の海上、源氏と接戦して大に之に勝ち、更に進んで室津を略した。こゝにおいて、備の前中、播磨、攝津の諸國ごとく平氏に屬して勢威瀬戸内海を壓し、その頽勢を挽回するかに見えた。行宮なる御舟は、この時屋島にあり。翌元暦元年一月、行宮を更に福原の舊都に進め、舟を和田の泊に舫して一谷生田の嶮に據る。一方、教經の軍は、更に福良西宮に轉戦して、山陽の源軍を撃破し、勢威甚だ振つた。この月、義仲は征夷の大將軍たること二十日、粟津に敗死した。乃ち、範頼義經の軍は、二月急に一谷を襲ひ、敗亡の平軍は、却廻して屋島に走つた。行盛は兵船五百を以て兒島を保ち、知盛は屋代島を扼して兩軍互に持すること殆んど一年、蓋し、源氏は舟楫に乏しく、水軍なくのみでなく、糧に窮して追撃の力がなかつた。しかし、此の間に、範頼は、軍を進めて山陽を徇え、藤戸の渡に平氏を破つたが、またしても糧食に困しんで安藝の攻略成らず、漸くにして、翌文治元年^{四一八}赤馬關に進み、西海に入

らんとするも、舟楫なく周防に還つた。しかるに、たま／＼豊後白杵の惟隆、八十二隻の兵船を率ゐて來援するあり、且つ、周防から、糧食を送つて來たので、漸く勢を挽回して進んで長門を略し九州に及んだ。即ち、源氏は陸に、平氏は海にこの時互に眈々たる虎視の状態に對峙したのである。ところが、丁度この時、義經が紀州熊野に徵發した水軍の準備が成つたので、文治元年^{四一八}二月、舟を津の國に修むるに、集まるもの二百餘隻、これを熊野の舟士といふ。しかし實際に乗組んだ舟士は、多くは東國の壯丁で水軍には狎れなかつたらしい。有名な逆櫓の証争はこの時である。いよ／＼その十六日、大舉して屋島に向はんとしたが、たま／＼南風暴かに起つて、船艦の破るゝものあり、夜に至るも風はますます／＼烈しい。義經令して、風を衝いて進まんとするに、舟子風におそれて敢て進まず、義經聲を勵まして叱して曰く、風急なりといへども順風である。夜陰風波の嶮しきをこそ活用すべきである。かくして、敵の備へざるを衝かば必らず捷たむと。更に令して舟子の肯かざるは殺さむといふ。伊勢義盛即ち矢を注いで舟子を脅かす。舟子相謂つて曰く、行くも死、行かざるも死と。遂に風濤を冒して解纜した。従ふもの、たゞ田代信綱等の舟五隻、乗るところの兵士百五十人。發するに臨み、義經令して曰く、獨りわが將船

に籌して、爾餘は用ふるなかれ、おそらくは、わが寡兵を暴露せんと。かくして、舟疾きこと飛ぶが如く、常行三日の航程を約三時間に突破して遙かに阿波の尼子浦に達した。まさに、電撃奇襲の作戦である。即ち、兵を進めて尼子良連を捉え、浦勝を攻めて櫻間良遠を敗り、勢に乗じて屋島の本據を侵し、火を弁禮高松の民家に縱つて遂に行宮を火いた。平軍周章駭き走つて舟に上つた。義經尙ほ北ぐるを逐ひ、兵勢大に振つて南海諸在相踵いで源氏に降る。

かくて、敗亡の平氏は志度浦に逃げこみ、更に義經の追撃を支ふる能はずして九州に入らんとしたが、そこには大軍を擁して範頼が待つてゐる。止むなく長門に入らんとすれば三浦義澄が要してゐる。據るなく壇の浦に無蕩して、最後の日を待つた。平家の聲望地に委して源氏に投ずるもの日に相踵ぎ、南海水軍の雄平家重恩の臣であつた熊野別當湛増さへ戦艦百四十隻、兵士二千餘人を率ゐて源氏に投じ、伊豫の河野通信も百十餘隻の大船に乗じて來り投じ、周防の主船司も來降して數十隻を献じ源氏の兵勢益々大に昂る。平家の士氣今は悵然たるものがある。かくて、壇の浦の決戦は、文治元年三月二十四日である。源平兩陣の間、海面わづかに三十餘町、その狭いところに源氏の舟は八百四十隻、先きに義經屋島陣に際し

て渡邊福島に取り残された將帥梶原の軍船も來り會した。平氏衰へたりといへども、元來水軍の勢尙ほ五百餘隻の舟を擁してゐる。或は一説に、源氏の軍船三千餘隻、平氏一千餘隻といふ。源氏はそれを横陣に布き、上流より旋回して包圍の態勢を取つた。平氏は五百餘隻を三隊に分ち殊死して戦つたが、争鬪は可なり劇甚にわたつた。朝來午に至つて遂に接戦となり、有名ないくつかの武勇譚を残してゐる。義經八艘跳びの話柄の如き、伊勢三郎義盛の奮戦、三郎右衛門景經の雄闘、能登守教經が勇猛等々みな當時の活況を語るものである。しかし、平家は落潮をうけて終始不利の立場にあつた。兵勢甚だ非なるものがあつたが、義經の軍も力戦大に疲れて見えた。この時阿波の民部重能が兵船三百隻を率ひて來降するあり精兵を小船にひそめ、雑兵を唐船の大舶にのせて、源氏を虚に衝かんとする平氏の作戦を暴露し、却つてその弱點を衝かれて、平家の將船は苦戦に陥つた。平家船隊を散亡して統制を失ひ、伍々三々、今は士氣を沮喪してすつかり戦意を殺がれたものゝ如く、遂にたゞあの岸この汀渚へ漂盪するのみ。跼蹐殆んど成すところを知らず。源軍之に乗じて、掩撃を加へ、或は敵船に移乗突入して散々に平家を破つた。一族悉く難に殉じ、天皇は長くも、劍璽を擁して海に入りたまふ。宗盛父子捉は

れて、武門深刻の辱に殺されたことは人のよく知るところであらう。榮耀二十餘年、平族にあらざれば人にあらずと諷はれた威權も、曠昔の夢であつた。

源平壇の浦の戦は、たゞ未曾有の水軍戦であつたといふそのことを意義的なものとし、歴史的なものとして、その水軍としての組織と整備は、極めて幼稚なものであつたらしい。兩軍の舟軍千三百隻と註せらるゝにより、その形式的な數字の上では堂々たるものだが、この場合その兵數に見ると、「源平盛衰記」の記すところに従つて、兵十萬とする。とすれば、之を千三百隻に分乘して一艘約七十餘人をのせるにすぎない。一説に従ひ源氏三千艘、平氏千艘と見れば合計四千艘すなはち一隻平均二十五人である。之を昔、淳仁帝征韓計畫のそれに較べると、水陸合せて六萬人、之を四百足らずの船に分乘するのであるから、平均一隻百五十人となる。三千隻といへば舳艫相啣んで堂々たるかの如く見えるけれども、實は輕軻の小舟が多かつたのであるらしい。源氏は紀泉攝播から舟を集めたが、平氏は多く九州から集めた。それが臨時應急のものとして漁船か荷船の類を集めたものではあるまいか。とにかく、非常に整備したものではなかつた。たま／＼使はれた平家の唐船なるものは、しかし入唐遠航のそれであらうから、警固船の別名もある通り

に巨舶にして堅固なものだつた。すべて唐宋式のものとしては、舳艫甲板共に板圍で、檣桅を有する帆船であり、舷が高かつた。之は後代の説だが、「武備志」によると、總じて和船は必ず大木を用ひ、縫合に鐵釘を用ひず、たゞ鐵片をつらねた。平底を原則として帆は桅の正中にあり、支那のそれの如く偏せず、しかも機桅固定せずして常活したといふ。さて、かくしてとにかくこの壇の浦海戦は、わが水軍史の上には事件的な意義をもつ外、源平興亡の最後の決定戦である點に特別の意義を固有した。しかし、源氏三代、賴朝の社稷は、わづかに三十二年にして亡んでしまふ。執權北條氏が之をうけて、泰時、賴朝の寛裕にして儉素な善政に、天下は鼓腹して治平を謳つた。此時にあつて、霹靂の如く上下を動搖したのが即ち元寇である。これに先つ數年、文應元年二〇九、傑僧日蓮は、「立正安國論」に説いて、大に鎮護國家を絶叫し、「國は法に依て昌へ、法は人に因て貴し。國滅び人滅せば、佛法王法いづくにか榮へむ。まづ國家を祈つて佛法を立つべく」云々ととなえて、まづ國家の第一義性を説き、末法必ず亂の起るべきを言して、佛法鎮護の防衛を戒告してゐる。果然、龜山朝の文永五年二八九、その序奏曲として、まづ高麗により、その臣潘阜を使として蒙古の書及び高麗の牒狀がもたらされた。これよりさきその三年、元は

兵部侍郎黑的般弘をして使とし、高麗を経て日本に入らしめんとしたが、遂に巨濟島に至り、日本海の風浪險難なるに驚いて引返してしまつた。仍て、五年の再遣使となつたものである。外交的な儀禮の上衣を羽織つて、實は傲慢不遜の辭が列ねられる。曰く、「高麗は朕が東藩なり、日本高麗に密邇して開國以來時に中國に通ず、朕が躬に至つて一乗の使の以て和好を通ずるなし。尙ほおそらくは、王國の之を知る、未だ審かならざらむ、故に特に使を遣はして書を持し、朕が志を布告せしむ」と。而して、末文に更にいふ、「且、聖人は四海を以て家となす、相通好せざるは豈一家の理ならんや、以て兵を用ふるに至らば、夫れ孰れか好む所ぞ、王夫れ之を圖れ」と。四海を以て家となすは大いに可し、しかし、之は正に兵力を以てする、胴喝の文字である。之に對して高麗の牒書はやゝ穩健である。蓋し、極めて卑屈なものだ。曰く、「我國蒙古大國に臣事し、正朔をうくる年あり。皇帝仁明、天下を以て一となし、遠きを視ること邇きが如く、日月の照らすところ咸なその徳を仰ぐ、今貴國に通好せんと欲して寡人に詔して云く、日本は高麗の隣たり、典章政治嘉みするに足るものあり、漢唐而下、しばしば中國に通ず、故に、特に書を遣はして以て往かしむ、風濤險阻を以て辭となす勿れと、その旨嚴切なり。茲に已むことを得ず、某官某をして

皇帝の書を奉じて前去せしむ、貴國の中國に通好する、代として之なきなし、況んや今、皇帝の貴國に通好せんと欲するは、その貢獻を利するに非ず、蓋し、外なき名を天上に高くせんと欲するのみ、若し貴國の通好を得ば、必らず厚く之を待たん、それ一介の便を遣して、以て往いて之を觀るは如何、貴國商酌せよ」云々と。さすがに事大の國であることをおもはせる。

ところで、牒狀鎌倉に達するを以て、之を急使に馳せて時宗は朝廷に奏上した。蒙古王われを臣妾とせんとすと。時に文永五年二月である。丁度その時、内裏では後嵯峨上皇五十の御賀を催されて舞樂の天覽があり、四條隆行の子陵王を舞ふに感嘆してゐる途端の飛驒であり、滿朝の公卿愕然と驚いた。相議して、官外記以上の意見を徴し、菅原長成をして幕府への返牒を書かしめる。蒙古へ回牒に及ばずといふのであつた。舉朝公卿駭然たりと雖も、蠻王不遜の文字に國の名分を辨へるだけの骨はあつたものと見える。以て、時代の推移をおもふべきである。即ち、二十二社に奉幣して國難を告げ、また、大神宮と山陵に奉告し、祈禱これ努めた。後人史家、或は説を成して、この祈禱を、公卿文弱、婦女子の態に倣つてたゞこれ神頼みする稚態とし、晒ふけれども、私見を以てすれば必らずしも然るべからず。國難

に處してその祖神に祈り祖宗に禱るは、之れ當然の感情たるべきであり、決して稚態でも周章のすがたでもない。弱さの故のいはゆる神だのみでもない。神を呼ぶ心は、常に最も眞實である。神は、眞實なものしか呼ぶに値しないものである。だからそれは自らの歴史に念到して、最も聖なるもの、日本人として最も眞實なものへ歸一する心である。それへの回想的な念謝において、眞實な日本人に奮ひ起つ契機としてある。必らずしも他力本願の神佛の加護にすがらうとするのではなく、直言すれば、眞實な日本人としての自己實現への契機として神が求められる。この場合、神によびかける心は、即ち、自己が神によりて、その眞實に回歸する心である。その慟哭と熱禱の中に、自己はその眞實を目ざめるであらう。聖なるものはその契機となる。否、さういふ力の根元である。

ところで、蒙古とはそもそも如何なる國であるか。蒙古の名は古くして詳かでない。舊説によると、女眞は遼に抗せんとし、國號を金と稱した。遼は、その音録で鎖鐵の義だといふ。蒙古は、またこの金に抗せんがため、その國號を蒙古モンゴと名けた。蓋し、蒙古は蒙古語で銀の意味だと。しかし、この説は取るに足りない。而して、シユミットといふ學者に従へば、モンゴルは大膽とか剛敢を意味する MONG といふ

言葉から出たといふ。ドクトル・シヨットもこの説の支持者である。ところで、この朔漠蒙古の地に、剛雄鐵木眞が、諸部を壓してその君長を會し、大汗の位に即いて成吉思汗と稱したのは、わが後土御門朝の建永元年一一八二である。即ち、南宋寧宗の開禧二年で、この年始めて元帝を稱した。之を蒙古太祖の元年とする。元寇の張本世祖忽必烈はその五代の大汗で、この間五十餘年間に、南金宋を略し、東高麗を従へ、西は中央亞細亞からヨーロッパにまで及んで、遂に本朝を窺窺するに至つたものである。

しかるに、執權時宗また剛膽、朝旨をうけてよく之を遵奉し、使者を責めて追ひ歸してしまつた。そして、關西沿海の防備を堅めて、來襲に備へる準備を怠らなかつたが、世祖は、翌六年、使を高麗に發して戦備を命じ、一方使を遣はして日本に來らしめなければならぬが、對馬の島民は幕府の令を以て拒んで入れず、蒙古使島民二人を擒にして歸つてしまつた。九月、高麗王は、日本をおそれ、その捕虜を送還すると共に、また蒙古中書省の牒狀をもつて來た。廷議、之に對しては、回牒を附すべくその案文を下附されたが、主意はしかし勿論要求を拒絶するものであつた。即ち、幕府は抑へて與へず。しかも朝廷の回牒云々の事が傳はると、之を痛嘆したのが有名

な東巖禪師である。京都正傳寺の僧であるが、骨髓に徹するの熱禱をさしげてこれが中止をいのつた。その願文諷經をよむと、剛壯雄大の文、憂國切々の情一篇の卷に横溢して、至情今日尙ほわれ／＼をして泣かしめ奮起させるものがある。その卷尾に附記されるといふ「すへのよの末の末までわが國は、よろづのくににすぐれたる國」といふ短歌がよく一篇の至誠を直截に諷破してゐる。

思ひ上つた世祖は、わが回書なきを以ていよ／＼怒り、一舉に大東の島嶼國を蹂躪しようと考えた。乃ち、趙良弼をして兵三千を率ひて遠征せしめんとしたが、趙良弼は兵力のよく屈すべからざるを説いて専ら外交によるべきを主張し、三度目の使として文永八年三一九九月十九日に筑前今津についた。太宰少貳經資國書を求むるに、趙良弼肯かすして、數々の國書に回報なきを以て、今度は直接京都に入つて渡すといふ。太宰府は極力これを拒んだ。良弼も止むを得ず、その副本を渡したが、それによると、この十一月を以て限り尙ほ牒報を得ずんば、兵船を艤すべしといふにある。太宰府の奏上によつて、朝廷では、とにかく返牒を送らうといふといふことになつたが、とう／＼之も停止になつた。この年蒙古は國號を建てて元といふ。九年、良弼は高麗王をして更に日本に説くべく、その使者を特派したが時宗

頑として肯かす。翌十年趙良弼再度の遊説にも空しく歸らざるを得なかつた。

こゝにおいて、世祖はいよ／＼外交遊説の功なきを悟り、大に兵を發せんと決心した。文永五年から十年にいたる五年間元使の到ること三回、高麗使二回、悉く拒絶された。屢々なる修交の使に名をかりて、實は國情兵備を偵察したのだらうといふ。最後にいよ／＼兵を動かしたのはその見込がついたからだ。文永十一年の三一九十月三日、忻都、洪茶丘を以て將とし、元軍一萬五千、高麗軍八千、梢工水手六千七百三四人、戰艦九百隻を以て註高麗の合浦を進發した。五日、その艦隊は對馬佐須浦に着いた。まづ對馬を襲ふはその定石的な順序である。對馬の守護代宗助國八十騎を率ゐて拒ぎ奮戦し、一族十二人と共に討死した。飛報は博多に飛び六波羅に飛んだ。

十四日、賊は壹岐を侵した。守護代平景隆百餘騎を列ねて之を拒いだ。が、之も衆寡敵せず、城に據つて自殺するの外はなかつた。賊は、勝に誇つて島民を殘害した。後代、倭寇の盛なるや、その勢猖獗をきはめたが、之は元寇の殘逆に對する國民的な報復であるときへいはれる。「むごい」といふ國語は、蒙古モンゴルといふ言葉に出自するといはれる位に、こゝに暴逆を逞しうしたのであつた。

尋いで、賊は肥前の沿岸に襲迫した。いはゆる松浦黨の將士之が防禦に多くは戰歿する。九州の諸族、少貳大友、臼杵、戸次、松浦、菊池、原田、大矢野、兒玉黨以下、神社佛寺の司に至るまで、集まるもの十萬二千、少貳經資諸軍を統帥し、島津久經は箱崎をまもり以て敵の至るを待つ。十九日、賊は筑前今津に進み、水陸相竝んで二十日には博多にせまつた。わが軍邀撃すといへども、苦戰克つ能はず、退て水城に據るの外はなかつた。

蓋し、辻博士によると、この苦戰は彼我戰法の相違に基づくといふ。わが軍は、源平以來の傳統によつて、隊伍を成さぬ個人闘争である。彼は隊伍堂々、將帥の指揮に動く團隊戰法であつた。故に、衆はよく寡を包圍してしまふ。重い甲冑武士は、身輕な蒙古兵のために自在に跳梁された。のみでなく、敵は、鐵砲と稱する抛丸を以て、之を飛ばして破裂せしめる。當時の戰記に「その引く時に鐵砲とて鐵丸に火を包んで烈しく飛ばす。中りて割るゝとき四方に火焰迸りて、烟を以て眩ます。又その音響甚だ高ければ、心を迷はし膽を消し、眼眩み耳塞がりて東西を知らずなる。之がため討たるゝもの多かりけり」とある。支那人の發明かアラビヤ人から傳習したか、とにかくこの火器の猛威は鋭かつた。かくの如き火器の使用は、一

世紀ばかりヨーロッパより支那が先きだといふ。以て、苦戰の狀知るべきである。天佑なるかな、この夜卒かに大風雨あり、敵の戰艦多くは巖崖に衝つて碎け、水に落ちて死するもの一萬三千五百といふ。元軍は、わが勇武侮るべからざるをおそれ、風濤の峻なるをおそれて軍を引いて歸る。わが軍之を追うも及ばず、わづかに後れて發した一船を捕へ、その兵二百二十人を捉へて斬つた。いはゆる文永の役といふものがこれである。

この防禦戰において、時宗の作戰は單に陸兵を九州にあつめたといふだけで、海岸防備や水軍を整備しなかつたところに弱點があつたと小笠原長生子は批判する。「筑陽記」に、「蒙古の軍兵攻め來らんとしてその備なし。博多の海邊より東は箱崎、多々良灣、西は鳥飼の海邊、姪濱生の松原、今津邊にいたるまで石壘を築きて、海面は急に一丈ほど高くなり、他方は斜めにして馬に騎りながら馳せ登り、賊船を見下して下矢に射るやうに拵へたり」云々とあるけれども、これはおそろくのちに建治年中、弘安の役に備へたそれであらう。今も遺存するものである。が、とにかくこの時は整備した水軍がなく、制海權を握られて海に自由な戰が出来ず、堅固な海上防禦がなかつたといふことに、たしかに一の弱點があつた。幸ひにも、神軍

の威徳と神風の天佑に一舉に却けることができたとはいふことは、人事をつくしての勇武の彼方に、超越した力を感ぜざるを得ぬ。これこそが常に神軍の威徳といふべきものであらう。

(註) 水野廣徳氏は、その兵力を蒙古兵二萬五千、高麗兵八千、合三萬三千で、損害一萬三千と説き、「日本海上權史論」のペラートは、合四萬、損害二萬とする。

文永の役が終つて、後宇多朝の建治元年^{三一九}四月、世祖は杜世忠、何文著以下數人の使を、高麗使と共に長門室津に送つて和を講ぜしめた。しかし、その國書は相變らざるの暴慢なものであつたから、之を鎌倉に送り、九月七日、杜世忠以下の五名を龍口に斬り、その首を梟した。之れ、元に對する最後の示威で、永くその窺察を絶たんとしたのであつたといふ。即ち、元の再攻に備へて、公私の用度を省減して、軍資を蓄え、益々守備を嚴にして要所には守護を新補した。北條實政を九州探題として鎮西の軍事を統督せしめ、宇都宮貞綱之れが補たり。京都の大番の兵をやめて東國南海の兵を九州に入れ、大に肥筑薩摩を守らしむ。また山陰山陽の兵を發して、長門をまもらしめ、東山北陸の兵をして越前敦賀を防禦せしめ、遂に更に進んでは、高麗に向つて征討の軍を起すべく企て、西海の諸侯に命じて異賊征伐のための水手

と壯丁と船舶と糧食を備へしめた。北條實政の探題の補任も、單に鎮西防禦の司令といふのみではなく、この異賊外征のための準備工作であつたといふ。

十二月、幕府は少貳經資に命じて、即ちその準備を指令したのである。同時に、安藝の守護武田信時にもこの事を令して少貳經資と協同すべきことを命じ、外征の實行は翌年三月として定められた。

鎮西奉行大友頼泰も島津久時もその用意の事守を命ぜられてゐる。この外征は、ひとり高麗のみではなく、もとより元にも及ぼすものであつた。是の時、國民は一致して元への敵愾心に奮ひ起つた。その物々たる壯志はよく募兵の文献に遺されてゐるといふ。例へば肥後の家人井芹秀重入道西向は、身八十五の頽齡を以てして、殘念ながら出征することができぬから、嫡子永秀當年六十五歳の老夫を始め、經秀三十八歳、一族秀南當年十九、彌次郎高秀四十歳、みな兵仗あり、出軍すべしと申出た。北山室の地頭眞阿尼は、巾幗の身にして出征が叶はぬから、子光重と賀の二郎公保を走せ參ぜしめると申出るなど、今日尙ほ懦夫をして起たしめるの慨があるであらう。この異國征伐の擧は、その後、元の再擧が傳へらるゝ等のことがあつて、専ら防備に守成するため中止となつたらしいが、かくして、この國難に處して

は國民の歸趨は自ら昭々たるものがあること、二千年の歴史を通じて、まことにわが誇であるといはねばならぬ。弘安二年^{三一九}六月元はまた、范文虎以下部將二人等をつかはして通交を求むるの書を持たせ對馬に來着した。文辭いよ、暴慢胴喝して、もし従はざれば來年四月再寇すべしといふ。時宗また、敢然としてこの部將を博多に斬る。即ち、元はいよ、再舉を決して征日本行省を置き、侵略の計を練つた。

弘安四年^{四一九}三月、いよ、征東の兵を發し、征東元帥忻都は、帥を率ひて高麗の合浦についた。范文虎は別に江南軍を率ひて江南から發するものである。忻都の東路軍は蒙古朝鮮の兵を合して四萬、軍船九百隻、五月三日合浦を發して一路東行する。范文虎の江南軍は主として漢の兵をのせ、すべて十萬、軍船三千五百艘である。即ち二軍を發して之を對馬壹岐の地に合し、日本へ大舉する作戰だ。二十一日、東路軍は先んじて右の地を掠め、姑らく江南軍の來着を待つた。松浦黨の將士、兵を發して防戦し、互に死傷あり、賊船轉じて筑前の海に進む。江南軍はまだ來ない。六月五日、更に進んで博多に迫り、志賀島能古島にあり。大矢野種保、同種村、夜襲して之を火き、河野通有は、伯父通時と共に輕軻を飛ばせて敵艦に斬り込んだ。

數十人を殺して、その一將を捕縛すといふ。大友、少貳、島津、秋月、菊池、竹崎の諸將各海陸に戦ふ。矢石交戦一ヶ月餘、江南軍はまだ來ない。その中に、惡疫が流行して僵るもの三千餘、遂に博多を退いて肥前鷹島を襲ひ、こゝに根據を堅めて江南軍を待つた。

六月下旬、江南軍平戸を経て鷹島に來着、東路軍に合した。爾後對陣一ヶ月、蒙古軍は、まだ上陸することができない。つひに上陸することができなかった。たゞ海上に舳艫相啣み、鐵鎖を以て巨船相聯ね、弩を列ねて矢石交戦するのみである。京師騒然、後深草、龜山の二上皇を奉じて鎌倉に避けたまはんとするまでに至つた。龜山上皇深く宸襟を惱ませたまひ、おそれ多くも、玉體を以て國難に代らんと願文を伊勢の大廟にさげられんとしたまうた。權大納言中御門經任を勅使として派遣されることに決し、「わが御代にしても、かゝるみだれいできて、まことに此の日本のそこなはるべくば、御いのちをめすべきよし御手づから書かせ給へる」を、御母大宮院姞子が諫められたのだといふ。御製に

明らけき神の國なるをす國と

頼む心もくもらぬものを

世のために、身をば惜しまぬ心とも

荒ぶる神は、照し覽るらむ

しかるに、閏七月一日夜、颶風卒かに大に起り、波濤洶き立ちて、賊船覆没破壊し、溺死するもの算なし。忻都、范文虎等、元將驚怖して逃れ去つた。少貳景資等機に乗じて一舉大に掩撃し、殺戮殲滅これを蹂躪した。降を乞ふ千餘みな塵殺され、元軍の死者十萬、高麗軍七千餘人、伏屍海を掩ひ、餘衆三萬三千人、わづかに身を以て朝鮮にのがれた。バラートは、蒙古軍の全損害十三萬と註してゐる。一方、元軍にして鷹島にうちあげられた殘兵數萬、張百戸なるものを將とし、木を伐りて舟を修め、歸計をなしつゝ、糧を絶つ三日。七月四日即ち之を探知して進撃これを塵殺し、わづかに干間、莫青、吳万五の三人をゆるして元に歸らしめ、以てわが威武を示した。これを弘安の役といふ。この役、われは兵力二十五萬と稱せられる。ために九州の海運杜絶して、全國的に糧食缺乏し、士卒も飢え疲れて弓を引く力さへなくなつたといふ。

時にたま／＼龜山上皇の勅使藤原爲氏は調伏の詔を奉じて伊勢の大廟にあつた。まさに歸らんとするに當つて、敵艦覆没の報を得、喜びの一首を綴る。いはく、

勅として、祈るしるしの神風に

よせくる波はかつ砕けつゝ

翌年、上皇また御安堵を御製にうたはせたまふた。

四方の海波をさまりて長閑なる

わが日の本に春は來にけり

蒙古は、再度の失敗に屈せず、更に第三次の遠征を企てたが、先きに文應元年二〇元主忽必烈立て貢を四方に徴する風説を聞き、我れ初めて彼を戒心してから茲に至るまで、蒙古の爲に奔命する十四年、元も根氣強く日本に執着した。弘安五年、兵を金州に發して慶元耽羅を衛戍し、以てわが進撃に備ふると共に、或は書を寄せて懐柔和好を求めたが、我はあくまでも對外強硬の主義を捨てず、斷乎としてこれを拒絶しつゝけた。弘安八年^{一九}彼は、第三次出征の準備ほゞ成り、朝鮮から兵船六百五十艘、女真から同二百艘、その他江南の沿岸に多數の船舶を徵發し、且つ軍糧として、米八百萬石を朝鮮南岸合浦に集蓄したが、果さず。忽必烈は、伏見朝の永仁二年^{一九}正月殂するを以て事は終つた。鐵木耳代つて帝位に即くや、老臣策を立て、日本經略の志を棄てしむといふ。蒙古としては前後三十年にわたり、日本經略の

素志を齎さなかつたものである。日本としては、神軍の威徳、神風の天助によりて、遂に三十年経略の素志を克服した。しかし、後伏見朝の正安元年一九〇正月またく未練深く國書を送つて通交を乞うた。之を拘留してまた返牒せず。大に九州の探題府を固め筑前姪濱に城を築き長門の探題また中國を警固して海防を嚴にし、北條氏のおはるまで、西陲の警備と防護は怠らなかつた。

元軍敗衄の原因として、辻博士は次の如き數條をあげて説明する。曰く、一に彼は水戦に長じなかつた。彼らは、漠北廣野の戦には、剽悍猛虎の如き勢威をもつても、水戦には一向駄目だつたと。而して、「宋元通鑑」の次の一文を抄する。「宋咸淳四年秋九月、蒙古劉整阿求と謀つて曰く、我が精兵突騎、當るところの者皆な破る。惟、水戦宋の如くならざるのみ。彼の長所を奪ひ、戰艦を造り水軍を習はす、則ち事濟る矣。乃ち、船五千艘を造り日に水軍を練る。雨ふりて出る能はずといへども、亦地に割して船と爲し之を習ひ、練卒七萬を得たり」云々。二に、かくして陸戦に長じつゝ、弘安の役においては遂に上陸できなかつた。之れ、文永の役に懲りて、わが國が極力上陸を拒む作戰に出たことが與つて重大な原因を成す。三に、范文虎の江南軍が遅着したからである。そのため、暴風期に遭遇せざるを得なかつた。

しかも、それが着いても徹頭徹尾上陸を拒がれ、海上に暴風にあはざるを得なかつた。四に范文虎の兵は、いはゆる蠻子軍と稱するもので弱卒であつた。蒙古はこれを新附とも稱したが、それは南方被征服の漢軍を主體とするものであつた。この蠻子軍が十萬の中六七萬を占めてゐた。しかも、范文虎自らが、宋の降將たるにすぎなかつた。その五に、船舶が脆弱であつた。すべて、出征の船としては之を高麗に命じてつくらしめたが、高麗は誅求に苦しんで堅厚なものをつくらなかつた。また支那で造つた船でも、姦賊を行ふものがあつて、決して堅造されたものではなかつたらしい。

こゝにいふ敗因をすでに内にしめて、一擧に神威に轉覆したといふのが辻博士の所見である。ところで、バラートが、蒙古軍の作戰について別に評論する。水野氏が之について紹介するところに従ふと、一は日本沿岸における海上作戰と颶風との關係について、あつて、バラートがいふのだ。「忽必烈は、天候に對して投機的な大冒險を企てたものである」と。しかし、水野氏は之に對して、實際の作戰においては、忽必烈はこの冒險に成功したものであるとする。蓋し、日本の颶風期は三月と九月で、大陰曆の二月と八月である。且つ、冬季においては、日本の北岸は

風浪常に險惡なため、小型船艦の作戰には不適當だ。故に、九州沿岸殊にその西北岸に作戰するためには四月から七月、大陰曆の三月から六月までを以て尤も安全な期間とする。蒙古の東路江南軍は、舊曆の五月、壹岐において會合する豫定計畫を以て、各々その根據地を發した。然るに、この會合がうまく豫定通りに行かなかつたことは前述の如くである。東路軍即ち高麗軍は、六月中旬單獨で博多に進み、鷹島に轉じ、漸くそこで江南軍との會合を果たした。この年は、七月に閏月があるため、六月中旬は、颶風に對して猶ほ十分の安全性があつた。故に、颶風に對する蒙古軍の作戰は一應合理的に計畫され、成功的に實施されたといはねばならぬ。會合豫期の如くならざりしは、通信と輸送の設備と機關の不完全な當時として誠に止むを得ない。蒙古軍としては、しかしこの遲着が東路軍の單獨行爲を促しまたその結果惡疫と難戰に陥らざるを得なかつた。當然の影響として、精銳な東路軍の士氣をすつかり沮喪するに至り江南軍到着の時は、もはや上陸を決行するの勇氣なからしめた。東路軍博多にあらはれて約二ヶ月、江南軍來着して約一ヶ月半にわたる間、かくして彼は上陸を能くせず、我は敵を海上に殲滅も出來なくて、兩軍共に疲弊した。之を以て蒙古軍では、颶風が起らなくとも、すでに、この時、退軍の議

さへ起つたといふ。たゞ颶風は戰果を徹底的ならしめた。さういふ疲弊を衝いて、偶然にも颶風が起つたといふことは、この二重の意味における全くの神助だつたといはざるを得ぬ。

第二に、バラートは、第二次戰における蒙古軍の作戰地點に關して、第一次戰と同じく、之を博多に目ざしたことを非難し、本州もしくは九州の他の地點に攻撃を目ざすべきだつたとしてゐる。之に對して、水野氏の講判は兵理としては異論ないが、當時の地理學的實際に従はねばならぬことにおいて、この兵理は沒意義だといふ。當時日韓支の交通は専ら博多を経て行はれたが故に、支那人も朝鮮人も、地理的には、全く日本にくらかつた。如何なる良灣が何處にあるかを知らなかつたかも知れぬ。海圖はもちろん陸圖さへない時代において、十數萬の兵をのせて四千五百艘の船舶を、全然未知の港灣に入れるのは、これこそがほんとの冒險であらねばならぬ。むしろ、それは無謀ともいふべきものである。この故にすでに熟知の博多に踏襲した氣持は十分に判る。のみでなく、蒙古軍はその船中に、夥しい農具を積載したといふ。このことは、適當の地に屯田する長期戰の態貌にあるものだつた。すでに、屯田の計を有する以上、まづ日本の最も堅固な防禦地區を、一舉に奪

取る必要があつたであらう。以て、後顧の患なからしむる所以であるから。而も、朝鮮との連絡に、捷徑の地を選ぶ必要もあつたとおもはれる。かくの如きものとして、之を條件的に見れば、その地は博多以外にない。第二次戦においても、第一次戦と同様、その攻撃地點を、まづ博多に選んだ所以でなくてはならぬ。で、バラートの非難は、必らずしもその肯綮に中るものでない。蒙古軍が、博多のみに目指したことを誤とするなら、日本が防禦地點をまた博多のみに目ざしたことも誤でなければならぬといふ。しかし之は水野氏の穿ち過ぎである。この攻防戦において、日本防禦の作戦は、條件的に「その攻撃地點」を前提的な目標とする意味において、之はどこから見ても誤ではない筈である。

以上、いづれも攻撃軍たる蒙古勢を主體に見た批評であるが、小笠原長生子は別に日本側を主體にして批判する。この意味で、それもまた一顧されねばならぬだらう。同氏は、その「皇國海上權力史」にいふのである。

「蒙古の侵入は、中古において、尤も劇しき國難で、忽必烈は絶大の雄略を抱いて、亞細亞歐羅巴を侵略した。旭日昇天の勢を以て、我を威歴せんと欲して攻めて來た。之は丁度奈翁が、英國に對せると同じ場合であつた。英國が、海上權を抑へておつたから、一步も踏み込まれなかつたが、日本は、海上權ではない風がその代りを成して防いだ。

風があつたために、彼は日本を征服することが出来なかつたが、これからのち、萬一忽必烈のやうなものが起つて、歐羅巴亞細亞を併呑するやうな勢で、來寇したら、どうであるか。いつでも頼みすることの出来ない風の代りに、常に存在してゐる海軍力があれば大丈夫だといふことは、明かにこの時の歴史が證明してゐる。この時たまたま風が起つたからよいが、若し起らなかつたならば、實に非常な困難であつたらう。つまり此時の状況を考ふるに、北條時宗の畫策宜しきを失つて居るものと見なければならぬ。世間或は時宗の果斷を賞し、又水軍を整備するの速がなかつたと云ふことを申すものがあるがさうでない。抑々最初元より修好を求めたのは文永五年であつて、其來襲は同十一年でございませうから、其間に六年の歲月があります。此間に、時宗が大船巨船を製造し、水兵を訓練し、完全なる舟師を編成して置いたならば、必ずしも是程の騒ぎに至らなくて、中途の海上で防ぐことが出来たかも知れない。殊に忽必烈が帝國に對して野心を抱いて居つたのは、國書捧呈以前より既に露はれて居つたのである。然るに單に沿岸防禦にのみ意を注ぎ、海上防禦を輕視して居つたために、國防宜しきを得なかつた。時宗は敵兵を國內において打破せんとしたのが、戦争困難なりし所以であつて、當時もし颶風起らざるときは、國家の前途實に憂慮にたえざる次第でありました。殊に又他に尤も注意すべきことは、勝敗に關せず、戰場を自國內に選ぶは、國家經濟上、尤も不利益なことである。この役においても敵は敗走したもので、我が方では、立祠宮殿の破壊、財寶貨物の奪掠等の目に見える損害の外に、其地方の住民は常識を失ひますから、國家の生産力を減じ、非常な損害を蒙つた。

九州西部一帯の人民を、假に百萬人とし、一人一日の收入價格平均當今の半圓と定め、ますれば、國家の生産力は實に日々五十萬圓の削減を來すものであつて、假令戰爭に勝つてもその損失を償ふことができませぬ。是は明らかに戰場は勝敗に論なく、自國以外に選ばなければならぬと云ふことの證據になります。

即ち、國土を侵さるゝは、そのこと自體、實戰の勝敗に拘らずすでに敗け戦だといふ見方から、國防の本義を海防におき、而して、海防の本義を海上防禦即ち海軍力の充實において考へる。議論の本筋においては異論がない。しかも、この見地から、元寇苦戦の原因をわが國として専ら陸に防がうとした誤謬において衝く。これも異存はない。かくして、水軍の整備、即ち海軍力の充實が、少くとも浦安の國日本としては、國防の眞諦だと説く。悉く同感である。しかし元寇の防禦、この侵寇克難の因づくところを、單なる颶風において考へ、この偶然がなかつたら、といふ假定方である。小笠原氏にいはせると、風が日本海上權の代りをした。つまりは、偶然のラッキーだといふ。科學主義的性格からの合理觀に因はれた淺薄な見方だ。假りに、之を偶然の風による幸運の勝利だと考へよう。さう考へて、元寇に對する國民敵愾の氣魄を、當代の時情に即して見る時、この勝利の上には、それが何の足し

にもなつてゐないのだらうか。風は偶然の神助だつた。まさに天佑である。その意味で、之を神風といふ。その故に、單に風で勝つたのではないと私は考へる。日本は、その時この神風で勝つたのだ。何の足しにもなつてゐないだらうかと私が敢て疑問の文態に反問したそれこそが、勝利根本の原動力ではないのだらうか。その眞實がじつはこの神風を現實に呼び起したのである。嚴密にいへばさうだからこそ、それが偶然の風ではなく、即ち神風たりうるのではないか。さうでないなら、小笠原氏いふが如く、たゞの偶然な風である。單なる颶風でしかない筈のものである。「頼みにすることは出来ない風」なのだ。けれども、この風は神風なるが故に、決して「頼みにすることの出来ない風」ではない。そんな神風は、根輪際ありえない。誰が何といつてもありえない。即ちたゞの颶風が、神風たるの意義を把握するのは、頭腦で考へただけの觀念構成ではない。或は時に颶風といひ、或は時に神風といふといふが如き單なる觀念ではない。それがそのまゝ、神風としての絶對の現實なのだ。さういふものでなくては神風ではない。人或は之を信仰だといふかもしれぬ。信仰とは、現實の認識であるといふ意味では、それはまさに信仰である。信仰とは、現實そのものであるといふ意味からは、更に立派な信仰

だ。しかし、信仰は現實を構成する、或はつくるといふ意味からは、それは決して信仰ではない。それは現實を媒介としての觀念の構成でしかないからである。で、神風とは、このやうな信仰の體系において頼みにすることの出来ない風の如きものではなく、あくまでも頼みにすることの出来ない風である。眞實に徹して、眞實を超える眞實無爲の世界で、始めて現實化して期待することの許される風である。

「常に存在してゐる海軍力」は、「いつでも頼みにすることの出来ない風」よりは大丈夫だといふ合理主義は勿論一のツルイズムでさへありうる。しかし、如何に整備したる海軍力といへども、單なる海軍力自體としては頼りになる神風ほどには決して大丈夫ではないといふパラドキシカルな命題を、いはゆる合理主義者が晒ふであらう。しかし、現實に神風を呼んで熱禱をさゝげる眞實な人には、神風は現實に期待されて然るべきものである。さういふ人たちの國では、時ありて忽ちに神風が咆哮する。神助の國だ。大日本帝國である。神風ははつきり大日本の現實なのだ。

元寇海防の意義は、そのいくつかの歴史的意義を壓して、この日本の現實を光耀した一點に、特に殊筆すべきものがあるとおもふ。一聯のその史乘において、この

日本の現實たる神風が、現實の上に顯彰されたところに、全幅の意義をひそめる。それが元寇海防の本義である。

第五章 國民海防——倭寇時代以降寛永年間朱印船の停止まで

遣唐使の廢絶後およそ三百年、支那でいへば、唐宋から五代北宋の頃まで、日支を來往した船舶は、殆んど支那船に限られたといはれる。海外渡航は國禁で、平安朝鎖國の時代だったからである。浦安の名が示すやうに、海を自然の防壁として、こゝに鎖國の形式による海防の中に閉ぢこもつた。かくして、遂に海は一の恐怖にさへなつたのである。しかし、遣唐使が實は貢聘形式による公貿易だった以來の消長の外それは渤海の滅亡によつて終熄するがに、太宰府が貿易の中心となり、而も、それは、公貿易の被衣に覆はれて、實は民間貿易への必然性と傾向を胚胎し、之れが、遂には公貿易たるの概念的な現實の桎梏を脱して、純一に、活潑な民間貿易への轉貌を果たしたことに、これはすでにはやく、延喜年間の博多津は商業都市として近代化するに至つた。而して、支那では、この時期に唐が亡んで五代に太宰府富豪として擡頭してゐる。而して、支那では、この時期に唐が亡んで五代になつてゐる。唐朝の凋弊以降、五代宋に至つては、特に支那貿易の發展は著しく、アラビア商人の東漸によつていよゝ顯著となり、その結果、江南の舶商は、アラビア商人の舶貨を盛に日本に轉販賣することによつて、成立したが、此の頃の日本としては、鎖國平安の眞唯中で、その末期においても、進取的には少しも振はずみなこ

れら支那の舶商を内地海港に迎へる形式の通商でしかなかつた。この時代、日支間の來往が特に支那船のみであつたといふ前述の事情をこゝで瞭解することができるであらう。それでも、この間に、國禁を犯しての密かなる貿易に贏利を考へた清原守武の如きがないわけではない。堀河天皇の寛治三年四一七から嘉保元年五七に至る五年の間太宰權帥たりし藤原伊房が、僧明範をして契丹につかはし、交易を行ひつゝあつた如きそれであつて、そのことが暴露して罪科に問はれたこともある。宋代になつて、わが國の源平時代以後に及んでは、宋商を對手にする日支貿易が盛んになつたことも前述したが、「宋氏日本傳」によると、内地の海港に宋商を迎へるそのみではなく、わが方からも相當に出かけたものらしい。しばしばわが商船が江南の地に漂到し、宋朝これがために詔して常平倉の宋錢を賑給し歸らしむることが散見する。「開慶四明續志」に、「倭人鯨波の嶮を冒して舳艫相衝み、其物を以て來り售る」といふが如きものだったのである。この頃、宋は貿易の利に國を立てんと欲して、外舶の來航を歓迎し、これら入津の客には、市舶司は酒食をさへ支給して歓迎したものだといふ。元との國交嶮惡の最中においても南宋との通交は依然として行はれたらしい。役後の數十年間、日宋の關係は、舊態をその

まゝに嶮惡を極め繼續したが、このことは幕府の海禁が前代以上に峻烈なものとなつたことを想像させる。しかし、事實においてはその反對で、海外渡航に如何なる制限も加へてゐない。弘安の役後、俘虜の逃亡を防ぐため大友貞親に命じて船舶の搜索を行はしめたことはあるが、之は一時的な警戒にすぎなかつた。しかも、元寇によつて海事思を刺戟された國民は、それによつて自信を蓄へ、退いて守るは進んで攻むるに如かずと考へたらしい。却つて貿易發展の勢を盛んにして、海外へ出るものが俄然多くなつた。元でも、さうした嶮惡の關係にも拘らず、我が商人に對しては之を遇する意外に寛容で、その請ひにまかせて黄金と銅錢とを交易することを許し、或は淮東宣慰使を楊州に置き、沿海官司に招諭してわが商船と通することを命じてゐる。これは、武壓に懲りて懷柔に轉じた元の政策であるらしい。爾後、吉野朝にいたる數十年間は、各時代を通じてわが商船が最も盛んに支那へ通交した時代であるが、しかし、これらは、大抵西海における冒險的商人の私船でさうでないものにわづかに天龍寺船の類があつた。

宋代、支那の貿易港は七つあつて、みな江南の地にあつた。泉州、廣州、慶元、上海、澈浦、温州、杭州である。元世祖の至元年間、こゝに市舶司を置く。之には、時代的な變

遷もあるが、前代からの對日貿易港として終始したものは宋代の明州即ち慶元である。南宋海外貿易のことを監理したのは兩浙市舶司であつて、始め高宗のとき之を秀州におき、臨安、明州、温州、江陰、秀州の市舶を統務せしめたが、孝宗の時代、これを停め、次いで光宗の時また之を停め、残るものは明州の一となつた。かくして明州はその傳統の地として、最も古く、最後までつゞいたもので、明州即ち今の寧波である。わが國の起帆地は中世をつらぬき殆んど博多で、のちに鎌倉時代初期から平戸があらはれる。従つて、博多を出た舟は、一度平戸に寄港し、東支那海を横斷して浙江省の明州に行つたものである。前述の如く、宋南渡してから後の貿易は、頓に殷盛を極めて、宋の財政は、その市舶の收入によつて支持されてゐたといつても可い。しかるに、貿易の發達に伴ひ、金銀銅の流出が夥しいので、遂にこれを制限せねばならぬやうになり、ために市舶の法漸く嚴勵をきわめて、その法嚴なるに従つては法網を潜るもの多く、官民結託して姦を行ふ。倭寇の患茲に萌すと辻博士はいふ。しかし之については後説するであらう。とにかくこの時代から高麗や元の沿岸を劫掠するものが漸く多くなつて來た。ところで、こゝではそれを説く前に、まづ日本における内國的な海寇について一顧せねばならぬ。

太古、「書紀」にはゆる海神大綿津見の後裔として安曇連が主長となり、その一族が筑紫の大藩としてこゝに蟠居したことについてはすでに物語つたところである。ところで、同じく筑紫の地には、その南方を大體の本據として早く熊襲なる一民族も占據した。この民族は、山にも海にも跳梁したが、大山津見が段々に懐柔して、遂にその麾下に潜伏する。山の幸海の幸証争の揚句、山神族は海神族に伏して帝業を扶翼することになるが、従つて、熊襲もその下に統一されたのである。然るに、熊襲と海神族を主とする海人部とは、その民族的根元を異にするため、とかく海上に事端を發して、その訕議を絶たなかつた。そして、その不逞の徒輩が、薩摩の濱海、九州の山谷に占據して海賊となり山賊となつた。上代、いはゆる「海にさはめくもの」である。これが、日本海賊の根元であつて、一聯の海賊史は、その歴史的な初頭をまづこゝに發する。しかし、それは、謂ふところの海賊ではなく、古い傳統における海人族として、塊然たる一の海豪であることはしばしばいはれてゐるところであるが、それが幾變遷を経て中世の海賊となつても必らずしも之を單なる流賊とは見ることもできない存在であつた。律令制度の頽廢、莊園社會の異常なる發達に伴つて、諸方逃竄の民を集散して邊土邊海に蟠居せしめたとしても、そ

れがそのまゝ、直ちに流賊化して海賊群となるには、日本の海上はあまりに狭隘で、そこには海族としての一の統制が、古き傳統における海豪によつて成立してゐた。日本の海豪なるものが何らの傳統をも有たぬ成上り者としては殆んど存在せず、いづれも古い名族である點に、その本質と性格が見出さるべきであらう。西海から瀬戸内海へかけての濱海に特にそれを固定的に蟠居させたといふことは、その地理的な條件にのみ基づくのではなく、その歴史が主たる原因になつてゐることを特筆すべきである。たとへそれが、單なる流賊的な海賊の故地にすぎなからうとも、その歴史性の上には、もはや流賊の本質と性格とを解消せずには止まないものがあつた。然るに平安朝中期以降、國司奸濫を極めて、地方に特に活潑な流賊的跳梁を見るに至つて彼らは、鳥散鳥集殆んど手がつけられなかつた。官物を奪ひ貢運を掠め、爲に海上杜塞し、殊に朱雀朝に至りては、その剽掠にざるなく、彼らは舟千隻をつらねて、敢て堂々抄掠した。而してそれは、純友の時代に至つて勢威を極めることが史上に著聞するが、この時代は、これを海賊時代といつていゝ位に、海豪の統制下においてしかも尙ほ、それが流賊的に跳梁したのであつた。しかし、嚴密にいふなら、それは、その本質からではなく、一の時代的な性格にすぎないことが

注意さるべきである。たとへば海族の戰國時代的擾亂でしかないのであつて、之には、尙ほ次の如き事情も考へられねばならぬ。即ちそれは、奈良朝以來の海賊群を根元的な主體として實體的には、難多な人民を併せ卒かに當代に膨張した結果として自然漸く弛緩した結合の關係に墮し、實は海豪を首魁としても、要するに烏合的に集群化したといふことである。しかし、それがのちまた漸く集團の固定化といふ傾向をあらはして、たとへば海の大名といふが如き形のものとして變化するに至つたのは、即ち室町時代以後であつたが、それが近世的には、一の水軍として組織化するのである。

後冷泉天皇の朝、また海賊のために海路梗塞し、爾來久しく患害を絶たず、而して崇徳朝、海賊また大に起るや、源平二氏命をうけて追捕し、頼朝の一統以來、武家政治の成立と共に遂に一應閉熄する。當代倭寇として朝鮮の濱海にまづ萌芽するものは、この海賊群を主流として、その亞流であらうとおもふ。彼らは、内國偏狹の地警察嚴正の小天地に躡踏するを屑しとせず、漂渺外海に波濤を踏んだのである。而して、その國內的な主流は時代の波を踏破しつゝ、それから多少の變遷を経て、遂に近世に水軍化する。故にかうした経緯において源平時代に次ぐ吉野朝の時代

では、爾來幾多の海事、發展的な動機を経て、爲に甚だ隆盛となつた。前代に跳梁した海賊群も、一應閉熄したとはいひ條、それはなくなつたのではなく、たゞ靜謐になつただけであるからとかく擾亂した海賊の亞流は、鎌倉幕府の檢正によつて、その鋒鏑を外國へ轉じた。吉野朝失意の群が、それに流入した事情も十分考へることができる。そして、一方内國のそれは、漸く近世的な水軍の建設へと要素化して行く。と共に内國航運の發展と進歩の上にも少からず動機化していつた。この時代の海運はその故に長足の進歩をなすに至つたのである。で、一度官軍に追討された尊氏が勢威を西海に扶植して堂々再び還りて京師を侵すや、まづ長府串崎に舟師を編成し、行く／＼船舶と舟夫と兵士を集め、鞆の津に至りては二十萬の大軍を上陸し、海陸呼應して、瀬戸内海と山陽道を制壓しつゝ、兵庫に向つた。その水軍の編成實に七千餘隻と註せられる。兵庫におけるその海陸の大合戦は、「太平記」や、「梅松論」を讀むことによつて、一世の壯觀を偲ぶであらう。こゝにおいて、官軍もまた水軍の偉力と必要に感じて、北畠親房は伊勢熊野の海賊を懐柔し、また瀬戸内海のそれと結託した。懷良親王脇屋義助の軍が、紀州伊勢の海賊群に擁せられて四國に入り、また四國の海賊河野氏の援護によつて四國瀬戸内海九州の一部

を控制したことはみなよく人の知るところである。かくして、吉野朝の海賊利用は、結果的に後世常備水軍發達の偶然なる契機を成した。蓋し、爾來、群雄割據した封建社會においては、とかく陸上の路は杜塞して困難な障礙を伴ふ。しかし海には封建的な障礙が比較的ないからであつて、海戦には必らず海賊を利用するのは外はないことが、それを水軍にまで性格化した。このことが、結果的にも海賊をいよ／＼海に跳梁させたのである。で、水軍は始め舟師としての意味しか持たず、それは主として陸戦を目的とし、即ち陸軍を動かすための水師とし、輸送船團艦隊の如きものにすぎなかつたが、それが水軍として嚴密な海軍的意義をもつに至つたのは、遙かに後世で、源平時代にやゝ傾向化すといへども、この時代でもまだ實質的に多分に陸軍的なものだつた。陸兵を船にのせたといふよりも、船にのつた陸兵といふ感じである。水手は、水手として船を行くには精達してゐるが戦は出來ない。水上の戦にも馴れない。で、戦士は戦士として、陸戦のそれを用ひざるを得なかつたといふのがたとへば壇浦海戦における實情であり性格である。さういふものとして中世以前の舟師を概念づけることが出來よう。だから、この時代における海防は、嚴密には、その海防線を、どこかの海岸に置かざるを得なかつた。進ん

では朝鮮の沿岸におき、退いては内地の港津に置く所以であつて、いはゆる海上防禦のそれはもたないから、領海の意義も範圍も極めて狹隘なものだつた。で、海上防禦的な純粹の水軍は、近世の初頭において始めて常備的に形式化して鮮明となる。その濫觴的な契機を成したのが實に吉野朝時代の海賊利用であつた。すなはち海賊が、近世水軍の直接的な母胎になつたのである。この故に、徳川時代になつても、水軍は、その因みを以て之を依然海賊といふ不名譽な名稱によつて呼ぶ。水軍の司令を海賊大將軍とよび、水軍を海賊衆とよぶ所以でなければならなかつた。

而して、それが水軍化した形式的原因は、海戦への發展であることはいふまでもないことで、船隊を一定の指令の下に進退操縦するとなれば、自らそこに船陣が考案されその變化が着想され、攻守の利益が計量されるなど、すべてにわたる海軍的技術と教養、戦略が要求されるのは、自然の結果でなければならなかつた。かくして、水軍の母胎が、直接的に中世の海賊であるといふ現實に即して、水軍的技術はまづ海賊群の内幕として起原し發達した。それが、戰國諸侯の預軍となつたといふ事情において、だから技術的に各個獨自のものを有して對立するに至つたのはも

ちろんである。それが、單なる預軍でなく本軍となつても、之を基調としてのものであつたといふその形式の上には、別に變りがない。そこには多少の變遷的な發達があつたといふだけである。この故に、いはゆる水軍軍法の上には、興亡する海賊群に即して多流濟々、幾十流に岐れて、流は流を生み派は派を生じて多彩を極める。で、まづその海賊群なるものについて更に一顧するとしよう。

吉野朝時代、海賊の水軍的利用については、その二三を語つたが、その後正中二年、建長寺船を元に遣はすにあたり、中村孫四郎なるものに命じて、その七月二十一日から八月五日まで、博多方面において海上の流賊を防がしめたことが傳へられ、至徳二年^{二〇}四月^{二七}日附「東寺百合文書」には、備後因島の地頭、海賊横領のため、職權を行ふこと能はざるにより、小早川氏これが預職となつたことを傳へる。村上氏また因島中庄にあつてこの地方の領有者たりし山城賀茂神社の命する、中庄の公文職を帶した。村上氏はもちろん小早川氏と雖、それ自體また海賊といはるべき存在だつたことが、興味深くこの事實を讀ませるであらう。かくして、その後、戰國の世となつては、いよゝこの傾向を盛んにして、應永年間細川勝元は水軍五百艘を以て山名宗全の水軍千七百艘と大物浦に戦ひ、更に下つて、武田信玄は水軍を編

制して、徳川北條兩氏を困しめ、里見北條兩氏は互に水軍を率ひて相模灘に相伐ち、毛利陶の兩氏また各々水軍數百艘を出して嚴島に戦ひ、織田信長はこれを以て朝倉氏を撃ち、毛利輝元は同じく豊臣秀吉にあたり、秀吉は水師を發して北條と四國を制し、家康大阪を攻むるにも之を備へた。これらはみな海賊の利用であり、その預軍として或は本軍として海上に活躍したのである。而して、足利氏の勘合貿易以來日明の通商開けるに及び、封建の諸侯各自にその貿易に従ふもの多く、これらが海上防衛のために、水軍の發達に寄與した功も見のがすことはできないが、これらの海賊群が、特に瀬戸内海を中心とする西海に蟠居興亡した事については、前述の如くである。即ち東馬西船の歴史的な性格と西國の人文的な發展の原因は、全くはその地理的條件が支配的なものであつたやうに、特に瀬戸内海は多島海として殊に安藝備後と伊豫三國交會の海上には島が多く、海賊的活動には極めて條件的であつた。海賊群の興亡がこゝを中心として行はれた所以であつて、その海上における境界は甚だ複雑であつた。而してこの内海中區の多島海は、内海を東西に分つ要衝であり、船路も從つて複雑である。で、内海でも、特にこゝを中心として海賊群が多彩をさわめる興亡を敢てした。ところで、内海を分つて大體四つに

區分できるとし、長沼賢海氏はその「嚴島附近の海上史」において次のやうに説明する。即ち、伊豫の上島能島弓削と大島の二地方の海域、安藝の東部と備後の海上を一つにした海域、安藝の西部即ち大體において今の廣島灣内外の地方海域の四區域である。中世こゝに海豪割據し興亡したのであるが、變遷複雑にして、容易に明瞭にはしがたい。人文上の變遷に見て、之を大まかにいふならば、嚴島神社を中心とする一勢力がこゝにあり、之に對して小早川一黨の勢力が西から侵入し、河野一黨の威力が南から北上して、大内氏の權勢が東から西へと發展し、且つ毛利氏が最後にこゝに南下して來た。この五つの權力がこの海上に扞格するに伴うて、從つて海豪こゝに相撃ち興亡したのである。その中で、古來最も著聞するものによつて村上氏があつた。

村上氏は、海豪河野一門義弘の流なりといふ。いはゆる海賊流を宗本家としてのその一族一流である。いはゆる河野十八家の一門として、始め伊豫に勢威を張つたが、鎌倉中葉頃、その主常陸介頼冬に子なく、本家通晴の孫小太郎道吉を養嗣子とするに及んで、更に堅實な地歩を固めた。而して、その後數代にして三郎左衛門義弘あり、これがいはゆる海賊流の鼻祖である。諸在の海賊群を更に大きく統一し、

内海を歴して一方に雄視したが、義弘歿するの後その嗣なく、吉野朝比、北畠顯家の子山城守師清、伊豫大島に來つて河野通能に海賊流水軍の秘巧を學び、能島に本據を置いた。師清に三子あり、次子は因島に、三子は來島にそれづくに水軍を擁して、海賊流に流統を嗣ぐ獨特の流儀を守つた。三つの島に、因んでこれを三島流といふ。別にその亞流らしきものに野島流といふものがあつた。野島は、能島と同じものであるかどうかは明らかでないが、野島の住人能登種政なるもの、後裔村上河内讃岐に移り住みてこゝに蟠居した。その先、野島に出でたるを以てその故稱を之に因んだのだといふ。これが毛利元就の水軍になつたもので、大内氏が強大を成した原因も、よく三島の海賊を操つたからであり、而して、三好海雲が京師にせまり、次いで堺浦の繁榮をひらいたのは、十河安宅讃岐等四國方面の海賊に擁せられて、その勢威に基くのだといふ。海戦史の上に特筆さるべき毛利氏の嚴島合戦において、これら海賊軍が如何に活躍したかは著聞するものである。「陰徳太平記」に、「宮島合戦の時、伊豫の海船、因島村上と次第に漕並べ、三百餘隻を杉形に備へて馳向へば、周防の大島宇賀島これを見て五百隻許り漕出し戦ひたりけれども、伊豫の船懸引の自在妙を得、周防の船叶ふべきやうなく、忽ち押立てられて大木の沖へ

引退く」云々とあり、陶氏は周防の海賊衆五百隻を以て、毛利氏は因島來島の海賊船三百隻を以て互に相伐つ状をいふものである。爾來それは毛利氏の船奉行として、村上河内以來その附庸水軍の將となつた。三島流から出た流派にまた一品流といふのがあり、之は三島流を以て村上氏毛利の旗本に屬するや、相傳のそれを折衷して一篇とし元就に致され、即ち毛利水軍の秘冊となつたもので、毛利氏が平城帝の皇子一品阿保親王に出づるに因んで命名されたものである。

次に、瀬戸内海をめぐる、嚴島附近に、廣島灣東岸の矢野氏、海岸に巳斐氏、福島氏、周防大島の諸氏、淺海氏、能美島の能美氏、江田島の江田氏、倉橋島一帶にゐた多賀谷氏があり、その外來島沖島には河野氏、備前兒島に四宮氏、讃岐鹽飽島に宮本氏、小豆島に寒河氏、阿波の鳴門に四宮、森氏があり、内海を離れて遠くには、出雲に藤原氏、豊前に玉野井氏あり。これら各氏が興亡の中に出没したのである。多賀谷氏またその正統を傳へて江戸時代を通じて毛利氏に仕へたもので、大内義興に仕へた武重を以て家筋の明かな家祖としてゐる。毛利氏に仕へたのは慶長年間らしい。これら、海賊の秘法として、一管流、甲州流、九鬼流、川上流、和泉流等々があり、それがそのまゝ諸家水軍の軍法章程となつた。各々、法令から陣法、兵器、氣象潮汐の觀測、航

海術等をもつてゐる。而して、これら諸流の水軍章程を統合したものとしてのちに徳川時代正保頃に完成されたのが即ち全流と稱するものであつて、全流は安田一重、守田康直、直貞等の案出に係り、豊臣氏朝鮮征伐における失敗に鑑み、之を實驗として編制されたもので、全流といふ名は、これら諸流派の統合を意味するよりも、己れを全うすとの意に出たらしいといふ。ヨーロッパの航海法をも、多分に取入れたものである。徳川氏撥亂ののちは、これら海賊衆悉く諸侯扶持の下に組織編制されてその船手組なるものに構成さるゝに至つた。向井將監が、幕府水軍の總司令として船手頭を世襲したるが如きそれである。

この水軍諸流の軍法は、大同小異にして、基礎的には一貫したものがあつた。で、それらが湊合編制された全流について語ることに、捷徑とせらるゝ所以であるが、之に先ち、まづ水軍の基本たる軍船の組織と編制、陣法一般について説明せねばならぬだらう。

まづ水軍の編制は將船を真中にその他の船がこれを圍んでゐる。而して、司令の下僚として第一に長臣があつた。次に船奉行、軍奉行、旗奉行がある。その中、主役は船奉行で、之は司令に副たるもの、船隊一切の指圖に當り、戦争の時、小舟で陣列

の間を乗廻り諸船に注意を與へ督戰する。その下に組頭があり、その次に大船頭がある。大船頭即ち船長であつて、船内一切の事及び模様などを掌つてゐる。その次が小船頭、之が現今の士官にあたる。小船頭は幾人もあるが、大船頭を助けて直接に水夫に命令を下すもの、之には種々の役目がある。まづ山立と呼ぶ役があり、小船頭中の巧者を以て之に充て、航海長の如き役目のものだつた。次に楫船頭があり、矢倉者がある。矢倉者は、帆の上下しを掌どり、すべて矢倉の上の事を專當する。即ち、船の後部は楫取頭前部を矢倉者が掌るわけであるが、之は現今の分隊長にあたるといふ。次に手索丸といふ役があつた。鳶口か熊手を持つてゐる敵船に近づくと、之に引掛けて捕獲するために船内に飛び込む役、次に鎖鋏役、之は鎖或は大綱を持つてゐる此方から敵船に投げかけ、また敵から投げつけられた綱索を外す任務のものである。次に大筒役に小筒役があつて、外に軍屬としての醫者があり、同じく船釣合役といふものがあつた。之は船大工から選ばれるので、常に船の平衡と重斤を正す。次に船大工と鍛冶。以上は皆な水夫の外であるが、別に按針といふものがあつた。天文を見、時を量り、航海の方向を考へる航海長の如きものである。諸流を一貫して、以上の諸役だけはみな殆んど備へるもので、その

外の役々になると、夫々の流儀で、特別なものが色々に考へられた。水軍の陣法としては、之も諸流の秘巧がある。しかし通法ともいふべき次のやうな基礎陣形が傳へられてゐた。

天地人の陣

船隊を分ちて三段とし、互に相應じて敵にあたる。

陰陽の陣

船隊を二分して、一は進撃に専らに、一は機を察して虚に乗ずる。之が諸陣の中基礎的なものである。

四武の陣

兵船を四隊に分ち、前後左右に備ふるもので、敵來襲の方向が判らない時の警固陣である。即ち方陣である。

五軍の陣

四武の陣の中央に尙ほ一隊をおいたもので、四武陣と同じく警固陣である。

六花の陣

五軍の陣のどこかに尙ほ一隊を加へる。

七曜の陣

兵船を七分し、まづ二隊を竝べ、少し離れて更に三隊を竝べ、また少し離れて残りの二隊を竝べる。即ち二三二の三個横陣である。

魚鱗の陣

三角陣で、劍先形を成す。各船を密着せしめて進航せんとする場合、或は敵に比べて寡勢なる時に用ふる陣形で、海面潤からず、もしくは河川に利あり。

鶴翼の陣

恰かも鳥の兩翼を張りたるが如く、兵船を横に配列し、敵を包圍して攻撃するの陣法である。海面廣きに利あり。

長蛇の陣

兵船を縦に置き、船體相啣んで首尾相應じ敵にあたるもの。

偃月の陣

敵に對して三日月形に備へる陣法。又、彎月といひ、箕手備ともいふ。鶴翼の陣とひとしく包圍陣である。

鋒矢の陣

鋭い凸横陣數個を縦においたもので、之を甲矢、乙矢、丙矢などと稱し、甲矢まづ敵に衝つて敗るれば乙矢代つて之にあたり、同様にして丙矢があたる。敵が鋒矢のときは、我は偃月に備へる。蓋し水軍の戦法は、たえず敵を包圍する態勢が最も有利だからである。

方圓の陣

大小の舟船を雜然と置いて豫じめ、整形を成さず、機に應じ變に順ふて自在な陣形に整ふるもの、また一の陣形であるが、陣形以前の陣形ともいふことができる。これはゆる無形の陣である。

圓形の陣

兵船を圓形に配置するもので、實數よりも小勢に見えて、かくして敵を誘ひよせ、しかる後適當の陣形に變轉する。敵が圓形なれば我は衝輓に備へる。

衝輓の陣

二列縦陣のやうに備へるもので、左右兩列互に相授けて敵にあたる。敵が衝輓の時は我は鶴翼の包圍陣を取る。

雁行の陣

此の備は、左或は右を先鋒とし、後續船を斜に備へるものであつて、敵雁行の時は我は圓形に備へるのが利である。

兩翼の陣

凹横陣にして、ほゞ偃月や鶴翼の陣法に等しく包圍陣である。左右の強弱平衡に留意すべきである。